

I
103

東京專門學校法律科
高田早苗講義録

英國憲法

高田早苗

031422-000-5

工-103口

英国憲法

高田 早苗 / 述

M32?

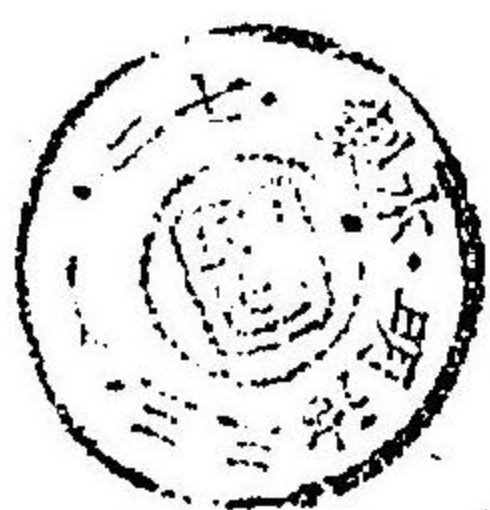
BBE-0007



高田早苗講述



憲法



東京專門學校藏版

英國憲法目次

上編 立法部

第一章 總編

○第二章 國會の會集

○第三章 庶民院議員たるの資格

○第四章 庶民院議員の選舉人

○第五章 庶民院議員選舉の方法

○第六章 庶民院の特權

第七章 貴族院を論ず

第八章 立法の手續を叙す

第九章 國會に於ける王室

第十章 國會の司法權

下編 行政部

頁
一
二
三
四
五
六
七
八
九
一〇
一一
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五

緒言

第一章 君主

第二章 内閣

第三章 行政各部

第一節 行政職 (The Executives)

第一款 樞密院 (The Privy Council)

第二款 大法官 (Lord Chancellor)

第三款 内閣官 (Lord Privy Seal)

第四款 國務尙書 (The Secretary of State)

第五款 大藏省及び主税局 (The Treasury and the Exchequer) 二五四

第六款 郵便局 (Post Office) 二六九

第七款 海軍省委員會 (The Admiralty Board) 二七二

第二節 管理職 (Regulative Office)

第一款 商務局 (The Board of trade) 二七九

第二款 工務局 (The Board of works) 二八四

第三款 地方政務局 (The Local Government Board.) 二八五

第四款 樞密院の教育委員會 (The Committee of Council on Education) 二八九

第五款 ランカストル公領總裁 (The Chancellor of the Duchy of Lancaster) 二九四

第六款 愛爾蘭事務局 (The Irish office) 二九五

第七款 蘇格蘭事務局 (The Scotch Office) 二九六

第八款 農務局 (The Board of Agriculture) 二九七

第九款 君主の法律顧問官 (The Law Officer of the Crown) 二九八

第九款 君主の法律顧問官 (The Law Officer of the Crown) 二九九

第九款 君主の法律顧問官 (The Law Officer of the Crown) 二九九

第四章 司法制度

第一節 法廷の沿革

第二節 一千八百七十三年改革の當時に於ける法廷

第三節 最高等法院 三一四

第四節 下級院裁判所 三二〇

第五節 最高等法院以外の諸法廷 三二六

第六節 最終控訴法廷 三三三

第七節 君主と法廷との關係 三四〇

英國憲法目次終

英國憲法

高田早苗講述

上編 立法部

第二章 總論

英國憲法の講義を爲すに當り第一に訴へ置くを要するは之れを明瞭に講説するとの困難是れなり。教授ダイシ一其の著書の中に述べて曰く「英國憲法の曖昧模糊なるとは却て其特種の味なるべしと雖も英國憲法を研究する者の身に取つては佛蘭西白耳義若くは合衆國の如き成典憲法を有するの幸福を得たる國の學者を羨むべき道理は必ずや之れあるべし。此等の國の憲法の箇條は印刷したる公文の中に存し人民皆之を知り字を知る者皆之を研究するを得るなり。彼の不成典憲法の利益あるとは措て問はず其の個條を説明するの任に當れる講師は其の不成典なるが爲めの特別の困難を感せざるを得ず」云々と。英國憲法を講説するの困難は實に教授の説の如し。若し余にして米國の憲法を講説するの任に當らん

二
か其の困苦は英國の憲法を講するよりも遙に少なるべし。米國の憲法を講説せんと欲せば文法の規則と米國法律の智識と米國の歴史及び判決例等を以て指南とせば足れり。彼のストリー若くはケントの如き有名なる憲法學者が米國憲法を講説するに當りても亦是等を指南と爲せるに過ぎず。之に反して英國の憲法を研究するは恰も迷路に入るが如し。殊に明文と實際との差違の如きは人をして五里霧中に彷徨せしむるに足る者あらん。人若しブラックストーンの書を繙きて英國憲法に通したりと爲し英國憲法實際の働きを見は忽にして自家の満足を毀ふべし。若しスチーフンの註釋を讀みて英國憲法の實際と比照せんか疑團忽にして起るべきなり。然れ其他の憲法に先達ちて研究するの必要あり否英國憲法は是非に講究せざるべからず。何となれば英國の憲法は他國の憲法の標準なればなり。先祖なればなり。憲法學者の金科玉條として貴重するものなればなり。諸君は日本憲法を研究するの参考としても亦今日勤めて之を講究し置かざる可らず。此頃英國憲法に關する二三の名著述英國に於て出版されたり。而して其中アンソンの著せる『憲法の法律及び習慣』(Laws and Practices of the English Constitution) 最も斬新にして参考に適せり。故に余は専らこの書に憑り其の他の著述を参考し成るべく明晰なる講説をなさんと欲す。然れども諸君も亦講説の困難を察し疑はしきことは幾度も之を質して余をして其結果を得せしめ隨て諸君も英國憲法に關する明瞭なる概念を得られんことを希望せすんはあらず。扱て英國憲法を論するに先達ち先づ定むべきは憲法とは如何なる者なるかと云ふの問題なり。此問題を定むるには有名なる『法理學』(Jurisprudence) の著者ホルランドの所説に従ふを穩當なりとす。ホルランドは法律を大別して三種と爲せり。而して此の三種の中第一と第二は眞に法律と云ふ名を下たし得るものにして、第三は法律と云ふよりも寧ろ道徳と云ふを適當とするなり。總て法律と云ふものは人の權利を定むるものなるが其の權利を定むるに付て人民と人民との間の權利を定むるものと、政府と人民との間の權利を定むるものと、國と國との間の權利を定むるものとの三種に別つを得。第一人民と人民との間の權利を定むる法律を總稱して私法(Private Law)と云ひ、第二政府と人民との間の權利を定むる法律を公法(Public Law)と云ひ、國と國との間の權利を定むる法律を國際法(International Law)

三
英國憲法 上編 立法部 第一章 總論

と云ふ。此三種の法律の中にて第一、即ち私法は主権者権利者義務者なるものか
別々に成立せり。即ち私法の場合に於ては別に主権者なるもの存在して権利者
の権利を備へ義務者をして義務を盡さしむるなり。第二の公法も亦第一の如く
主権者権利者義務者の三種ありと雖も、此場合に於ては主権者か権利者若くは義
務者を兼帯せり。何となれば公法は前陳の如く政府と人民との間に権利義務を
定むるものなれば権利者義務者の内何れか一方は政府にして政府は即ちまた主
権者にてあればなり。第三の國際法に至ては権利者義務者ありて主権者は之れ
あらず。假令は日本が権利者にして英國が義務者なるとき英國をして其義務を
盡さしめ、日本の権利を備へるものあらざるなり。若し之を爲すの主権者ある
ときは其國は即ち其主権者の屬國なりと云ふべし。然らば即ち私法には主権者
権利者義務者の三種各別に存するも公法には主権者権利者義務者の三種各別な
らず。國際法にては皆に権利者義務者の二種あるなり。而して私法には必ず制
裁之れに伴へども公法には伴ふこともあり、或は伴はざることもあるべし。國際
法に至ては主権者なきを以て制裁を行はれず。是を以て制裁の有無より區別す

四

れは國際法は制裁全く之れなきを以て法律と云ふへからずして徳義と云ふて可
なり。而して公法は半は法律、半は徳義と云ふべく、私法は純然たる法律と云ふべ
し。以上論ずる所に於て法律の三大區別恐らく明瞭ならん。
法律に三種あり。然らば憲法は此三種中何れの處に合當さるかと云ふに、憲法
は即ち政府と人民との間の権利義務を定むるものなれば公法の部類に屬すべき
ものとす。

進みて憲法の定義を下さんに、憲法の定義には種々の税あり。ダイシーは曰く「憲
法は一國に於ける主権の分配及び其の行用に直接又は間接に關係ある諸般の條
規なり」と。ホルランドは曰く「憲法の主要の職務は一國政治の中心力の所在を表
明すると是れなり」と。ホルランドの先輩なるオースチンの説に由れば「主権を掌
握する所の者の性質を定むる人定道德及び人定法の混合物を憲法と云ふ。又共
和政體の場合に於ては主権者の軀を組織する諸員が如何に其權力を分有するか
を定む」と云へり。又ベチホットは曰く「國の政權を司る人、其の相互の關係法律を
制定する方法及び之を執行する方法、并に國民は虐政に對して如何なる防禦の道

を有するかを定むる所の諸般の制度習慣を憲法と云ふ』と。之を要するに憲法なるものは「主権の所在を定めて以て其國の政體を明かにし、次に主権を組成する各部分の性質作用及び其相互の關係を定め且つ政府と被治者との關係を定むる所の者なり』

以上の講述に於て憲法なる者は法律中如何なる地位を保つものなるを論じ、次に憲法の定義は如何に下すべきかを究められは順序として此次に述ぶべきは憲法には如何なる種類あるかと云ふとなり。憲法に二種あり、成文憲法 (Written Constitution) 不成文憲法 (Unwritten Constitution) 是れなり。然れども成文、不成文の語は其當を得されは之を成典憲法 (Codified Constitution) 不成典憲法 (Uncodified Constitution) とするを可とす。如何となれば所謂不成文の憲法を有する國にても一部分は成文なる典章あり。例へば英國の憲法の如きは不成文なりと雖も、其一部分即ち王位繼承法の如き或は權利法典の如き或は人身保護律の如きを始めとして種々の成文の法律あり。又成文憲法の國にて不成文の習慣は毫末なしと云ふべからず。故に『書き付けて有る無し』と云ふことにては其の區別を爲し難し。仍て語を換へ

て成典、不成典とするを妥當とす。即ち英國の憲法の如き一部分は成文なれども一の法典の中に取り纏められは成典憲法とは云ふべからず。北米合衆國の憲法は一二の習慣に依るものありと雖も其の大體は一の法典中に纏まりあるを以て之を成典法と云ふて可なり。

憲法の種類右の如し。次に英國憲法は如何にして出來し者なるか、且つ如何なる特質を有するかを觀察せん。英國憲法は如何にして出來たる者なるかを研究するは甚だ容易にあらず。博士スタブスは曰く『現在の根據は深く過去に蟠る』*The roots of the Present lie deep in the Past*』と。英國の憲法が如何にして出來たるかを知らんとするには英國憲法の沿革を取調べざるべからず。即ち英國の憲法史を研究せざるべからず。然れども憲法史は一大科目なれば次學年に於て特に之を講すべし。抑も英國の憲法は何人か作りたるとして其の八を指し示すべきに非ず、多くの星霜を経るの間に不知不識發達したるものなり。而して其發達も人工を加へて改造したるにあらず、常に修繕を爲しつゝ發達せしめたるなり。例へば茲に家あり、先祖傳來の家なりと雖も漸次家族の人數を増し家内の暮し方更りたるが

故に改築は爲されども其間取造作等を直したり。今日に於ても其家の大躰は變らざれども代々の主人之を修繕したるを以て其家の内部大に昔日と趣を異にせるが如し。佛國のトクヴィルは『英國の憲法は成立たず』(The English Constitution does not exist)と云へり。其漸次變更せるか故に成立たざるか如き觀あれども其變更は家内を修繕したるが爲にして大躰は異なることなし。即ち數回修繕の爲め家の大躰は少しく曲りたるも雖も間取便利となり他所に轉居も爲し兼ねると云ふは英國憲法現在の有様なり。

英國の憲法は理論と實際と相異なる點多し。是を以て吾人か之を研究するにも實際に注意して明文に欺かれざらんことを要す。今一二の例を擧げん。先づ立法の事より云はん。明文に依れば英國の立法は『國會に於ける王室』(The Crown in Parliament)これを爲すと云へり。之を解釋すれば女王が貴族と庶民を召集して立法を爲す則ち女王が立法の主任者にて貴族庶民に相談し其の承諾を得て法律を作る次第なり。然れども實際を云へば女王貴族庶民の中にも最も立法に權力あるは庶民なり。總て財政の事に關する議案の如きは庶民が發議の權及び又監

督の權を有ち、又他の立法に關しても最も勢力あるは庶民なり。王室は如何と云ふに、ヘンリー六世の時以來自ら主として法律を制定するの權を失ひ、貴族庶民が制定したる者を可否するの權力丈けを有せり。女王アンの時即ち今を距る百七十年以前よりして可否も尙ほ爲さず、庶民院を通過し貴族院を通過したるものは無論之を裁可するととなれり。又行政の方を觀ても明文と實際との相違は甚だ著し。又行政は『會議に於ての王室』(The Crown Council)これを爲すと云へり。此は女王が行政會議に列する所の大臣を召して之に顧問し、政治を爲すと云ふことなり。然るに實際を云へば、女王が自ら行政の事に干渉すると云ふことはあらずして所謂君主無責任大臣責任と云ふ事行政の上に行はれ、政治は總て總理大臣責を帯ぶることとなれり。又行政の局に當る諸大臣の如きも明文にて云へば女王か之を命じて女王の欲する時のみ在職せしむることなれども、實際より云へば儀式上は女王の任命すること勿論なるも間接には國會の多數か選出するものなり。又明文の上に云へば諸大臣は國會議員を兼ねざるも可なりと雖も、實際は之を兼ね又兼ねざるへからず。

此の如く明文と實際とは著しき相違あり。何故に斯る著しき相違を生じたるかと云ふに憲法が自然に發達したるか爲めなり。委しく云へば此の如く明文と實際との差を生じたる原因に二種あり。第一は英國の憲法が所謂不成典憲法なるが故なり。尤も明文と實際との相違を生ずるは必ずしも不成典憲法を有する國のみには限らず、北米合衆國の如く成典憲法の國にても今日に於ては此相違甚しきものあり。其の一例を舉れば大統領選舉の如き是れなり。北米合衆國の大統領選舉は複選舉なり。即ち各州の人民が大統領選舉者を選挙し、此選舉者をして更に大統領を選挙せしむるの法なり。彼のアレキサンデル、ハミルトンを始めとして當時米國憲法を制定したる人々の考には人民をして直接に大統領を選挙せしめなば或は其の當を得ざるの恐あらん、之れを複選にし優れたる眼を以て選定せしむるに若かずと思へり。即ち大統領選舉者をして獨立の判斷を爲さしむるの精神なりしに相違なし。然るに今日の實際の有様は余はハリソンを選ぶべし或は余はクリーブランドを挙げべしと明言せざれば人民は其の人を大統領選舉者と爲さず。此有様に由て見る時は今日の大統領選舉者は人民が大統領を指名

する爲めの使者たるに外ならず、決して獨立の判斷を爲す者にあらざるなり。由是觀之今日の大統領選舉者の地位と憲法制定者の意とは大に懸隔あるにあらざるや。右の如く成典憲法の國に於て尙ほ明文と實際との差を生ずるが故に不成典憲法の國に於て明瞭なる成典なき爲めに其の差を生ずること一層甚しきは許さざるべからず。第二の原因は如何と云ふに英國に於ては國會に於ける王室が主權者なり。即ち國會が最上權を握るか、故に特に明文と實際との差を生じ易しと謂はざる可らず。成典憲法の行はるゝ米國の如き憲法其の物が最上なるが故にこれに齟齬したる立法は容易に爲すを得ず。是を以て其の明文と實際と異ると勘しと雖も、之に反して英國の如く國會に無上の權力あり、且つ傍に標準とすべき成典なき國に於ては或は特更に、或は不知不識の間に差違を生ずるを免れず。以上の二理由あるが故に英國憲法の明文と實際と相異なることあるは勢ひ已を得ざるなり。

第二章 國會の會集

英國憲法を講ずるに當り先づ立法部の事を論じ次に行政部に及ぼすべし。而して立法部の事を論ずるに當ては左の順序に従ふべし。

第一 國會に召集せらるゝ者は如何なる人々なるか、議員を召集する手續は如何、議員は如何にして其の職務に着手するか、國會の延會停會及び解散は如何

第二 國會二院の組織、二院の議員職に就くの手續、議員各自の特權及び全體の特權如何

第三 二院聯合して立法を爲すの順序如何

第四 王室と二院との關係及び立法に關する王室の地位は如何

第五 王室か國會に干渉したる顛末如何

第六 立法外に國會の爲す所の作用如何

右の順序に従つて講説を爲すに當り、先づ第一に知るを要するは立法に關係するもの果して誰々なりやと云ふ問題はなり。英國の立法は王、貴族及び庶民之を爲

すと雖も、名義上より云ふときは主として立法の事に當るものは王室にして貴族及び庶民は之に對し意見を述べ承諾を與ふるに過ぎず。故に如何なる法律と雖も其の冒頭に左の文を掲げざるはなし。

『此國會に集りたる僧侶貴族及び庶民の意見に従ひ其の承諾を經、且つ其の保證に依りて、女皇陛下は以下の如く制定されたり』

法律制定の實際の手續及び王室と立法との關係の如きは後段に於て證明すべし。立法部の權力大なることは其の組織と立法の手續とを説明する後に於て見るを以て順序なりとす。故に此處にては法律は國會の制定する所のものなり、國家を組織する二院及び王室は同意に由りて制定せらるゝものなりと云ふことを述ぶるを以て足れりとす。

余輩は第一に國會に召集せらるゝものは誰なりや、如何なる目的の爲に召集せらるゝか、如何なる方法に由りて召集せらるゝか、其の職務の手續は如何、其の解散の方法は如何等を講述せざるべからず。而して之れを講述したる後余輩は國會の職務の何たるを發見すべし。即ち國會なるものは單に立法の爲にのみ召集せら

るゝにあらす、總て公益に關する事を審議し、大臣の行爲を批評し、政畧の大體に付て王室に建白し、政治上の大罪人を審判する等種々の職務あるとを悟るへし。然れども余輩の特に此に研究せんことを欲するは國會の法律上の組織、其議員及び各院の法律上の權利、王室と共に立法を爲すに付ての其の權力等是れなり。公益の事に關し審議する權利、大臣の行爲を批評する權利等も亦憲法中の事項なるを以て國會の特權を論すると共に説明するを必要とす。然ども先づ第一着に國會に召集せらるゝ者は誰なるやを説明せざるべからず。

國會に召集せらるゝものは誰なるやを説明するに付ては少しく歴史に遡るの必要あり。何となれば各時代に於ける變遷の一般を知らずんは今日の實際を解し難きの虞あれはなり。然ども之を爲すに當て遠く遡孫賢人集會の時代若くはノルマン大會議の時代に遡るを要せず、中央に來りて事を議するか爲に各地方の人を集めたる手續は千二百十五年に發布されたる大憲章の中に記載しあるもの最も古きか如くなれば先づ之を述べて其の後の沿革を略陳すへし。大憲章の第十二條に曰く『スキニイテイヤ及びエイドは王が虜はれたる時、王の身體は償ふか、皇

太子加冠するか、皇長女始て嫁婚するときの外は一切國民の熟議を経たる後に非されは課するを得ず』と。又其の十四條に曰く『スキニイテイヤ及びエイドを課せんか爲め國民の會議を開くに當り王は各別の召集狀を以て大僧正、僧正、アール及び大バロンを召し一般の召集狀をシェリフに別ちバロン以下の直隸受領者を集むへし、集會の時日は四十日以前に報告すべく、召集狀には必ず召集の理由を記載すへし。但し當日出席したる者の決議は欠席したる者をして遵奉せしむるの効力あるものとす』云々と。之に由て見るときは當時已に課税の爲に人を召集する事あり且つ貴族及び庶民の差別既に萌芽を現はしたるか如しと雖も、之と後の國會とを比較するときは大に異りたる所あり。即ち此召集法は代議制度ならず、且つ單に課税の爲に召集するものにして政治の大體に關し王に意見を述べたるか爲に召集せられたるものにあらす。蓋し大憲章發布の年貴族か之に抗するか爲に會議を開きたるに當り、各州をして四人の代議士を出たし之に參せしめたるのであるのみならず、州の會議に於ては是より以前既に代議制度行はれたりと雖も、大憲章の定めたる召集法は直隸受領者を集むるか爲に召集狀を發するものなるに外

ならざるなり。千二百五十四年ヘンリー三世、ガスコネーに赴き不在なりし時に際し攝政各州に令して四人の代議士を出さしめ、各ダイチシー(宗教上の區劃)より僧侶の代議士を出さしめたることあり。其の後有名なるサイモン、ド、モン、ト、フ、オルトは始めて各都府をして代議士を出さしめたりと雖も、國會召集の法完全なるに至りたるは千二百九十五年エドワード一世が彼の後世より『模範國會』と稱する國會を召集したる時に在り。此國會を開くに當て僧貴族、俗貴族、僧侶及び州と都府との代議士始て召集せられたり。此時より以後今に至る迄英國の國會は僧侶、貴族及び庶民を召集して政を議するの所なりと雖も、實際に於て其の以後又多少の變遷なきにあらず。即ち彼の僧侶は俗人と共に召集せられて課税の事を議するを好まず其の初めに於ては特に自ら會議を開き課税の事を論したりと雖も後に至りては遂に之れをも爲さずして今日に至りては僧侶別に代議士を出すことなく、庶民と貴族とが議決したる租税を甘んじて拂ふことゝなれり。然れども今日に於ても彼の僧貴族は貴族院議員として國會に列するものたるを知らざる可らず。以上述ふる處によりて之を見れば英國の國會は貴族、僧侶、及び庶民の三

種族召集せらるゝものたるを得べし。然れども是れ名義上の事にして實際に於ては僧侶國會に出るを好まず。遂に貴族及び庶民の二種召集せられて國會に列席するとなれるなり。

次に議員召集の目的を述べし。往時王の議員を召集するや其の目的二つありしなり。其の一は租税を得んか爲めにして其の二は王の施さんとする政略に關し國民同意なるや否やを慥かめんか爲めなり。故に當時王は各州のシェリフに充分なる權力を有する代議士を出さしむへしと令せり。蓋し代議士租税を納るゝとを承諾するも庶民其の議決を肯んせず之を拒絶するときは無効に屬するを以てなり。又庶民の代議士をして政略の大體に關し評議せしめ、宣戰媾和の如き問題に付ても喙を容れしめしは之をして快く租税を納めしめんか爲に外ならず。然れども當時代議士は敢て進て政略に關する意見を述る時は其の政略を實行する費用を政府に納るゝの責任を負はんとを恐れ、謹慎を旨として唯に批評的精神を以て喙を容るゝに止めたり。之に反して現時に於ては庶民の權力大に増加し國家の財政は全く其の監督に歸せり。今や國會の干渉なくして王室の收納し

得る所のものは一日も政府を維持し得るの額に達せず。今日と雖も國會が毎年議決するを要せざる収入ありと雖も之を適用するに當ては國會の承諾を経ざるを得ず。故に財政の一點より論するも政府は毎年國會を召集せざるへからざるに尙ほ此他國會を召集せざるへからざる理由あり。今や政府の機關は往時の如く簡單のものにあらず。絶えず立法を爲して以て足らざるを補ひ誤れるを正すの必要あり。國會の議決したる法令の如き一時經驗の目的を以て制定したるものなり。又立法部より行政部に附與する所の權力の中には一時限りのもの少なからず。其の他種々雑多の必要よりして毎年立法を要すると少なからざるなり。故に今に於ては毎年國會を召集するの必要あり。而して今の國會は古の國會の如く立法を爲すに當り躊躇逡巡するか如きとあらざるなり。以上述ふる如く英國の女王が國會を召集するの目的は専ら財政及び立法の爲めなりと雖も召集の勅詔中には殊更に之を明言するとなく、只人民を會して國會に於て其の意見を述べしめんか爲に云々と云ふに過ぎず。

議員召集の目的は右に述るか如くなるか之を召集するに當て女王は勅詔を發するを常とす。近代に在ては國會の集會に間斷なきを期するか故に女王は同一の勅詔を以て一の國會を解散し、直に次の國會を召集するなり。則ち此勅詔は現在の國會の出席の義務を解き更に人民の意見を聽くか爲めに新國會を召集せんと欲す云々と云ふの意を記載するものなり。且つ此勅詔中には大貌列頓及び愛蘭の大法官に召集狀を發すへき權力を附與したる旨を載す。詔勅出つるの後大法官は召集狀を發して議員を召集す。大法官の發する所の召集狀は凡そ五種の人に宛てたるものなり。則ち英國の俗貴族、英國の僧貴族二十八人の愛蘭の俗貴族、高等法廷の裁判官、アトキ、セテラル及びソリントル、セテラル、女王のエンセント、サーゼント及び國會に議員を出すの權利ある各州各都府の復命官等は召集狀を受くる所のものなり。此召集狀は大憲章の之に於て定めたる所に従ひ其發行の四十日以内に復命せざるへからざるものなりしか蘇格蘭と英國と合併したる後此期限を延はして五十日と爲せり。其後通信往復の便利大に開けたるか爲め今の女王の御宇に至りて三十五日に短縮せり。

次に國會開設の順序を述べし。各州各市より選出したる所の議員は勅詔中に

載せたる日限を誤らず、ウエストミンスター市に來り同時に貴族議員も亦來る。是に於て君主は國會を開設する理由を述ふるの順序なりと雖も其前種々の手續あり。庶民院の内に書記局あり、是れ國會の書記官が詰り居る所にて庶民院の建物的一部分なり。國會開設の當日となれば各地の議員皆此所に來りて先づ書記官に對面す。此書記官は國會開設の前に於て大法官の局(此局は我邦の司法省の如きものにして君主よりの召集狀を此局より發す)より議員名簿を受取り書記局に控へ居れり。議員は此處に來りて書記官の調査を受くるなり。即ち書記官は名簿に依りて『何州より何某と云ふ議員は今日來たれりや』と問ふ。議員は答て『到着し居れり余か其人なり』と云ふ。則ち帳簿と人物との引合せを爲すなり。是れ國會開設の第一の手續とす。

此帳簿と人物の引合せ終りて議員は盡く國會議場に入る。此時貴族院へ勅使來る。勅使の數は五人にして其首席は大法官なり。勅使は貴族院に來り、人を庶民院に遣はして曰く『勅使貴族院へ來られたり、各議員は何れも貴族院へ出頭せられよ』と。庶民院議員は一同案内を受けて貴族院に行き貴族院議員と列座して勅使

の言を聞く。其言は即ち國會の組織整頓したる上女皇陛下の臨御ありて召集の理由に關する勅諭あるへし、就ては其前に議長を選ひ置かれたしと云ふとなり。何故に勅使か斯く議長選舉を促すかと云ふに、議長無き時は庶民院は外に對して關係を保つ能はず。議長は庶民院の代表者なり。故に議長を選ぶは庶民院に於て最も肝要の事とす。議員は勅旨を奉して一同庶民院に歸り議長選舉の式を執行す。之れを開會第二の儀式とす。議員選舉の會議を開くに當つては先づ假議長を定るの必要あれども英國に於ては別に假議長を選舉することなく書記官を以て假議長と爲すを例とす。書記官假議長となりて議長選舉を行ふに當り改進黨保守兩黨派の中鏗々たる一人の議員起立して『何某は公明正大の人なれば議長に爲すべし』と發言す。而して此發言を賛成する人出づる時は議場の問題となり、異議無きに於ては別に可否を問はずして直に其人を擧げて議長と爲す。然るに若し發言に反對し別人を議長に擧げんとする者ありて之に賛成する人ある時は兩方の候補者出て、演説を爲し直に採決を行ふなり。其順序は先づ第一の候補者に就き採決し多數なれば無論其人議長となる。若し少數なるときは別に採決の勞

を取らず後の候補者を議長と爲す。抑も英國庶民院の議長は政略に富み辯舌優れ、庶民院中第一流の人物の如く考へらるれども必しも然らず。英國庶民院の議長は恰かも角力の行司の如きものにして、政黨競争の外に在り。抑も議長を選ぶの要旨は公平無私なる人を舉ぐるに在るが故に一方の黨派に屬する人の推選は他の黨派の者も亦た概ね満足する所にて議長選舉に關し激論の起るか如きことは甚だ稀れなり。衆目の視る處最も老練にして最も公平なる議員舉げられて議長となるを通例とするなり。

議員の一人指名されて議長となるや先づ議長席に就き一同の議員に謝辭を述べざるべからず。昔は議長となりたる時儀式として一旦其職を退辭することなりしが今は左る古風なる事は之を爲さずして唯だ「不肖某を選舉されたること甚だ満足なり」と云ふが如き儀式を述ぶるの儀式に止まれり。議長の着席するや其卓上に現はるゝものあり、則ちメイスと稱する笏なり。此の笏は昔我邦の公卿が持ちし笏の如き形にして平生は宮中の寶器局に納め置き國會開設の時議場に持出だすなり。此笏は庶民院固有の權力を代表するものにて則ち議長は其笏を持って

始めて庶民院の代表者たる資格を得る者とす。國會開設の間議長常に此笏を預り若し之を失ふ時は國會を開くこと能はず。現に英國大叛逆の時この笏紛失し、民權黨庶民院を開くこと能はず。數日討論の末非常の場合なれば止むる得ず笏なしに開會すべしと決したることありき。メイスは此の如く大切なものにして議長は片時も之を離るゝこと能はざるなり。

議長選舉の手續終ると共に庶民院は翌日迄延會し、翌朝議長は貴族院へ往かざるべからず。議長の選舉終りたりとて庶民院より貴族院へ通知する時は貴族院に再ひ五人の勅使來り議長を召す。議長は二人の議員を從へて貴族院に赴き、庶民院己れを選舉したる旨を勅使に告げ且つ勅裁を得んとを請ふ。而して大法官は君主に代り議長選舉を認可せざるべからず。往時は此認可を受くる時にも議長は一應其職を辭退するの儀式あり。且つ其認可を爲すにも君主親ら臨御したりしが或時議長が儀式上其職を辭したる時王の之を開届けたることありたるに懸りて辭職の虚禮を廢するに至れり、議長勅使の認可を経て眞の議長となると同時に權利の請求なる者を爲す。即ち國會の辯論は自由なるべし、國會議員及び其從

者は捕縛の自由を有すべし、必要の場合には女皇陛下の謁見を許さるべし、議員の處置を寛大に酌量せられたし等、即ち庶民院の『古代より享有する疑ふ可らざる權利』なる者を要求するなり。大法官は又君主に代りて之を許し、議長は其許可を得て庶民院に歸り一々議員に報告す。

議長撰擧の事に續て議員は如何に着席の權利を得るかと云ふことを述ふるを順序とす。さりながら之に先ちて貴族院議院の證明に關し一言せざるべからず。貴族院に於ては差官、即ちガーターキンク、アット、アームスと稱する官吏ありて英國世襲貴族の名簿を貴族院の卓上に呈し、又王室書記官又は蘇格蘭の書記官より送付したる所の蘇格蘭代理貴族の名簿を卓上に呈す。英國の世襲貴族は己れの受取たる所の召集狀を卓上に呈して其議員たることを證明す。新たに貴族に任せられたるものは大法官に向つて其貴族に任せられたることを證明し、貴族院の書記官は之を全院に披露す。庶民院に於ては前にも述べたる如く大法官局の王室書記官より庶民院の書記官に宛て遣はしたる所の復命書の寫に由て各州各都府より選ばれたる所の議員が果して其人なることを證明するなり。此復命書なる

ものはクラウン、オフィスと稱する局に供へありて若し此事に付て問題起るときは何時たりとも照合するを得るなり

貴族院庶民院の議員は如何にして着席の權利を得るかと云ふに、服従の誓約を爲して之を得るなり。誓約の文面は古より種々の變遷ありしが今日は左の如し。

『余は法律に従つて女皇ウィクトリア陛下及び其子孫相續者に忠義を盡し眞實の服従を爲すべき旨を誓約す、故に神余を助けよ』

貴族院議員も庶民院議員も皆此の誓約、即ちオースを爲して着席の權利を得ることなれども、クニーカー、モンピアン、セベレチストの宗派は宗旨の主義よりして誓約を爲すこと能はず。故に此等の宗派は誓約の代りに承認即ちアアアーメーションを爲すことを許せり。此誓約は何時に行ふかといふに、貴族院にては國會を開くと同時に此式を舉行す。庶民院にては議長の選舉が認可されたる後直に之を行ふものとす。又國會開期の途中にて補欠員として選舉されたる議員は其復命書の寫即ち證明が庶民院書記官の手に達すると同時に誓約を爲すなり。若し議員にして誓約を爲さるときは議場の欄内に處するを得ず、又討論に關係する

を得ず。決議に關係するを得ざるものとす。然れども議員縦ひ誓約は爲さるも議員には相違なし。故に此三件を除くの外は總て議員たるの權利を享有するものとす。今事の傳手に此誓約の文面が時代に由り變更したる大要を述へん。千六百八十八年以後は誓約の文章中に基督新教と云ふの語ありて當時は新教徒ならでは國會議員となり官吏となることを許さず。舊教は國會に害ありとて永く排斥されたり。然るにウィリアム四世の時舊教解禁令の公布せられてより舊教徒も亦新教徒と同じく議員たるを得るに至り遂に基督新教云々の文字を削除して單に基督教と爲せり。然るに開明の進歩に隨ひ基督教徒のみ議員となり官吏となるを得て他の人種が權利なき道理はあらざるべしと云ふの議起り、猶太教徒も議員たるに差岡なき事となれり。抑も猶太人は耶蘇を磔殺したる宗徒なれば古來一般の基督教徒に嫌惡されて之と并立することを得ざるの有様なりしか。此時以後他の人民と對等の地位を保つに至れり。是れ畢竟猶太人の血統にヒールコンスアイルドの如き大政治家若くはロス、チャイルドの如き財産家を始めとし、英雄豪傑類々として現出したるか爲めなり。然り而して誓約中基督教の三字は

この改革と共に削除せられ單に上帝の二字に修正したり。然るに近頃グラッドローと稱する無神家現はれ神を信ぜずと明言し庶民院は神を信ぜざれば誓約を爲さしむる能はずと決議し頗る葛藤を生ぜしと云へり。之に由て考ふれば英國の國會は結局誓約の言葉を變し、上帝の二字をも亦削らざるを得ざるに至るやも計られず。

次に女王が召集の理由を演説するの手續を述ふべし。庶民院議長の選舉終りて議員誓約の式を終るや、女皇は貴族院に行幸ありて宮内大臣をして庶民院議員を貴族院に召集せらる。此時に使者を名けてカレンタ、ト、フ、ゼ、ブラックロック黒笏監鎖と云ふ。若し女皇事故ありて親しく貴族院に行幸せられざる時は勅使代て庶民院議員を貴族院に召集す。女皇親ら行幸ありて國會の趣旨を演説せらるゝときは庶民院の議員に向て出頭を命ずると云ひ、若し勅使代りて召集の理由を述る時は出頭を希望すると云ふ。而して庶民院議員は此命令若くは希望に應じて貴族院に出頭し召集の理由を聞くを要す。女皇親ら召集の理由を述べらるゝ時は大法官の奉呈する所の勅書を朗讀せらるゝなり。若し勅使代て此の式を行ふときは大法官勅書を朗讀す。此

勅書なるものは當時の内閣が作りたるものにして其政略の大體を示したるものなり。勅書朗讀のこと終れば議員は一時延會して更に集合し勅書の奉答を議するを要す。併しながら庶民院は古來勅書の奉答を議するに先たち他の議案の議事を開くを例と爲せり。何が爲に此の如きことを爲すかと云ふに庶民院に王室より命せられたる所の問題を議すのみならず自ら問題を出たして評議するの權利あることを證明するが爲に過ぎず。然れども此事は只儀式に止るが故に庶民院議員は忽ち勅書奉答の議に移り勅書に關して院議のある所を定め委員に命じて之を女王陛下に奉答せしむるなり。以上を國會開設最終の手續とす。右の手續は新に國會を開くの手續なるか若し新に開く場合にあらざして去年の國會を今年又繼續きて開く場合には議長選舉等に關する手續は勿論之を省き女皇召集の趣旨を演説するを第一着歩とし直に平生の事務に着手するを例とす。國會を開く手續は已に終りたれば次に國會は如何にして終るものかを述べん。國會の終局に三種あり。第一解散(ディゾリューション)第二停會(プロ、ゲーション)第三延會(アジョンメント)是れなり。解散と云ふは國會をして終らしむるものなり。停會は國會の開期を終らしむるものなり。延會は國會中の一院若くは他院の事務を數時數日若くは數週間中止せしむる所のものなり。

先づ延會の事より説明せん、貴族院若くは庶民院は他の院に關係なく其欲する時に延會を爲すを得。議院延會して再び議事を開く時は延會を議決したる際の議事を引續きて議するを得。又王室は議院延會の期限未だ終らざるに更に延會を命し若くは開會を命ずること能はず。又延會に關しては議院必ずしも王室の命を奉ずるとを要せず。停會は王室の特權に依て行はるゝ所のものなり。停會は二院同時に行はざるべからざるものにして之と共に總て討議中の事務は終るものなり。例へば茲に一の原案ありて已に二院を通過し將に勅裁を得んと欲するに際して停會を命せらるゝ時は其議案は次會に於て再び始めより議せざるべからず。國會に停會を命ずるときは女皇自ら國會に來て貴族院及び庶民院議員を召集し大法官に停會の命令を朗讀せしむるか、又は女皇自ら來らず勅使をして其旨を通せしむるか、又は大璽を給したる勅書に依て停會を命ずるか又は勅令に依りて停會を命ずるかの方法の一に由るものなり。右の諸法中にて最も多く用

みらるゝは勅令に依りて停會を命せらるゝの手續なり。國會の解散は王室の特權に由るか若くは期限の満るに依るかの場合に於て行はるゝものとす。王室其特權を用ゐて國會を解散する時は停會の場合の如く自ら國會に臨みて解散するか又は勅使をして解散せしむるなり。若し國會の停會中に於て之を解散せんとするときは勅令を以てするを例とす。此諸種の方法中にて最も普通に行はるるは先づ國會に停會を命し、然る後に勅令に依りて之を解散する方法なりとす。期限満るが爲めに國會の解散するはシオルマン一世の時に定めたる七ヶ年條例なるものに依り國會の期限を七ヶ年と定め期限満る時は之を解散するか爲めなり。抑も英國の國會は無期限なりしがチャールズ二世の如きは十七年の永き間議員を改選せしめず、爲めに議員盡く腐敗して代表の實無くなりしが如きことあり。爲にウィリアム三世の時に至りて三ヶ年條例トリスニヤクなるものを議決し國會の期限を三ヶ年と定めたり。然るに女王アン崩してシオルマン一世ハノバルより英國に來りて王となり、之れが爲めに英國はハノバル黨及びシヤコバイト黨の二派に別れたり。當時若し三ヶ年條例に隨つて國會を解散する時は舊王黨を奉ずるシヤコバ

イト黨が多く議員を出すの虞あるが爲め止むを得ず三ヶ年の期限を七ヶ年と爲すの議決を爲し、遂に今日の制となりしなり。次に君主の崩御の場合には國會は解散すべきや否やを案するに、元と國會は君主の名を以て召集したるものなれば君主崩御の場合には一度解散して新王の召集を待つを以て至當とす、雖も實際より之を云ふ時は君主の崩御の爲に政務殊に多端なる場合に當て國會を解散するは最も不便なりと云はざるべからず。是を以て古は君主の崩御と共に國會を解散するの制なりしを今は改めて解散するを要せざることとなせり。然れどもこの改正に種々の變遷あり、ウィリアム三世の時君主の崩御の後六ヶ月間は従前の國會が解散を見合すると定まり、又シオルマン三世の時國會の解散の後に君主崩御となりたる場合には向六ヶ月の間従來の議員事を議すべしと決し、遂に今上ヴィクトリアの御宇に至りて人民代表條例なるものを發し、君主の崩御と國會の期限とは全く關係なきものとなせり。

第三章 庶民院議員たるの資格

國會開會の手續は己に前章に於て述べ盡したれば更に一步を進めて庶民院の議

員たるべきものは如何なる資格あるを要するか、庶民院議員を選挙する者は如何なる人なるべきか、庶民院議員を選挙せる方法は如何、庶民院議員は全躰として若くは一個人として如何なる特権を有するか等の問題を討究せざるべからず。而して第一着歩に庶民院議員に選挙せらるゝものは如何なる者なるかを述べんと欲す。

庶民院議員に選挙せらるゝ者は如何なる者なるかを知らんと欲せば却て如何なる者は庶民院議員たる能はざるかを知るを以て最も簡單なる方法と爲す。庶民院議員たる能はざる箇條の中には未丁年者若くは瘋癲、白痴と云ふが如き固有のものあり。又職業若くは官職に由るものあり。又は重罪破産賄賂等に原因するものあり。

サー、エドワード、コークの説に依るに未丁年者は議員たる能はず。然れどもウィリアム三世の時法律を以て之を定むるに至る迄は未丁年者の國會議員となれる例なきにあらず。其後と雖ども未丁年者當選し非難を蒙ふることなく着席したる例なきにあらず。例へば有名なるチャールズ、ゼームス、フォックスは未丁年の時選

挙せられ着席して而して演説を爲せり、有名なるロイド、ジョン、ラッセルの如きも丁年に達する一ヶ月前に選挙せられたり。然れども千八百三十二年選挙法改正案議決されたる以來は此の如き例復之れあらず。

瘋癲又は白痴は普通法に於て庶民院議員たることを許さず、若し庶民院にして議員の瘋癲到底治療すべき見込なしと考ふる時は其座席を空虚なりと宣言し議長をして更に新召集状を發せしむ。議員瘋癲にして職務に勝へすと云ふ問題は選挙區よりの請願に由りて起るとあり、又は議員中よりの勸諭に依りて起ることあり。千八百十一年に議員アンコック氏の選挙者氏が瘋癲となれる爲め職務を盡す能はざるを以て改選したる旨を國會に請願せり。國會は委員を設て調査を爲さしめたるに委員は氏の瘋癲は治療の見込なきにあらずと報告したるを以て國會は其請願を拒絶したりき。其後議員スチュワルト氏の事に關し此問題再び起りたり。議員ローバック氏はスチュワルト氏が瘋癲となりて治療中なるに拘はらず議場に出席し、決議に與りたるを以て之を不問に置く時は國會の特権に關係すべしと主張し之を調査せんが爲め委員を設くべしと勸諭したるも庶民院は其

動議を採用せざりき。此二例の中一は選舉者の請願に由り一は議員の動議に由り瘋癲に關する問題起れり。而して是等の例に由りて之を見るも庶民院が容易に議員の瘋癲なることを認めず、輕々しく其坐席を奪ふことなきや明瞭なりと謂ふべし。

外國人は議員たるの權利を有せず、千七百年より以前は外國人歸化する時は選舉せらるゝを得たり。然るにウヰリアム三世の時に至り設ひ歸化するも其双親英人ならずんば議員たる能はずと定められたり。今上ウィクトリアの御宇となりて外國人が英人と同しく有するを得べき權利を定めたるも參政の權は例外と爲せり。然るに同時に外國人にして歸化する時には英人と同しく政治上の權利義務を有するを得べく國會議員となるを得べしと定められたり。

貴族は庶民院議員となることを得ず英國の貴族は庶民院議員たるを得ず。蘇格蘭の貴族と雖ども蘇格蘭代理貴族の一人なると否とに關はらず庶民院議員たるを得ず。愛蘭の貴族は之に反して貴族院に出頭すべき愛蘭貴族の代理たる廿八人の中にあらざれば大貌列島の州若くは市の代議士たるを得べし。

英國々教の僧侶及び蘇格蘭國教の僧侶は庶民院議員に選舉せらるゝを得ず、羅馬舊教の僧侶も亦選舉せらるゝ能はず。僧侶の國會議員に選舉さるゝ能はざることをなれるはジョージ三世及びジョージ四世の法律に依るものなり。其後此事に關して多少の變遷ありたるも遂にヴィクトリア女皇の御宇となりて英國國教の僧侶に限り若し其僧位を辭するときには庶民院議員となるを得ることとなれり。種々の官職を帶ふる者亦庶民院議員となる能はず、而して其中普通法に由りて禁ずるものあり。又は國會議定の法律に由りて禁ずるものなり。先づ普通法に由りて禁ずるものより擧げんに彼の州宰ケヤの如き庶民院議員となる能はず。然れども若し州宰にして其州外より選出さるゝ時は庶民院議員となる能はざるにあらず。例へばハンプシャー州の川宰はサンプトンより選出さるゝも妨げなし、近年に至りて甞に州宰に限らず總て復命官となるものは皆其地方より選出さるゝ能はざるとなれり。是を以て市の復命官の如きも其市の代議士となる能はず、彼三種の普通法々廷の裁判官の如きも普通法に由りて庶民院議員たることを禁ぜられたり。蓋し普通法裁判所の裁判官は貴族院の裁判官たるを以てなり。

然れども此事は近年に至りて特に國會議定の法律を以て禁ずるととなれり。國會議定の法律を以て庶民院議員たることを禁じたる場合は實に錯雜にして容易に説明する能はず。蓋し千六百八十八年の革命以後庶民院に勢力を漸く増加したるか爲めに王室は議員に官職を興へ以て庶民院の勢力を掣肘せんと企て庶民院は又之を妨げて其獨立を維持せんと企て屢々法律を以て官吏の庶民院議員たることを禁じたればなり。千七百年に制定したる王位繼承法に由れば王より官職若くは利益ある地位を受けたる者は庶民院議員たる能はずとあり。然るに此箇條は女王アンの第四年に削除せられ同女王の第六年に至りて現行法律の根據たる立法を見るに至りたり。其第二十四條に定むる處に依れば千七百五年十月二十五日以來置れたる新官職を王室より受くるところの者は選舉せらるゝ能はず。又其以前に置れたる者と雖ども或る官職に限り之に任せらるゝ者は選舉せらるゝ能はず。又王室より無期限の年金を受くる者も選舉せらるゝ能はず。其第二十五條に由るに千七百五年十月二十五日以前に置かれたる官職を受くるものと雖も之を受ると同時に庶民院議員の職を辭せざるを得ず。然れども再選

せらるゝを得べし。又其二十七條に定むる處に由れば海陸軍の武官は此條例の範圍外に在り。此條例出でたる後と雖も國會は屢々特に新舊の官職を第二十四條若くは第二十五條の部類に編入したるが故に今日に於て如何なる官職を受くる者は庶民院議員たるを得るか如何なる官職を受くる者は庶民院議員たるを得るか明瞭に指示すること頗る困難なり。若し之を爲さんとすれば英國政府の官職を表に製して示すの外手段なし。然れども此の如きことを爲すの必要多かりざるべきを以て余は今之に關する大體の類別を爲し以て示す處あらんとす。

甲 英國政府に於ける或る官職を受くる者は同時に庶民院議員たるを得ず。

此部類に屬する者は女王アンの條例中の所謂新官職是れなり。此部類の中には千七百五年以後に置れたる官職にして法律を以て特に除きたるもの、外盡く含蓄するものとす。立法部は女王アンの法令出でたる以來屢々議決を以て或る官職を新官職の部類に屬すべきものと定めたり。例へば印度會議の議員たる者は國會議員たる能はずと云ふが如き其一例なり。印度會議の議員たる職は勿論千七百五年以後に置れたるものなるを以て

女王アン條例の所謂新官職中に含まるべきものなれど國會は尙ほ特に其中に含まるべきものなることを議決したり。又女王アンの條例に由れば舊官職に屬すべきものなるも其後に至りて庶民院議員たる能はずと議決したるものなきにあらず。例へばマスター、オフェ、ゼ、ロールスの如き其一なり。

乙 或る官職は之を受くると同時に議員の職を辭せざるべからざるも再選せらるゝを得べし。女王アン條例中の所謂舊官職なるものは此部類に屬すべきものなり。然れども其後に至り國會の議決を以て特に新官職を同一になせるものは此部類にあらず。又其以後に置れたる官職と雖ども特に法律を以て舊官職と同じく再選せらるゝを得べしと定めたるものは此部類に屬すべし。例へば地方政務局の局長及び同局の書記官の一人の如きは新官職なりと雖ども庶民院議員として再選せらるゝを妨げざるものなり。

丙 行政に關する官職中には之に任するも國會議員たるに妨げなく、又再選舉

の必要なきものあり。例へば各省の次官の如き是れなり。又國民軍の士官の如きも此部類に屬す

抑も官吏が國會議員を兼ることにて此の如き制限を設けたる所以を考ふるに王室が國會議場に於て暗に勢力を占むるを妨ぐる爲めなりしと雖ども今日の時勢より云ふときには之れが爲に此の如き制限を置くの必要なしと云ふべし。然れども今日は又別に此制限を存するの必要なしにあらず。即ち政治上に關係なき適當なる事務官を備ふること、及び政治に於ける各省の長官と其下に在りて事務を取扱ふ者と等しく國會に入り討論の際反對の地位に立つが如き不都合なからしむること等は此制限を必要とする理由なりと云ふべし。然れども女王アンの法令二十五條に於て國會議員政務官となるときは一度議員の職を辭し再選せらるゝを要すと定めたるは今日に在て實に不必要のことなり、實に不必要なるのみならず頗る不便利のことと云ふべし。此箇條あるが爲に内閣更迭の際入閣する議員は其選舉區に至りて再選を乞はざるべからざる必要あり。隨て政務を滞せしむること少がらず。

王室より無期限の年金を受くるものは女王アンの時國會議員たる能はずと定められたり。ジョージ一世の時に至り或る年期の間年金を受くる者も亦國會議員たる能はざることとなれり。然れども久しく外交官となり又は政府の事務官となり居たるが爲に退職の後年金を受くる者は此部類に屬せず。間接若くは直接に政府の仕事を請負ひ政府と契約を爲すの地位に立つ者は國會議員たる能はず。然れども公債の所有者の如きは此部類に屬せず。叛逆若くは重罪を犯したる嫌疑あるものにして有罪と定まる時は王室より特赦せらるるか若くは刑を受けて満期となるに至る迄國會議員たる能はず。身代限の處分を受けたる者又國會議員たる能はず若し選舉せられたる後身代限となる時は着席及び投票を爲す能はず。然れども其義務を果し且品行よりして是に至りたるにあらざることとを證明するに於ては再び其權利を復するを得べし。己に選舉されたる人身代限の處分を受け六ヶ月内に其義務を果さざる時は其座席空虚なるものとす。其國會議員たるに當り賄賂の如き鄙劣手段を用ゐたる者は生涯其選舉區より選

舉せらるゝ能はず七ヶ年後にあらざれば他の選舉區よりも亦選舉せらるゝ能はず。然れども若し己れ其事に與らず選舉の際に用ゐたる代理人の意を以て此の如き手段を盡したること明瞭なるときは其選舉區より七ヶ年間選舉さるゝ能はざるのみにして他に制裁あることなし。宗教を信ぜざる者國會議員たる能はず。此事に付ては前に述べたるが如く多少の變遷あり。往時は基督新教を奉ずるものにあらずんば國會議員たる能はざりしが其後羅馬教を奉ずる者猶太教を奉ずる者も亦國會議員たるを得ることとなり。然れども彼の有名なるブラッドローの訴訟に於て明瞭なるが如く神を信ぜざる者は誓約を爲す能はず。誓約を爲す能はざれば座席に就く能はず議決に與る能はず。故に無宗教の徒は實際國會議員たる能はずと云ふべし。以上述べたる制限の外に往時は有効なりしも今は廢止されたる制限なきにあらず。例へば住居制限の如き其一なり。千七百七十四年に至るまで國會議員たるべき者は其選舉區内に住居するの必要ありたり。又財産の制限も千八百五十八年に至る迄有効なりしなり。即ち州の代議士たるものは毎年六百磅市の代議士

たるものは毎年三百磅の収入ある土地を有するの必要ありたり。然れども是等は皆過去のことにして現在にありては右述ぶるもの、外國會議員たるに必要なる制限なし。而して一度國會に選出されたる者は國會解散せらるゝか若くは死するにあらざれば其の職を退くことなし。國會議員の職は辭する能はず、一の選舉區を辭して再び他の選舉區の選舉を争ふが如きこともまた爲すことを得ず。國會議員は右に述べたる制限に觸るゝか若くは議員はその座席を空虚なりと宣言するにあらざれば退職することなし。而して議員が容易に座席空虚の宣言を爲さるゝことは前に瘋癲の場合に於て述べたるが如し。此の如く一度國會議員となるに於ては容易に辭職すること能はざるが故に、茲に一種の便法ありて實際に辭職を爲すの道備はれり。即ち一度議員たりしものその職を辭せんと欲せば大藏省の管轄内なる有名無實の官職を受け、而して強いて前の制限に觸れてその職を辭し、然る後その官職を辭するを得べし。此等の官職はチルテンハントレットのステュワード(主宰)若くはイーストヘンデレット、ノーステッド、ヘンアホルム、ノステル等の主宰官等なり。但しムンステルの場合に於てはステュワードと云はずしてエスチートルと云ふ。

第四章 庶民院議員の選舉人

庶民院議員の選舉法は古代より今日に至るまで種々の變遷ありて且つ極めて錯雜したるものなりしが、千八百八十四年の條例出づるに及びて稍々一定の制となり。抑も此條例は種々の古き條例を含蓄するものにして且其定むる處既往の制と關係を有すると少なからず。然れどもこゝに沿革を論ずる時は反つて多岐亡羊の嫌あるが故にこゝには條例の大要のみを述べべし。

千八百八十四年に發布せられたる人民代表條例は從來英、愛、蘇、三ヶ國に行はれたる選舉制限の錯雜を匡し、之を一定ならしめんとするの精神を以て發布せられたるものなり。今此を説明するに當り先づ財産制限の事より説明せん。財産制限を大別し財産占有及び住居の三大區別と爲す。

甲 財産 財産制限は英、愛、蘇、三國の州に限る。而して英國に於ける州と同一なる都府にも亦此制限あり。今之を細別せん、英國の財産制限は左の如し

- 一、 毎年四十シリング(即ち二磅)の純價格ある自由所有地但し相傳の財産若くは占有せる財産若くは婚姻條約遺言或は寺院の住職たるが爲め、又は官職を帶ふるが爲めに得る處の財産に限る。
- 二、 毎年五磅の純價格ある自由所有地。但し一代の財産若くは占有せる財産若くは上に述べたるが如き事情に由りて得たるものにあらざる財産に限る。
- 三、 登記所有地を始めとし自由所有ならざる方法を以て所有する土地にして毎年五磅の純價格あるもの。
- 四、 借用所有地の六十年以上の期限なるものは毎年五磅の純價格あるを要し、若し二十年以下の期限なるものは五十磅の純價格あるを要す。此價格の借用所有地の内を借用する者と雖も若し之を占有する時は投票を爲すの權あり。

蘇國の財産制限は左の如し。

- 一、 毎年五磅の純價格ある所有地及び相續地(但し地價表に由る)。

- 二、 借用所有地にして一代若くは五十七年の期限なるものは毎年十磅の純價格あるを要し、十九年以上の期限なるものは五十磅の純價格あるを要す。

愛蘭の財産制限は左の如し。

- 一、 毎年五磅の純價格ある自由所有地。
- 二、 毎年二十磅の純價格ある一代借用所有地。
- 三、 六十年以上の期限なる借用所有地は毎年十磅の純價格あるを要し、十四年の期限なる時は二十磅の純價格あるを要す。

乙

占有 占有の制限は英、愛、蘇、三國の間に殆んど差別なし。其大要を云へば英及び蘇の市及び州に於て十磅の價格ある土地の所有者若くは借用者として選舉者の内に記入せらるゝ前十二ヶ月間占有者たる時は選舉の資格を得るものとす。而して其計算の方法に至ては多少異なる所なきにあらず。即ち英國に於ては純價格に依り蘇格蘭に於ては地價表に現はれたる毎年の價格に依り愛蘭に於ては最後に收めたる救貧税に由る。又選舉者

の住居制限に付て少しく異なる處あり。英國及び蘇格蘭の州愛蘭の州及び市に於ては住居の制限を設けずと雖も英國の市に於ては市の七哩内に其年の六ヶ月間住居せざるべからずと云ふ制限あり。蘇格蘭の市に於ては市の七哩内に一ヶ年間住居せざるべからずと制限す。又納税の事に關して制限あり。英國に於ては州及び市の占有者は救貧税を拂はざるべからず、且その年一月一日迄の分を同年七月二十日迄に拂はざるべからず。市の占有者は常に救貧税のみならず凡ての租税を其時迄に納むるを要す。蘇格蘭に於ては州の占有者は其年七月十一日迄の救貧税を同年七月二十日迄に拂はざるべからず。市の占有者は七月六日迄の總ての租税を七月二十日迄に拂ふを要す。愛蘭に於ては州及び市の占有者は一月一日迄の救貧税及び其他の租税を七月一日迄に拂ふを要するなり。

丙 住居 住居制限には住宅制限及び寓居制限の二種あり。住宅制限は合衆王國中何れに於ても同一にして租税を拂ふべき一軒の住宅若くは一個の住宅として占有し得べき一軒の住宅の一部分を所有者信用者として若く

は或る官職或は職務の爲めに住居する者は選舉權を有す。但し其家の租税は或る時限迄に拂はざるべからず。其時限に於ては英、愛蘇、三國多少の差違あり。寓居制限も亦合衆王國何れの州にても同一にして一ヶ年十磅の無造作の寓居を寓居人として占有するものは選舉權を有するを得べし。但し此十二ヶ月を計算する方法は英、愛蘇、三國に於て多少の差違あり、又英國及び英蘭に於ては一軒の寓居に他人と共に占有すると雖も、若し全價格にして十磅に上る時は選舉權を有するものとす。

右三種の制限は現行法律の採用する處のものなり。蓋し現に行はるゝ所の選舉制限にして古來行はれたるもの二種あり。其一は州と同等なる都府の四十シルリンクの自由所有者に選舉權を與ふる者にして、其二は千八百三十二年以前より選舉權を有する都府の府民に選舉權を與ふること是なり。倫敦府の如き今尙ほ此制限行はる。然れども倫敦府に於ては只に都府の自由民たるのみを以て選舉權を有する能はず、都府組合員(リパトリーメン)たるものたるを要す。以上述べたるもの、外尙ほ一言するを要するは大學校選舉區の選舉制限あり。オックスフォード。

ケンブリッジ、ダブリン、倫敦等の大學評議會ユニバーシティの議員及びエマンパラ、グラスゴウ、セントアルツル、アバチン諸大學の總長教授及び評議員は若し丁年に達し法律上の不能力者ならざる時は其各大學の代議士を選舉するの權を有す。左に掲ぐる者は不能力者若くは不合格者にして選舉權を有する能はざるものなり。

甲 女子

乙 未丁年者

丙 貴族

丁 復命官復命官は通常の場合に於て投票を爲す能はずと雖も、若し二人の候補者の得たる投票數同しき時は己れの欲する所の候補者に投票し勝敗を決するを得べし。

戊 或る種類の吏員(之を大別する時は政府の吏員及び選舉の爲に使用せらるる、吏員の二種類となる。然れども政府の吏員收税吏中等は近年に至りて制限を脱したるを以て目下此制限中に在る者は警察官のみなりと云ふも

可なり。選舉に關係する吏員は今日と雖も盡く投票を爲すを得ず。

己 外國人

庚 瘋癲白痴(白痴は固より選舉權を有する能はずと雖も、瘋癲は甚しきものにあらざれば選舉權を失ふことなし)。

辛 叛逆罪若くは重罪を犯したる者刑の期限満ちたる者若くは特赦されたる者は此限にあらざ。又選舉の際賄賂等を用ひたるか若くは之を受けたるの嫌疑ある者は七ヶ年間選舉に關係する能はず。

壬 救濟を受けたる者(其年七月三十一日より十二月以前の中に之れを受けたる者に限る。然れども醫藥料等の名義を以て之を受けたる者は其限りにあらず)。

第五章 庶民院議員選舉の方法

庶民院議員選舉の方法を説くに當りては之を座席分配、名簿記入、選舉の方法の三項に分ちて論ずるを以て適當と爲す。庶民院議員選舉の方法を論ずるに當ては先づ議員を選ぶ處の選舉區の事に付て述ふる處あるを要す。現に英國に行はる

英國憲法

上編

立法部

第五章

庶民院議員選舉の方法

四九

處の座席分配法は近頃發布の條例即ち千八百八十五年の條例に由るものなりと雖も之を述ぶるに先達ちて古來各選舉區が如何なる割合に依りて代議士を出したるやを簡略に説明するを要す。彼のエドワード一世が千二百九十五年に召集したる標準國會には各州より二人の士人各都府より二人の府民各市より二人の市民を出したり。而して其事を司れる州宰は召集狀の明文に合格する者と思考したる都市にのみ代議士選出の事を命じたるが如し。而して州の代表は千八百三十二年選舉法改正の時に至るまで著しき變動なく、唯千五百六十六年千五百四十三年千五百七十三年等に於て從來代議士を出たさゝりし一二の州新たに代議士を出だすことゝなれるのみ。然り而して英國蘇國と各併したるが爲に州の代議士三十人を増し、其後愛蘭の議院英國の國會と合併せるが爲め、又州の代議士六十四人を増せり。然れども市の代議士の數の如きは千八百三十二年選舉法改正の時に至るまで非常の變動ありたり。エドワード一世の時に於ては市の代議士は三百三十二人の割合なりしと雖も實際出席したる者は百九十八人に過ぎず。其中倫敦市は四人の代議士を出せり。蓋し當時都府及び市は代議士を出だすに

當りて其入費を拂はざるべからざるが故に之を出たすを欲せざるが如き有様なりき。其後種々の變遷ありてヘンリー八世の時チャールズ二世の時の如き代議士を出たすべき都府及び市の數大に増加したり。是れ王室より新に特權を附與し、若くは一時中絶せる特權を回復して代議士を出たさしむると爲せるなり。ジョージムス一世の時又之れが爲に代議士の數大に増加するに至りたり。蓋し王室が此の如く新に權利を都府及び市に附與し、之をして代議士を出たさしむる所以を考ふるに、其都府若くは市を重要視し、之に特權を附與するにあらず、其土地小にして其人民少なく王室の欲する所の代議士を自由に其地方より出たさしむる便利あるを以てなり。其後曾て繁昌を極めたる土地にして漸次に衰頽し、少數の地主若くは財産家の左右する處となりて其指揮に従ひ代議士を出たすの地方又大に増加するに至りたり。今若し千八百三十二年以前に於ける選舉區の小なること及び其代表の名ありて實無き事を知らんと欲せば前世紀の終に於ては三百六人の議員百六十人の勢力によりて選舉せられたる實例あること、及び千八百三十二年の選舉法改正は各々僅かに十五人に過ぎざる選舉人を有したる九個の市

の代議士選出の權を奪ひたりといふ事實によりて悟るを得べし。千八百三十二年及び六十七年の改正の詳細なることは姑く之を措き、其結果に付て云へば千八百三十二年以前に於て英蘭及びウェールズは五百十三人の議員を國會に出たし、蘇格蘭は四十五人、愛蘭は百人を出したるに千八百三十二年の改正以後に於て英蘭及びウェールズは四百九十九人、蘇格蘭は五十四人、愛蘭は百五人を出さすことゝなれり。然り而して千八百六十七年の改正に於て英蘭及びウェールズの所有なる六席は移りて蘇格蘭の有となれり。以上の如き改正を経て遂に千八百八十五年坐席分配改正條例發布せられ、又多少の變動を生ずるに至れり。此條例の爲に英國に於ける三十六の市、愛蘭に於ける二の市は各々其議員の一人を失ひ、ラットランド州又議員の一人を失へり。坐席分配改正條例は選舉權の上に此の如き變動を生じたりと雖も、之れが爲めに一人の選舉者たりとも其投票の權利を失ふことなかりき。何となれば此條例出づるに當て既に前にも述べたるが如く占有住居及び寓居の制限各州及び各市を通して行はるゝに至れるを以て従來一人の議員を出したるか如き市は更に州の中に編入せられ、其選舉者

は州の一部に於て更に選舉者と爲るを得たればなり。此の如く選舉區の上には多少の變動を生じたりと雖も、選舉者は之が爲に其投票權を失ふに至らざりき。』千八百八十五年の坐席分配改正條例が従來の選舉法と異なる處の要點は其地方代表の主義を一變して人口に依り議員を出ださしめんと企てたること是なり。此條例の發布せらるゝ以前に在ては人口と議員との比例の州に於ては七万八千人に付き一人の議員市に於ては四万二千二百人に付き一人の議員と云ふ割合なりしか實際必しもこの比例に依らず。英國に於ての七十九の市は人口一万五千人以下なるも議員一人を出し、三十六の市は人口五万人以上なるも二人を出すか如きことなかりき。然るに此坐席分配改正條例は地方代表の事に掛念せず、人口五万四千人に付き一人の議員を出たすを以て計算の根據と爲さんことを企圖したり。是を以て若し都府の人口一万五千人以下なる時は従前一人の議員を出したるに拘はらず州の中に組み入ることゝなし。若し人口一万五千以上五万人以下なる時は之をして一人の議員を出たさしめ、若し五万人以上十六万五千人以下なるときは之をして二人の議員を出さしめ、是れより以上は人口五万人に付き一

人の議員を増加する割合と爲せり。州に於ける代議の方法も亦之と等しく數に準することゝ爲せり。然れども當時大學校は此條例の大主義より見れば例外なりと云はざるべからず。オックスフォード大學校の如きは投票數六千人ケンブリッジは七千人、ダブリン四千二人の代議士を出たすことゝなれり。而してクラスゴウ及びアバディーンは聯合して六千五百人の投票者を有し、エディンバラ及びセント、アンドルースの聯合投票者も亦略々之と數を同じくしたるが各々一人の代議士を出たすことゝなれり。倫敦大學の如きは投票者の數僅々二千二人なるも同じく一人の代議士を出したり。

坐席分配改正條例は此他に尙ほ一の新工風を爲し、英國固有の代議制度より云ふときには極めて嶄新と云ふべき方法を設けたり。即ちオックスフォード、ケンブリッジ、ダブリンの三大學及び倫敦府を除き、是等は從來四人の代議士を出したるも此條例の爲に減せられて二人の代議士を出すことゝなれり、及び五万人以上十六万五千人以下の人口を有し、隨つて二人の代議士を出たすものを除き、總て選舉區は各一人の代議士を出すことゝ爲せる是れなり。例へばウォルバート、ハンプト

ンの如きは從來二人の代議士を出だし、更に一人を増加することゝなれるも其地方は三選舉區に分割されたり。リベリプールは從來三人の代議士を出したるが之れが爲め九個の選舉區に分割され九人の代議士を出すことゝなりたり。ランカシャーは從來四部に分れ八人の代議士を出したるが此時増して二十三人となり、爲に二十三部に分れたり。即ち此條例出てたるが爲め前に述べたる例外の外英國は總て所謂一議員選舉區なるものになれり。グラッドストーンは此新法を評して曰く『此新法は舊法に比すれば頗る經濟なり、頗る單純なり、且つ彼の少數代表なるものを簡易に實行する所の方法なりと云はざるべからず』と。

次に述べべきは名簿記入のことなり。投票權を者する者其權を實行するに先ちて先づ選舉者名簿即ち戶籍帳へ其姓名を記入するを要す。名簿記入のことは千八百三十二年選舉法改正以後始めて行はるゝことゝなれるものにして之に關する規則は數種の法令に由りて定められたりと雖も此講義の目的は選舉法を講ずるにあらざるを以て、今千八百八十五年名簿記入條例に依て定められたる英國に於ける名簿記入の概略の手續を茲に述べべし。名簿記入を行ふに先だち州に於

ける治安裁判官の書記市に於ける市會書記は毎年四月十五日若くは之れより一週日の間に各パリツシユ若くはタウンシップの管理官に宛て命令書を送るを要す。此命令書は投票者として記入さるべき人の資格及び管理官が名簿記入に付て爲すを要する處の事務の順序及び日限を記したるものなり。管理官は此命令書に依り左の如き手續を要す。

管理官は毎年四月若くは五月中に其地方に於て租税を拂ふ處の住宅の占有者として記入さるべきものは誰々なりやを調査し、而して其姓名を租税帳に記せざるべからず。而して六月二十日前に若し州の選舉區ならば管理官は其地方の所有主の姓名を廣告し且つ未だ租税を拂はざる處の十磅占有者に納税の注意を爲すを要す。七月二十二日前に管理官は七月二十日迄に租税を納めざる占有者にして選舉權を失へる者の姓名簿を調製するを要す。而して七月三十一日前に管理官はパリツシユの救濟事務員に就て救濟を受けたるが爲め選舉權を失へる者の姓名を調査するを要す。又管理官は七月三十一日前に十磅の租税を納め隨て選舉權を有する處の占有者の姓名を調製し州に於ては彼の五十磅占有者の姓名簿

も亦調製せざるべからず。管理官は又寓居人として選舉權を有する旨を申出でたるもの、姓名簿を製調し、且つ州に於ては所有者にして選舉權を有する旨を申出でたる者の姓名簿をも亦調製せざるべからず。斯くして八月二十日に至り總ての姓名簿を調製したる上之に對する故障の申し出でにも添へてパリツシユ中の各寺院の戸外に掲示するを要す。八月二十五日に至れば管理官は占有者及び寓居人の姓名簿と其申出で及び故障とを添へ市の市會書記に之を送るを要す。又之に加ふるに所有者の姓名簿及び所有權に關する申出故障の書類を添へ州の治安裁判官書記に送るを要するなり。扱九月に至りて調査官なる者各選舉區を巡回し名簿中の申し出及び故障に就て審判する所あり。而して始めて正確なる名簿を製するものとす。名簿は州に三種あり市に二種あり。州に於ける三種の名簿とは所有者占有者及び寓居者の名簿にして市に於ける二種の名簿とは占有者寓居者の名簿是なり。而して若し調査官の審判に服せざるものあるときは高等法院中クイーンズベンチ裁判所に控訴するものとす。以上述ぶる處の手續に由りて各選舉者中占有者の特に便利を有するを覺るを得へし。則ち所有者は

其姓名を記入せらるゝが爲めに申出を爲さざるを得ず。但し一度申出を爲す時には再び之を爲すを要せず。寓居者は之に反して毎年申出を爲さざるを得ず。雖も幸福なる占有者は別段申出を爲すの勞を把らず、管理官に於て自ら租税帳に依り、之を名簿に記入するの習慣なり。

次に論ずべきは選舉の方法なり。復命官が召集狀を受取までの手續は既に前章に於て述べたるが故に此召集狀に基きて舉行する所の代議士選舉の事を茲に述べべし。現今英國に行はるゝ所の代議士選舉は千八百七十二年に發布されたる國會及び地方議會選舉條例(又匿名投票條例とも云ふ)に基くものなれば、今此條例に由りて選舉手續の概略を述べべし。復命官召集狀を受くるに於ては選舉を行ふべき當日及び場所を告知せざるべからず。而して若し選舉にして競争せらるゝことありて投票を爲すの必要あるときは其當日及び場所も亦告知せざるべからず。但し復命官は州に於ては召集狀を受取たる日より二日以内に市に於ては一日内に此告知を爲すを要す。選舉會は州に於ては召集狀を受取りたる後九日以内に市に於ては四日以内に開くを要す。候補者は復命官が定めたる選舉の當日

に於て指命するものにして之を指名するには口頭を以て爲す能はず必ず書面を以て爲すを要す。而して候補者たるべきものは其選舉區の選舉人名簿に記入しある選舉者の一人に由りて發起せられ他の一人之を賛成するを要す。且つ八人の選舉者は其指命に同意するものにして指名紙に其姓を名記せざるべからず。若し選舉の爲に定めたる期限内に充たすべき空虛坐席に超過する候補者指名されざる時は之を競争されざる選舉と稱し、復命官は其候補者を當選したるものとなし直に姓名を中央政府に於ける大法官の應に通知するものとす。今又之に反し候補者の數充たすべき坐席に超過する時は復命官は更に投票會を開くべき日を定めて之を告知するなり。但し投票會を開く日は州に於ては二日以上六日以内に市に於ては三日内に爲さるべからず。投票會を開く場所地位の便利、人口の多寡等に隨ひ適當の場所に定むる者とす。投票會は午前八時に始まり午後八時に終るものなり。此時間内に投票者は匿名投票法に由り其地方の投票場に於て投票を爲すを要す。投票を爲すに先ちて投票會の主宰官は候補者の姓名を記せる紙を投票者に渡すべきを以て投票者は己れの欲する所の候補者の姓名の

上に×の如き印しを爲し之を投票箱に投せざるべからず。投票會終りたる後投票箱は復命官の許に集まるを以て復命官は之を計算し其結果を告知し而して後に大法官廳に復命せざる可からず。

第六章 庶民院の特権

庶民院の特権を論ずるに當つて先づ其特権の實行者に就て説明するを要す。庶民院の特権を實行する任を帶ぶるものは庶民院の議長是れなり。庶民院議長のことば既に前章に於て少しく述べたることありと雖も未だ之を詳論したることなく且つ此處に於て其職務を詳述するを以て至當の順序となすが故に多少重複するを厭はず更に陳述する處あるべし。庶民院は古より議長を有したると疑を容れず。而して古は之れをスピーカーと稱せずスポークスマンと稱せり。議長の職は最も重要な職にして禮儀上習慣上及び立法上庶民院議員の上に坐すべきものなり。即ち千六百八十九年の法令に曰く「貴族ならざる大聖管理委員は貴族院議員及び庶民院議長の次に坐すべき者なり」云々と。庶民院議長の職務を大別して二種と爲す。其第一は庶民院の代表者たる職務にして議長が庶民院の特

権を要求し其決議を通知し其謝禮を述べ其譴責を申渡すが如きは皆代表者たるの資格を以て之を爲すなり。議長は又代表者たるの資格に由り庶民院の特権を犯したる罪人を逮捕する爲の令狀を發し且補缺選舉の爲め證據人の出席を促す爲め庶民院の欄に罪人を召喚するが爲め令狀を發するものなり。又前にも述べたるが如く議長の職務を表章するメイスと稱するものあり。此メイス議長の席に在る時は庶民院の卓上に在り議長議長たるの資格を以て他に赴く時は差官之を擔ふて從はざるべからず。

議長第二の職務は議事を整理すること是なり。議長は議員の討議を整頓し討議中起る處の院令に關する問題を裁決し職員に向て議題を述べ且其決議を宣告す。議長は議院委員會を開くに當て議長席を退くものとす。委員會の議長は方法委員會の會長之を勤む。方法委員會の會長は毎國會の始りに選はるゝものにして議員が全院委員會を開くに當り必ず其議長を務むるものなり。又庶民院に於ては別に副議長を置がず故に議長病氣若くは事故の爲に出席する能はざる時は方法委員會の議長代て議事を整理するものとす。

議長は各國會の始に於て新に選舉するものなり。而して若し國會中に議長の欠を生ずる時は更に之を選舉せざるべからず。議長は公平を要するものなるを以て黨派の争に依り之を選舉するが如きは勉めて爲さざる處なり。又議長は國會毎に選舉するものなるも前國會の議長を引續き次の國會に於て選舉するを以て通例となす。議長は國會毎に選舉せらるゝ役目なりと雖も之に従ふ處の諸役は大概終身官なり。議長に従ふ處の終身官の重なるものを國會書記官及び其助役國會の差官及び其代理役と爲す。

庶民院の書記官は議事を記録するの任に當るものなり。庶民院書記官は又庶民院の命令に調印し貴族院に送るべき原案に裏書し且院中に於て朗讀すべき總ての書類を讀む。書記官は又庶民院の日誌を調製するの義務あり。書記官は二人の助役を要す。書記官は王室より命せらるゝ處の終身官にして、助役は議長の名に由り王室の命ずる處のものなり。

差官は王室の命ずる處のものにして國會開會中は議長に扈從せざるべからず。院内に於ける差官の職務は議長の出入に扈從し、院内の秩序を保ち、院に出席する

ことを命ぜられたる人を院の欄に連れ來り、院に出頭して議長に面會せんと欲するものを案内する等是なり。院外に於ける差官の職務は院の欄に或人を護送すべしと云ふ院の命令を執行するが爲に議長の發したる命令狀の執行を爲すこと及び其の人を院の命に由りて監視すること又は院の命じたる場所に之を禁錮すること等是なり。

院の特權に二種あり。一は議長の請求する所の特權にして一は議長の請求せざる處の特權なり。議長の請求する處の特權とは國會開會の際「古代なる疑ふべからざる權利」として庶民院議員に代り議長より大法官に向ひ請求する處の權利是なり。此權利は議員の身軀及び議員の從者は捕縛及び其他の妨害より自由なるべし、議員の討議の際言論の自由を有すべし、議員は必要の場合に陛下に謁見するを得べし、議員の處置は總て陛下より寛裕なる解釋を受くべし等是なり。是等の權利は所謂「古代にして疑ふべからざる權利」なるを以て敢て請求を要せざるが如しと雖もヘンリー八世の時より以來國會の開會毎に請求を名として其特權を有する所以を王に告ぐると慣例となれるなり。此諸種の權利の中謁見云々、寛裕な

る云々は殆んど儀式上の特權に過ぎざれば此二種を總括して、第一に説明し次に捕縛の自由其の次に言論の自由を説明すべし。

甲 儀式上の特權 庶民院は言論の自由を有するものなるを以て特更に其處置の寛裕なる解釋を受けんことを要求するの必要なしと雖も王室に對する禮儀上國會の始に於て之を請求することゝなれるなり。謁見の權利は王室の勅諭に對する奏聞を爲すに當りて庶民院議員盡く議長に従つて參内し謁見を請ふの場合に必要な者なり。貴族院の議員は其貴族たるが爲に王室の世襲顧問官たる資格を有するを以て何時たりとも謁見を請ふ權利を有すと雖も。庶民院議員は一個人として此の如き權利を有するにあらず。故に庶民院は場合に依り其議員中樞密院議官の職を兼ねたるものをして謁見を乞はしむることあり。樞密院議員の職を兼ねるものは之が爲めに何時にても君主に謁見を請ふの權利を有すればなり。

乙 捕縛の自由 捕縛の自由及び言論の自由は前の特權の如く儀式上のものにあらず。實際に於て極めて肝要なるものなり。此二種の權利は皆に王室に對する權利なるのみならず又公衆に對する權利なりと云ふべし。捕縛の自由とは庶民議員及び其從者は國會の開期中及び其前後四十日間捕縛の自由を得べしと云ふことは是れなり。この特權は議員國會に出席し其職務を盡くすの妨害なからしめんが爲に設けたるものなること論を俟たずして其基源は古へ遡孫の時代に在り。然れども此特權は叛逆重罪及び治安妨害を爲したる議員を保護するものにあらず。又千七百六十三年のオルクス事件の場合に於て讒謗の書を著はし若くは之を出版したるものも亦此特權の保護する限りにあらずと定められたり。而して此時より以後此特權は總て刑事の犯罪に適用すべからざるものゝ如くなれり。又此特權は法廷を輕侮したるが爲め禁獄せられたる議員を保護する能はず。曾てロンクウエレズリなる人チャンセリ裁判所を輕侮したるとあるが爲に大法官アラーム卿に禁獄せられたり。當時庶民院は委員をして此事件を調査せしめたるが其特權は此議員を保護すべきものにあらずと云ふ報告を爲せり。然りと雖も特權は民事の場合に於て永く債主を苦しめたり。何となれば負債ある議員は夫れが爲に捕縛せらるゝことなく其財産を債主の爲めに差押へらるゝこ

どなきのみならず債主は此特権の期限内に議員若くは其従者に對して訴訟を起すこと能はざりしを以てなり。此の如き有様なりしを以て千六百三年に當りサト、トマス、シャーレーと稱する議員負債の爲にプリートの獄に入れられたるを庶民院は其吏員を派出して解放を請求し典獄之を拒みたるを以て一時典獄を禁獄し其後督責を加へて禁獄を免したるが如き場合ありたり。債主は議員の特権の爲に久しく損害を蒙りしが千七百年に至りて少しく此特権の範圍を縮め國會の解散休會及び十四日以上之延會の間は重なる法廷及び衡平法裁判所に於て議員に對し訴訟を起すを得且つ其間に裁判を爲してこれを執行するも妨げなしと定まりたり。然れども此特権の範圍縮小して道理上不都合なき者となるはヨオル三世の時に在り。ヨオル三世の法令は議員及び其従者に對して何時たりども訴訟を爲すを得ること定めたり。然れども議員の身軀を捕縛若くは禁獄すべからざるは前と異なることなし。此の如く議員の従者は終に全く特権を失ひ議員のみ單に國會開期中及び其の前後四十日間捕縛の自由を得ることなり。庶民院の議員に當選したる者若し其當時禁獄中なる時は其禁錮は之を解か

ざるべからず。議員は又前の特権の期限間證據人として出席するの義務なく陪審官たる義務も亦免かるゝ者とす。

丙 言論の自由 言論自由の特権は國會の古へより有する所のものなりと云ふと雖も其後屢司法上及び立法上の手續を以て之を確定したることあり。千三百九十七年に當りハクシイと稱する國會議員は王室の費用を節減すべき議案を下院に提出し遂に可決せられたり。當時の英王リチャルド二世は庶民院議員が此の如き事項を討議したるを怒り原案提出者の姓名を申し出づべしと要求したり。是に於て庶民院は大に恐怖しハクシイの名を申し出でたるを以てハクシイは其後叛逆人として宣告せられ大僧正アルンデルの仲裁に依りて僅に死を免かれたり。リチャルド二世廢せられヘンリー四世即位するに及びてハクシイは其曾て受けたる處の裁判を取消されんことを王に請求し王は貴族院議員の意見を聞きて遂に之を取消したり。蓋し此事は王室及び貴族院が庶民院の有する處の言論自由の特権を司法上より認めたるものと見做すを得べし。當時王は又庶民の請求に依りハクシイに關する裁判は總て効力なきものと令せり。言論自由に關す

る有名なる事件の第二はストロウドの事件と稱するものなり。ヘンリッ八世の時ストロウドと稱する議員コモンチール地方の錫鑛の事に關して或る議案を提出したるが爲めスタナレイコートと稱する裁判所に於て審判を受け禁獄に處せられ科料を課せられたるを以て當時の國會は之を不當とし管にストロウドのみならず未來の國會に於て議員か如何なる議案を提出し如何なる言論を爲すも司法の手を以て之れを罰するを得ず、縱ひ之れを罰するも無効力なる旨を議決したり。

右の如き先例あるに關はらずチニードル王統の諸王及びスチユアルト王統の最初の二王は屢國會に於ける言論の自由を制限せんと試みたり。蓋しチニードル及びスチユアルトの諸王は言論の自由に就て極めて狹隘なる意見を抱きたること曾て庶民院議長か特權の請願を爲せるに當り『汝庶民院議員の特權は可否の特權に外ならず』と大法官をして答へしめたるに由りても明なりと云ふべし。故に當時は議員の言語王室の意に適はざりしか爲め樞密院に招喚せられ牢獄に繋かれ若くは議場に出席することを停止せられたる例甚だ多し。然り而して司法部

の言論自由のことに關して干渉したる最後の場合は彼のエリサベツト・ホーリス及びハレンタイン等か國會に於て不穩なる言論を爲し且つ議長を譏謗したるか爲めキングスベンチ法廷に召喚せられたること是れなり。然れども其後此審判は貴族院の取消す所となり且つ國會の議決に依りて國會内に於ける言論は國會外に於て審問すべきものにあらずと云ふ原則確定するに至りたり。ウィリアム及びメリーの時に當りて權利法典發布せられ國會議員言論の自由は遂に確乎不拔のものとなれり。蓋し權利法典は國會内に於ける言論の自由は如何なる法廷に於ても其他國會外の如何なる場所に於ても彈劾し若くは審問する能はずと言ふの主義を特に確定したるに過ぎず。

右に述ぶるが如く權利法典一たび出で、國會議員言論の自由は遂に確定したりと雖も、アルボールの如き宰相權力を有し、ウォルツ三世の如き王にして位に在るの時には手段を回らして言論の自由に妨害を加ふること敢て難からず。アルボール及びウォルツ三世の如きは手段のあらん限りを盡くして議場に多數を占めんことを計りたるが故に屢己れの意を奉ずるものには官職を與へ己れの意に逆

ふものゝ官職を奪ひしなり。蓋し政黨内閣の制行はるゝの國に於て下官若し上官の政略に反對し固く執つて動かざるが如きことあるに於ては其職を奪はるゝこと勿論なりと雖も、ワルポール及ピョオル三世が己れの用に供したる處の官職は此の如き政治的の官職にあらず。國會に於て述べたる言論國會に於て爲せる投票若し意に適はざる時は陸軍士官の職の如きも亦之を奪へるなり。例へば千四百六十四年コンウェイ將軍はクレンヴィルの内閣に抵抗したるが爲め其主殿官たる官職と陸軍に於ける地位とを併せて失ふに至りたり。然れども此弊害は其後遂に止むに至れり。彼のエドマンド・ポルクの説に由ればロッキンクハム卿の内閣は國會に於ける投票の爲に陸軍士官を免する弊習を止むるに附て最も與りて力ありしと。

以上述ぶるが如くなるを以て今日に於て國會議員の言論は全く自由となれり。而して右の外傍聽及び國會の議事筆記出版のことに關し起りたる問題あるが故に之を次に述ぶることゝ爲すべし。

英國の庶民院は古より外人を退場せしめ及び院の戸を閉ちて討議するの權利を求め之を享有し居れり。庶民院が此の如く其議事を秘密にするの權利あるは二個の理由に基くものなり。其第一は往時議員席と傍聽席との區別今日の如く劃然たらざりしが爲め傍聽者往々議員と混同し或る場合に於ては分決を爲すに際し誤て外人即ち傍聽者を計入したることあるが爲めなり。其第二の理由は今日の如く言論の自由確立せざる時に當り自由に傍聽を許す時は議場の言論及び議員の舉動を政府に報告するものあるが爲め王室より譴責若くは恐嚇を蒙ふることあるを以てなり。是を以て若し議員の一人外人の議場中に在ることを議長に向て注意する時には議長は必ず之をして退場せしめざるへからざる制なりしなり。然るに千八百七十五年に於て此習慣に不都合を生じたることあり。此年開きたる國會に出席せる或は新聞者に關係ある議員は新聞社の探訪者が屢退出を命ぜらるゝことを不便とし手段を設けて此習慣を破らんと試みたり。即ち此議員は幾度となく傍聽者の議場中に在ることを議長に向て注意し議長をして煩しきに堪へざらしめ隨て此規則を不都合なるものと爲さんことを試みたり。之に由て庶民院は討議の未將來議院會議中若くは委員會の會議中或る議員傍聽者の議

場に在ることを注意する時は議長若くは會長若くは議員をして其事に關し討議せしむることなく直に其傍聽者を退場せしむべし。但し議長若くは會長か之を退場せしむるを適當と考ふる時に限ると議決したり。

議院の許可なくして其討議等を出版することを禁したるは彼の長久國會の時の庶民院を以て始めと爲す。此事に就ては爾後種々の事件起りたりと雖も、要するに報告の方法未だ發達せざる當時に在て往々誤謬を傳ふるの恐れありたるを以て庶民院の議論は常に出版を禁止する方に傾きたり。千八百三十八年に於て庶民院は其の議事を出版するは庶民院に對して甚しき不敬なるのみならず其特權を破らんとするものなりと議決したり。然れども之に關はらず議事を出版する者往々にして之れあり。千七百七十一年の頃までは雜誌を發兌して議院の議事を世に公けにする者甚だ多く而して千七百三十八年に於ける議決に抵觸せざらんか爲め議員の名を避けて故さらに異名を用ひたり。其後新聞紙も亦議事を公けにすることとなりて議員の名の如きは異名を用ふること前と同しく時に或は讒謗に類する異名を之に附したり。是を以て庶民院は甚だ不平に堪へず遂に新

聞社と一大戦争を開きたり。庶民院は議事出版者の一人を捕縛せんか爲め倫敦府に向て使者を送れり。然るに出版者は議院の使者を己れの家に於て己れを襲撃したりと爲し警察官に之を引渡せり。是を以て議院の使者及び出版者は市長の官庭に喚出され審判の後市長は議院の逮捕狀は自由憲章を有する倫敦府内に於ては無効力にして市の役人に紹介せず出版者を捕へんとしたるは不當なりと判決し遂に出版者を宥し議院の使者を禁獄せんとせり。庶民院は此事を聞きて非常に怒り遂に倫敦市長及び長老二人を議院に召し遂に之をタワーの牢獄に繋けり。蓋し庶民院は法廷の處置にも干渉する權力あるものなれば此の如き嚴重の處置を爲すも固より咎むべきものにあらすと雖も當時の處置は大に輿論を激昂せしめ倫敦市の人民の如きは殊に憤激したるを以て庶民院も亦少しく恐怖したるが如く其以後此特權に關して此の如き處置を施したることなし。これか爲め議事出版の事は遂に大に行はれこれと共に報告の方法又完全するに至りたるを以て庶民院も正確なる議事筆記を世に公けにするの利益を悟り却て報告者に便利を與へんことを勉むるに至れり。故に今日に在ては庶民院の議事及び其他

の出来事は細大となく世に公けにせらるることゝなれり。庶民院の議事細大となく世に公けにせらるることゝなれるに付て殊に注意し置くべきは今日と雖も議事の報告は庶民院の黙諾に由るものなることこれなり。即ち今日と雖も庶民院は何時に關はらず外人を拒絶し報告者を退場せしむるを得るなり。又今日に於て議事を出版するは等しく庶民院の黙諾に由るものにして庶民院は何時たりとも議事の出版は其特權を破りたるものなりと稱し、相當の處置を爲すを得るものなり。而して次に注意し置くべきとは議員の言論議場内に於ては自由なりと雖も、若し其言論にして出版さるゝ時は出版上の制裁あることと是れなり。若し出版者讒謗に類する言論を出版する時は縱ひ議員が議場に於て爲せる言論の一部なるも出版者は其責任を免るゝ能はず、又其言論を出版されたる議員は讒謗律に照さるゝの恐れあるを以て庶民院に乞ひ其特權に由りて出版者を處置するを得べきなり。

國會開設の始に當りて庶民院議長が要求する處の特權は右に説明したるを以て次に議長の要求せざる庶民院の特權に就て述ぶる處あるべし。庶民院の特權中

議長が特に要求することなきも古來其有する處にして屢之を實行したる實例の存する處の數種の特權あり。此數種の特權中第一に説明すべきは庶民院が其組織を完備する處の權利是なり。

甲 庶民院の組織を完備する權利 庶民院が其組織を完備するの權利は分ちて三種と爲すべし。其第一は國會の開期中議席空虛とぬるに當り召集狀を發するの權利にして其第二は國會の座席を充たすべき資格を具へざる者を退場せしむるの權利、第三は選舉の葛藤を審判するの權利是なり。選舉の葛藤を審判するの權利は、今や高等法院に屬すと雖も、元來庶民院の有する所の權利なれば併せて茲に述ふるを要す。

第一 國會の開期中座席空虛となるに當り召集狀を發するの權利 若し國會の開期中に於て法律上辭職せざるべからざる理由の爲に座席空虛となるか、又は或議員二選舉區に於て等しく當選し其一の議員となることを承諾したる爲め他の選舉區の議員を欠く時は庶民院議長の命令を奉して座席の空虛を充たす爲に議員選舉の召集狀を發すべしと大法官廳の書記官に宛て命令を發せ

さるへからず。若し其座席愛蘭議員の充たすべきものなるときは愛蘭事務局の書記官に宛てし命令を發するを要す。蓋し空虚の座席を充たすか爲めに議長が發する所の命令は院の命令に基くものなるを以て國會の開期中にあらざれば之を發する能はざる筈なりと雖も別に法律の規定するある有りて此不便を補ふが如し。即ち議長は或る儀式を経或る制限を受けたる上は假へ國會の閉會中なりと雖も若し議員貴族となるか破産となるか官吏となるか兎角其座席を辭せざるへからざる事情生ずるに當て其空虚を充たすが爲に令狀を發するを得るなり。

第二 國會の座席を充たすべき資格を具へざる者を退場せしむるの權利
庶民院は選舉の葛藤を審判する權利を法廷に引渡したるを以て若し候補者にして適當の手續に由り選舉せられざるか又は投票すべき權利なき者之を投票したるか或は賄賂等の爲に左右せられて之を選舉したりと云ふ嫌疑ありて隨て故障の起るが如き場合に當りて庶民院自ら審判を爲すが如きとは是れなしと雖も然れども庶民院は若し法律上不合格なる者選舉せられたることを發見する時は其事に關係あるもの訴へを待たずして其座席を空虚なりと宣言し不合格の議員

をして退場せしむるを得るなり。此權利を證明する爲めの實例は古來少なからずと雖もジョン・マイケル事件の如き此事に關する庶民院の權利を最も能く證明するに足るべきものなし。ジョン・マイケルは其不合格の事情あるに拘はらず再度迄も當選したり。其第一の場合に於ては敢て反對者の請願を爲す者なかりしと雖も議員は其座席を空虚なりと宣言せり。其第二の選舉の場合に於ては啻に請願を爲せる者あるのみならず他の候補者其座席を充たすの權利ありと主張せり。是を以て庶民院は自ら審判を爲さず其問題を法廷に移して審判せしむることとなせり。夫れ此の如く庶民院は自ら審判を爲すことなく法廷をして之に與らしむると雖も座席空虚の宣言を爲すに當りては敢て法廷の審判を待つを要せざるなり。

第三 選舉の葛藤を審判する權利

選舉の葛藤の問題を審判する權利は千六百四年以來千八百六十八年に至るまで庶民院の有したる處のものなりしが其歳コンモンプリース法廷をして之を審判せしむることとなり裁判所構成法の改正ありて以後高等法院のクイーンズベッチ

局に於て審判することゝなれり。抑も選舉の葛藤を審判する權判は二百五十年間庶民院の掌握したるものなりと雖も庶民院が元來此權利を有せしや否や疑ふべし。古制を尋ねるに彼の各州のシエリフに宛てたる召集狀の如きは元來國會に對して復命したる者なりと雖も、ヘンリー四世の時より以降大法官廳に復命するとなり、而して選舉の葛藤の如きは貴族の補助に由て王の審判したる所なり。然るにエリザベス女王の時に至りて庶民院は此審判の權利を要求し、千六百四年に至りて之を得んことを強く主張したり。此歳ペックス州の選舉のことに關し庶民院は始めて此權利を強く主張したれば、今其顛末の概略を述べざるべからず。ジョージ一世即位して第一の國會を召集するに當り破産者若くは追放者の當選せざることを注意せざるべからずと告示し、且總て復命は大法官廳に對して爲さざるべからず、若し其復命にして告示の命する所に違ふ時は不法なるもの且つ不充分なるものにして棄却すべき旨を令したり。然るに此歳に於てグロッドウヰンと稱する追放者ベシクス州より選舉せられたるを以て大法官廳は之を不法として其復命を棄却したるか故にホイデスキューなるもの代て當選せり。庶民院の

此事を聞くや直に其事情を調査してグロッドウヰンは至當に選舉せられたるものなりと主張せるを以て貴族院は之を不問に附せず庶民院に向て説明を求めたり。然れども庶民院は己れの特權を行ふに付て貴族院の干渉を受くべき理由なしとし説明を爲さざりしかば王は遂に二院の間に立入り選舉の事に關して二院間に協議を開くべしと望みたり。是に於て庶民院は王に謁見を請ひ其權利を主張したりと雖も王聽かず、依て更に討議の末先例を擧て選舉の葛藤を審判すべき權利ある旨を主張したりと雖も、王は尙ほ協議會を開かんとを望みて止まず。庶民院は止むを得ずして遂に其意に従ひ協議を開きたる末ホイデスキュー及びグロッドウヰンの選舉を皆無効ならしむることに熟議し、遂に問題を落着せしめたり。然れども此時より以來庶民院の選舉の葛藤を審判すべき權利は確認せらるゝに至り、大法官廳は其權利を主張せざることをなれり。

庶民院は此時より以來特權及び選舉の委員會なるものを設け、選舉の葛藤に關する問題を審判せしめしか千六百七十二年以來此委員會は全院委員會となれり。然れども全院の委員會は適當なる法廷と云ふを得ず。何となれば其委員會を組

八〇

織する各議員は一個人として責任を負ふとなく、且公平なる眼を以て審判を爲すの念なきなり。故に選舉の葛藤は黨派の勝敗を争ふ處の問題となりて理由の正不正は措て問はず、多數黨派に屬する者は常に勝利を得ることゝなれり。此の如き有様なるを以て選舉葛藤の問題よりして内閣の交迭を惹起したるが如き場合なきにあらず。彼のワルポールの内閣の如きは選舉葛藤の問題に失敗したるが爲め遂に職を辭するに至れり。是を以て千七百七十年にクレンツァル氏は一の議案を提出し此の弊を救はんとして遂に可決せられたり。其クレンツァルアクトと稱する法令によれば選舉葛藤の裁判は總て委員會に托することゝなし、其委員は匿名投票を以て四十九人を撰ぶととなし、其中より原告被告各其己れの欲せざる姓名を除き其數十三人となる時原告被告より各一人の議員を委員として指名したる上之を以て法廷を組織し審判を爲さしむることゝなれり。此方法は前法に比すれば遙に完全にして稍公平を得るに近しと雖も、尙ほ黨派の利害のため運動かされて不公平なる審判を爲すの恐れありしを以てサーロバート、ピールは之に改正を加へ、其委員の數を減じて其指名の方法を改めたり。

千八百六十八年に至りて庶民院は遂に選舉の葛藤を審判することを斷念し、之を法廷に委託することゝなれり。法廷をして選舉の葛藤を審判せしむるに關する規則はウィクトリア女皇三十一年に公布されたる國會選舉條例及び四十二年に發布されたる同條例の修正に詳なり。今や選舉の葛藤に關する請願は庶民院に出たすに及はず直に高等法院に提出せしめ其審判はウエストミンスターに於ける庶民院の委員會に於てせず、高等法院の判事二人其問題の起りたる市若くは州に赴きて審判することゝなれり。而して判事は其審判の結果を庶民院議長に報告し庶民院は議長より判事の審判に關する報告を受け、而して之を日記に記入せしめ、且つ復命を認可し若くは之を變更せしめ、若くは新召集狀を發する等判事の審判に隨つて相當の處置を爲すことゝなれり。

乙 議院内に起りたる事件を處置する權利

ブラックストンは曾て原則を定めて曰く「國會の兩院に關して起りたる事件は何事に由らず、其關與ある院に於て調査し討議し審判すべきものにして他の者これに關與すべきにあらず」と。然れども此原則は少しく修正を要するものあり、國會

の兩院に關して起りたる事件と雖も若し國會外の權利に關係するものならしめば必ずしも他に於て審判すべきものにあらずと云ふを得ず。去りながら國會の兩院は其院内の事件を處置すべき專權を有すること勿論なり。而して院内に於て行なはれたる刑事上の罪惡若くは其命令を以て行ひたる刑事上の罪惡の外如何なる法廷と雖も院内に於て起りたる事件に干渉する能はず。今之を説明せんとするには例を彼のフランドロー對ゴセットの事件に取るに若くはなし。此事件に於て原告フランドローはノーザンプトンのボローに於て選舉せられ議員として復命されたるに拘はらず國會誓約條例に於て要せらるゝ所の誓約を爲すを許されず。議院の決議に依り差官はフランドローが院の議事を妨害せざる旨を約束する迄議席より退去せしむへしと命せられたる旨を陳述し其不當なることを訴へたり。蓋し此問題は議院の決議に由りてフランドローの誓約を妨けたるものなれば原告は差官に對する院の命令を無効となし差官の其命令を執行することを止められたしと法廷に請求せるなり。然れども法廷は庶民院か其院内の事件を處置するか爲に法令を解釋するの權を有するものと爲し且つ庶民院は其

議員を退去せしむるの權を有するものなるを以て其權を執行するに必要な力を用ふるの權ある者と爲せり。之を要するに裁判官は刑事に關する事の外院内の事件に干渉すへからざる理由に依りてフランドローの請求を拒みたり。然れども法廷は曾て院内に於て行はれたる罪惡若くは院の命に由りて行ひたる罪惡も亦其關する所にあらずと云ふの意を示したる場合なきにあらざるなり。

丙 特權を破りたる者を罰する權利

前に述べたるが如く庶民院は院内に起りたる事件を處置するの權利あるが故に此權利を執行すべきが爲め其特權を犯したるものを罰するの權を有せざるへからざること勿論なり。庶民院が其特權を犯したるものを罰するが爲め用ふる處の通例の方法は差官をして之を禁獄せしむると是れなり。而して此禁獄の罰に處せらるゝの罪は議員ならざるものが議員に不敬を加へたる場合議員若くは其他の人か議院全体に不敬を加へたる場合庶民院の命令に背き若くは其議事に干渉したる場合等是れなり。庶民院は往時に在りて其特權を破りたるものに科料を課することありと雖も今日に在ては之を課することなく唯禁獄せられたるも

のを許すの前に當りて禁獄の費用を徵集することあるのみ。庶民院は其議員を懲戒する處の種々の方法を設く庶民院は其決議に依りて議員を議席より放逐し、且つ放逐されたる議員の議席を充たすが爲に更に新召集狀を發すべき命令を爲すを得るなり。然れども庶民院は其放逐したる處の議員將來坐席を占むる能はずと宣言して以て其再選舉を妨ぐる能はず。曾てウイルンスを放逐したる場合に之を企てたれども後ち遂に此の如きことを爲すの權利なき旨を自ら認めたり。庶民院は以上述ぶるが如く議員を放逐するの權を有すと雖ども此放逐なるものは其放逐されたる議員庶民院議員たるに適せざる人なりと云ふ院内の輿論を示すに過ぎず。是を以て別に議員を禁錮するの權を有せざるに於ては議場を整理し其特權を保つが爲め頗る不都合を感ぜざるを得ず。故にサー、アリスキン、メイの如きは庶民院が有する禁獄の權利を以て國會特權の基礎と稱すべきものなりと云へり。庶民院は如何なる方法に依り、將た又如何なる權利に依り、其禁獄の特權を實行するか是れ次に究むるを要する問題なり。庶民院が禁獄を命するに當りて之を奉行する處の吏員を差官と云ふ、差官のこと

は既に前に述べたるを以て茲に反復せず。若し茲に入ありて庶民院の法廷に召喚せらるゝ時は或は謝辭を述べて其罪を免るゝとあり。或は議長の譴責を受けて其罪を免せらるゝとあり、又は禁獄を命せらるゝとあり。而して若し其人甚しく庶民院を輕侮したるが如き證據ある時は法廷に呼出さるゝとあり、謝辭を述ぶるの機會を與へずして直に禁獄に處せらるゝあり。然れども庶民院が其議員を禁獄する權利は其會期に依りて制限さるゝものにして若し休會となるに及ひては費用を拂ひたると否とに拘らず禁獄せられたる人は放免せらるるなり。故に庶民院は或る確定したる期限内禁獄を爲す能はず、假へ確定したる期限内禁獄を爲すと雖も、若し其期限内に休會を告ぐるに及ひて禁獄したるものを放免せざるべからざるなり。

庶民院が此禁獄の權利を有するに就ては古來種々の説あり。サー、エンプラード、コックの如き庶民院は高等なる法廷なるか故に此權利を有するものなりと主張すと雖も、エレンボロ、脚の説の如きは之と異なり密に庶民院の威嚴を維持するに必要なるよりして此權利を有するに至りたるものとせり。即ち脚の説に依れば

「假へ此事に關して判然たる先例なしとするも、又法廷が此權力を認めたることなしとするも、而も庶民院は此權力を有せざるべからず。若し之なきときは忽ち他の輕侮を受けて其議決の効力を減するに至るべし。庶民院が他より輕侮を加へられたるに當り通常法廷の緩慢なる裁判を待ちて而して能く其威嚴を保つと思ふか」云々と。之を要するにコークの説の如く庶民院が高等なる法廷なりといふ理由よりして古來此權利を有したりたや否や判然せずと雖も其威嚴を維持するに必要なりと云ふ廣き理由に依りて此權利を維持するを以て適當と爲さるべからず。

庶民院吏員の事議長の要求する權利及び其要求せざる權利の各種に付ては既に大畧を説明したれば次に庶民院の特權と法廷との關係を述べざるべからず。庶民院の特權は法廷の制限する處のものなるや否やを論ずるを要するなり。抑も國會の特權は王室の特權と同じく法律に依て與へられたる權利に外ならざるを以て總て他の權利と同じく法廷は其範圍を探り之を定むるを得るなり。國會の特權なるものは習慣に依て得たる處のものと法律を以て附與されたるものとよ

り成立つものにして或は院の全體に屬するものあり、或は其議員に屬するものあり。然り而して庶民院の特權は庶民院の自由安全及び威嚴を保持するが爲めのものたるに外ならず。庶民院が其權利に關して種々の要求を爲し法廷に於て其當否を判断したる場合古來少なからず。今其二三の實例を擧げて庶民院の特權と法廷との關係を示すべし。

第一に庶民院は其特權の範圍を自ら判断すべき權利あるものなりと主張したるにあり。蓋し若し此主張したるが如くなるに於ては庶民院は法律上正當なるべき或る舉動と特權を破りたるものなりと宣言するを得べく、法律上不當なる或る舉動を其特權に依りて正當ならしむるを得べし。此事に關して法律は答を爲して曰く「若し法廷にして其保證すべき義務ある權利と庶民院の特權と抵觸することを發見するに於ては法廷は庶民院の所謂特權なるもの眞實の特權なりや否やを判定するの權利あるものなり云々と。蓋し此事に關しては古來種々の事件起りたるが今説明の爲に其一二を掲ぐべし。

アシユピト對ホワイトの訴訟はアイルスヘリーの市に於ける選舉者が其復命官

に對して起したる訴訟なり。復命官は其選舉者の選舉權を無効視し之をして投票を爲さしめざりしを以て遂に復命官に對して訴訟を起すに至りたるなり。此訴訟の要點投票の權利あるや否やを定むるにあらずして選舉者が其選舉權を實行するに際し拒絶されたるに付て訴訟を爲すの權利あるや否やと云ふ問題是れなり。庶民院は此時に際して選舉者の合格不合格に關する問題選舉せられたる人の權利に關する問題は庶民院の外他に於て審判すべきものにあらずと主張し且つアシユビは普通法々廷に訴訟を起したるを以て庶民院の特權を破りたるものなりと決議せり。此問題については種々の葛藤を生じ終に貴族院が其間に立入りたるが爲め兩院の間に大に紛議を生じ後國會の休會せるが爲め其儘に落着するに至れり。以上述べたるアシユビ對ホワイトの事件の外ストックデイル對ハンサード事件ブラッドロー對ゴゼットの事件等は皆國會の特權と法廷との關係を説明するものなりと雖も今委しく之を説かず。之を要するに種々の事件に依りて定まりたる所を云へば法廷は國會特權の問題が其中に含蓄せらるゝ事件なりと雖も私權を維持するが爲に躊躇するを要せず庶民院の内部に關係する

る事件の外法廷は庶民院の所謂特權なるものを調査して其範圍を定むるの權利あるものと確定したるが如し。

法廷と庶民院との双方に關係する問題は右に述べたるものに止まらず。彼の國會の爲に禁錮せられたる者人身保護律に由りて保釋を得んとするに當り國會は國會を侮辱したりと云ふ大體の理由に依りて禁錮の令狀を發したるものなれば人身保護律は無効なりと爲すを得べきかと云ふが如きも亦法廷と國會との双方に關係ある問題と云ふべし。此事に就ては種々の事件起り従つて種々の判決を爲せる例ありと雖も未だ何れの論旨を以て是とすべきやを確言する能はず。然れども彼のバルデット對アポットの事件に付てエレンポロイ卿の爲せる判決の如きは先づ當を得たるものと云ふを得へし。エレンポロイ卿は判決して曰く「若し禁獄にして庶民院の侮辱と云ふ一般の理由ならしめば余は厭して止まんのみ。然れども庶民院の侮辱と云ふ一般の理由ならず或格段の理由あるものならしめば法廷は其正なるか不正なるかを審判するを得べしと信ず。如何なる場所に於て禁獄したるものと雖も法廷は其理由を調査するの權あるものと信ずるなり」と

第七章 貴族院を論ず

九〇

庶民院に關する事柄は既に説明し終りたれば是より進みて貴族院の事に付き説明を爲すを要す。或は國會の貴族と貴族院と同名辭なるか如く思ふ者あり貴族の政治上の職務及び特權は世襲貴族院の議員として其爲す所の職務と特權との中に包含するが如く思ふものありと雖も蓋し然らざるなり。思ふにピヤレイン即ち貴族とハザス、オプローズ即ち貴族院と同一のものにあらざることと説明するは敢て難事にあらず。譬へは貴族なるものは必ず世襲の權利を有せらるへからざるものなるに彼のピシヨツプス即ち僧正ローズ、オブ、アッピール即ち法務貴族のごときものは世襲の權を有せず。然れども僧正と法務貴族とは貴族院議員たるに相違なきなり。又英國及び蘇國合併の後蘇國の貴族は英國の貴族と同じく大貌列頗の貴族となれりと雖も而かも蘇國の貴族は盡く貴族院議員となれるに非ず蘇國の貴族中代表者として出席する十六人のみ貴族院の議員たり。而して愛蘭と合併の調へる後英愛蘇三國の貴族は大貌列頗及び愛蘭合併王國の貴族となれりと雖も愛蘭の貴族は之か爲に盡く上院議員となれるにはあらず愛蘭貴

族中二十八人の代理貴族のみ上院議員となれるなり。

右に述ふる處に由れば國會の貴族にして貴族ならざるものあり貴族にして國會の貴族ならざるものあるの理由明かなるべし。然り而して國會の貴族及び國會の貴族ならざる貴族に相通する處の職務特權あり。即ち(第一)に各自或る尊稱を有する事(第二)に一個人として王室の世襲顧問官なる事(第三)に國會の開けざる時に於て全躰として王室の永久評議會なる事(第四)に國會に集りたる時全躰として審判の法廷なる事(第五)に國會に集りたる時王國の立法部の一部なる事是れなり。今貴族院の事を論ずるに當て其立法部の一部たる職務に限り是に論ずるを至當とす。其他の職務特權は夫々適當の場所に於て論ずることゝ爲すべし。例へば其尊稱のことは名譽源泉たる王室の特權を論ずるに當りて述ぶることあるべく其司法權は法廷の組織を述ぶるに當りて論ずることゝ爲すべし。

貴族院の事を論ずるに先達て説明し置くを要するは貴族院は如何なる人を以て組織せらるゝかど云ふことと是れなり。國會の貴族は凡て何物に區別するを得るかど云ふことと是れなり。國會の貴族は大別して 貴族、俗貴族の二種に別ると雖

も細かに其種類を別つ時は五類と爲すを得べし。

第一 合併王國の世襲貴族

第二 世襲の國會貴族ならざる世襲貴族

甲 每國會に選出せらるゝ十六人の蘇格蘭代理貴族

乙 生涯選出されたる二十八人の愛蘭代理貴族

第三 或る職務を爲すが爲に國會の貴族に任せられたる一代貴族

甲 僧貴族二十六人

乙 法務貴族二人

貴族院の組織は右に述ふるか如くなり。而して次に其特權を説かん。貴族院の特權を説かんとするには庶民院の特權と比較して其相共に有するもの及び有せざる者を區別するに若くはなし。第一に貴族は彼の庶民の如く其特權を要求する儀式を履まざるなり、貴族院の議長は古より大法官即ち大璽官之を務む。大法官欠席したる場合には代理議長之に代る。代理議長は豫め數人を定め置くも、雖も若し大法官及び代理議長共に欠席する時は假りに議長を選ふとあり。貴族院

の議長は庶民院の議長の有するが如き特別なる權力を有せず、他の議員と平等の地位に在るものとす。

貴族院に附屬する吏員は書記官、黒笏監鎖及び差官等なり。書記官の職務は院の議事及び裁判を記録するものにして、黒笏監鎖の職務は庶民院に於ける差官の務と同じ。而して貴族の差官なるものは殆んど議長の從者たるに過ぎず。大法官が其職務を以て貴族院議長を兼ねる場合は勿論貴族院が議長を選ぶ場合に於ても別に王室の認可を受くるを要せず、又上にも云ふが如く貴族員を代表して特權を要求すると云ふが如きことなし。

貴族院の特權を述ふるに當て第一に注意すべきは捕縛の自由是れなり。此自由は前章に於て述べしが如く庶民院議院の有する所なるが貴族院議員も亦固より之を有す。貴族院の此自由は叛逆重罪及治安妨害の場合を除き國會の開期間及び國會の特權の通常有効なる期限内有する所のものなり。此特權は即ち開期間及び前後二十日間宛貴族の從者までにも及ぼす所のものなり。次に證據人として出廷する權利、陪審官たるを免るゝの權利、言論自由の權利等に至りては貴族院

の有する所別段庶民院の有する所と異なるとなし。而して君主に謁見する権利に至りては庶民院議員の如く全軀として有するにあらず貴族院の各議員一個人として之を有するなり。思ふに此権利は貴族が貴族院の議員として有すると云ふよりも寧ろ其議員たる身分として王室の世襲顧問官たる資格に由り有する所の権利なるか如し。

貴族院の組織を整頓することについて貴族院の有する所の権利は庶民院が不合格者の其事務に關係することを禁じ、其坐席を空虚なりと宣言する権利と異なることなし。此特權を行ふに當り貴族院は新たに貴族に任ぜられたる者着席し、且投票するの権利あるかを判決するを得べきものなり。去れば千七百十一年に於て貴族院は假令英國の貴族に任ぜられたるも蘇格蘭の貴族は英國々會に於て座席を保つ能はずと判決したることあり、尤も此判決は千七百八十二年に於て無効となれり。又貴族院は千八百五十六年にウエンスレディール卿が一代貴族として座席に就く能はざる旨を判決せり。然れども貴族院は王室より特に顧問せらるゝに非ずんば舊貴族と座席を有すべき権利あるや否を判決すること能はず。

又千六百二十六年に貴族がプリストル卿に召集狀を送らんことを王に請求せるは此權利に基きたるなり、又同年にチャールス一世王がアランデル卿の禁獄を解き之をして座席に就かしめたるも貴族の此特權に由りて請求せるに依ればなり。貴族院は又聯合條例に由りて愛蘭貴族の座席に關する葛藤を判決し、蘇格蘭代理貴族の選舉に關する葛藤をも亦判決するを得べし。

貴族院は庶民院と同じく院を侮辱したるものを禁獄するの權利あり、貴族院の此事に關する權利は庶民院の權利よりも一層大なるか如し。貴族院は或る定まりたる時の間禁獄を爲すを得、必ずしも休會と同時に之を許すを要せず。然れども若し時を定めずして禁獄したる時は休會と共に解放するものとす。

貴族院は又代理投票の權利を有したりしが近年遂に之を用ひざるに至れり。此代理投票なる者は貴族院に出席せざる時其同僚をして代て投票するを得せしむる權利なるが、之れが爲に欠席者甚だ多く却て不便を醸したるを以て千八百六十八年に於て之を廢止したり。貴族院の特權として次に掲ぐべきは議決に不同意なる貴族議事録に其反駁の理由を記載する權利是れなり。庶民院に於ける少數

は討議の際其説を述べ決議の際分決を爲さしめて而かも勝算なき時は止むを得ずして其運命に満足すると雖も貴族院に於ける少數は尙ほ此上に議事録に其反駁の理由を載せて以て後に残すを常とす。

貴族院の司法上の職務は凡そ四種と爲す、上告の法廷として高等法廷及び控訴院の判決を審査するを得、始審裁判所として庶民の彈劾せる國家の罪人を審査するを得、貴族逆叛若くは重罪の嫌疑ある時は是れか審判を爲し王室の顧問に應じて貴族座席の權利に關する争ひを審判し且つ新に貴族となれるものゝ就席及び投票の權利あるかを吟味す。右四種の職務の中第一は古代の大會議より傳へたる職務にして國會の特權とは稱し難し、第二は國會の高等法廷たる地位に由り庶民院と共に盡す所の職務と云ふべく、第三は「人はその同輩に由りて審判せらる」と云ふ大憲章の個條に由りて起りたる職務なり。而して第四は庶民院が不合格者の座席を空虚なりと宣言し、且つ近頃まで庶民院の有せる選舉の葛藤を審判するの權利と同じ。

次に貴族院の組織を論ぜざるべからざるが、其第一着として王室が貴族の爵を與ふるの權に如何なる制限あるかを説かざるべからず。今一言以て之を盡せば王室は合併王國の貴族に爵位を與ふるに付て無限の權利を有すと雖も蘇格蘭及び愛蘭の貴族に爵位を與ふるについては制限さるゝ所あり。蓋し蘇格蘭及び愛蘭との聯合條例は此制限を置けるなり。蘇格蘭との聯合條例を案ずるに唯蘇格蘭の貴族は此條例發布後大親列頭グレート・オブ・ザ・キングドムの貴族たるべしとのみありて蘇格蘭貴族の増加若くは其現數を維持するについて特に定むる處なし是を以て若し女王にして蘇格蘭の新貴族を作るとするも其貴族は蘇格蘭代理貴族の選舉に際し投票を爲すの權利なきものと云はざるべからず。而して今又愛蘭との聯合條例を案ずるに王室は愛蘭貴族の數百の數に下たる迄は三貴族の家斷絶したるについて一貴族を作るを得べしとあり。而して合併王國の貴族院に世襲の座席を有せざる愛蘭貴族の數は百に下るべからずと定めあるなり。是に由て之を觀れば王室は蘇格蘭の貴族を新に作る能はず愛蘭の貴族は聯合條例に定めたる處に従はずんば作る能はざること明かなりと云ふべし。

右に述べたる制限の外貴族を作ることに關しての英國君主の權利は無制限と云

ふべし。然れども今此事を論決する前に當り千七百十九年に於て國會に提出されたる新貴族の授爵の制限案に付き一言するを要す。此年サンダーランド卿は將來貴族院に於ける貴族の數を増すこと六人に超ゆへからずと云ふ案を提出したるとあり。即ち此案に由れば王は六人の新貴族を作るを得へしと雖ども其他は現に貴族たるものゝ家斷絶するに非ずんば作らしめず、而して蘇格蘭貴族は二十五人の世襲貴族を以て代表せしむへく其數若し欠くる時は跡に残りたる貴族を以て補はしむへしと云ふの主意なり。此原案は遂に廢棄せられたり。而してサンダーランド卿が此議案を提出したる所以は彼の西班牙繼續の大亂の終りに結びたるウトレヒトの條約に國會をして賛成せしめんが爲め女王アン及び其大臣が千七百十一年に於て十二人の新貴族を作り多數を得んことを計りたるを以て之を妨げんとしたるが爲めなり。

英國の君主が貴族の爵位を與ふることの權限に次て陳述するを要するは其貴族を國會に召集することに關する權限是れなり。蓋し此講義の目的は貴族のことと論ずるにあらずして貴族院のことを論ずるにあるが故に君主が貴族を國會に

召集する權限は其爵位を授與するの權限よりも一層重要なるべしと考へらるゝなり。今之を説明するに當りて第一に述べべきは君主が蘇格蘭及び愛蘭の貴族を召集するについて如何なる制限あるかと云ふ問題なるべし。君主が蘇、愛兩國の貴族の爵位を與ふるとについての制限は前に之を述べたり、而して此他愛、蘇兩國の貴族を召集するとについて又制限あるとを知らざるべからず。按ずるに彼の蘇格蘭との聯合條例は其貴族に大親列顛の有する同一の特權を與へ、愛蘭との聯合條例は大親列顛及び愛蘭合併王國の貴族が有すべき特權と同一の特權を愛蘭貴族に與へたりと雖も、然れども各の場合に於て貴族院に座席を有するの權利を取除きたり。即ち兩國の貴族は代理の資格にあらずんば貴族院に召集せられざるとなれり。然り而して英國の貴族院は此取除きを維持するとに熱心し遂に設令君主が蘇格蘭の貴族に與ふるに大親列顛の貴族の爵位を以てするも之れが爲に其貴族は召集せらるゝを得ずと決議するに至りたり。即ち千七百十一年に於て蘇格蘭の貴族ハミルトン公爵が併せて英國なるブランドン公爵に任ぜられたる時に當り貴族院は右の如き決議を爲し、又千七百十九年にドーパルの公爵

併せてソロウエー伯爵に任せられたる時も亦同一の決議を爲したり。

右の如く貴族院は君主の召集権の上に不思議なる制限を置き蘇格蘭若くは愛蘭の貴族が併せて合併王國の貴族に任せらるゝは妨げなしと雖も、合併王國の貴族に附帶する貴族院に着席及び投票するの權利は無効のものとなせるなり。然るに千七百八十二年に於てブランドン公爵の召集のことに關して再ひ要求起りたり。當時裁判官はブランドン公爵が併せてハミルトン公爵たるが爲めに召集狀を受くる能はさるかと問はれたるに皆然らずと答へ蘇格蘭の貴族たることは其大貌列頓の貴族として有する所の特權を滅殺すべき理由なしと答へたるを以て其時より以後君主は蘇格蘭及び愛蘭の貴族に代理貴族としての外召集狀を與ふる能はさるも之に合併王國の貴族たるべき爵位を與ふる以上は之を召集するも妨げなしと定まりたり。

次に講究すべきは教務貴族の召集に關すること是れなり。現時英國の國會に座席を有する所の教務貴族の數は二十六人にして其内二十四人は僧正二人は大僧正なり。而して今後君主が英國に於ける僧正の數を増加するとありとするも夫

れが爲に國會に召集すべき教務貴族の數を増す能はず。此事はマンチエスタ、セント、アルパンス及びトルロの三個處に新に僧正を置たる法令及び千八百七十八年の法令を以て定むる處なり。此諸法令に由るときは教務貴族の數は斯く新たに僧正の増加したるが爲に増加することなかるべく、尤も英國及びウエールスの僧正中に欠員を生ずる時は最も年長なる而して未だ國會に召集せられざる僧正を擧げて其場所を充たすを得へし。然れどもカンタブリー、ヨーク、ロンドン、ダーラム及びウインチェストル等の僧正欠員を生じたる時は此限りにあらずと。次に述ふるを要するは君主が其祖先の召集狀を受取りたることあるに拘はらず。其子孫に召集狀を與へざるを得べきか、又君主が世襲ならざる貴族を作り其爵位を有するの間のみに之に召集狀を與ふるを得べきかと云ふ問題なり。此事に關し古來種々入組みたる法律上の議論ありと雖も今其歸着したる處のみを云へば君主は如何なる期限に由り、如何なる爵位をも與ふべしと雖も、然れども國會の貴族は世襲の貴族ならざるべからず、尤も僧正と教務貴族とは此限にあらず。而して世襲貴族一度召集を受くる時には其權利は子孫に傳はるものなり。但し愛蘭代

理貴族は此限にあらす。

次は外國人の貴族院に召集せられざることは是なり。彼の王位繼承令は英人の胤にあらざるもの設令歸化すると雖も王國外に生れたる時は國會の兩院に於て議員たるを得ずと定め、又千八百七十年の歸化條例は總て外國人に關する財産所有の制限を廢したりと雖も其第二章に於て國會若くは地方議會に關する選舉及被選舉の權利を有する能はずと定めたり。故に君主の召集權は英國の臣民の外貴族院に出席すべき召集狀を受くる能はずと云ふ規則に由りて制限せらるゝものと云ふへし。次に身代限も亦制限の一と云ふへし。千八百八十三年の身代限條例は只身代限を爲せる貴族は着席及び投票を爲す能はずと規定したりと雖も千八百七十一年の條例の未だ廢止せられざる個條中に貴族院に於て着席し、若くは投票するを得ざる貴族に對し召集狀を發すへからずとあるが故に君主は身代限處分中なる貴族に向て召集狀を發する能はざるや明かたりと云ふへし。

以上述べたる召集權の制限の外に貴族院に着席し投票する能はざる制限あり。蓋し君主は此の如き貴族に召集狀を送るも妨げなしと雖も貴族院の決議、條令及

ひ法律等を以て之をして着席せしめず投票せしめざることあり。其第一に掲ぐへきは未丁年者は是れなり。未丁年者の貴族院に着席する能はざるは千六百八十五年の條令を以て定めたるものにして滿二十一歳以下の貴族は此院に着席するを許されずとあり。第二に掲ぐべきは重罪是なり。英國の古法に由るときは叛逆を企て若くは重罪を犯したる者は其血液汚穢したる者と爲し其子孫貴族院議員たる能はさりしか近年に至りて血液汚穢のとは廢せられたり。然れども貴族にして若し重罪を犯す時は滿期の後若くは赦免せられたる後にあらすんは貴族院に着席し及び投票する能はず。次に院の宣告も貴族をして着席及び投票を爲すを得せしめず。夫れ貴族院は庶民院と同じく其決議に由りて永久其議員を院外に放逐する能はずと雖も庶民院の彈劾若くは貴族院議員盡く出席して審判を爲し宣告を爲すに於ては之か爲に宣告せられたる貴族永く着席し投票するを得ざることあり。例へは大藏大臣ミッドルセックス侯が賄賂及び其他の嫌疑に由り庶民院に彈劾せられたるに當り貴族院は審判の未ミッドルセックス侯は官職に就くを得ず、王に對して科料を拂はざるを得ず、爾後貴族院に着席するを得ずと

判決したり。然れども是等の場合に於て君主若し其赦免の特権を行ひ其權利を回復するに於ては又着席し投票するを得ること論を俟たず。最後に掲ぐべきは誓約のことなり。庶民院議員か着席を爲すの前誓約を要することは前に述べたる處なるか貴族は其殆んど百年の間誓約の義務を負はざりき。然れども今日に於ては貴族も亦庶民と同じく誓約するにあらすんは着席を爲すを得ず。

君主か爵位を授與することについての制限、貴族を國會に召集するに於ての制限及び着席と投票とに關する制限は之を説明したるが故に、次には貴族か如何にして着席し、投票するの權利を得るかを云ふことを研究するを要す。今之を説明するに當りて第一に合併王國の貴族は如何にして此權利を得るかを述べざるへからず。抑も合併王國の貴族はレタリス、ペーテントと稱する授爵狀を王より受けて始めて貴族に任せらるゝものなるが此レタリス、ペーテントには必ず召集狀の附帶するものなり。貴族始めて貴族院に入るや其授爵狀を大法官に呈し、大法官は之を朗讀せしめ、之を召集狀とを貴族院の日誌に登録せしむるなり。而して其後新たに國會の開かるゝ毎に貴族は召集狀を受くるものとす。若し未丁年

の者父の爵位を相續して貴族となり、其後丁年に達するに及びては大法官に向つて召集狀送附の請願を爲すを要す。而して若し其場合明瞭にして疑ふべからざるときは大法官は直に召集狀を送附し、新貴族入院の場合の如き儀式を履ますして直に着席せしむ。然れども若し疑ふべき理由ある時は大法官は召集狀送附のことを謝絶すべきを以て要求者は女皇陛下に對し請願を爲し女皇陛下は貴族をして其問題を評議せしむ。此の如き場合には貴族院中の特權委員其要求を調査し之を院に報告し、其報告の如何に由りて君主は召集狀を送附せしめ又は送附せしめざるものとす。

蘇格蘭の貴族は代理貴族を出だして貴族院に着席し及び投票せしむるが故に今此代理貴族が着席及び投票の權利を得る方法を述べざるべからず。女王アン六年の法令に由るに新國會の召集せらるゝに當て君主は勅令を以て蘇格蘭の貴族をエデンプラ市に會せしめ、ホーリールドに於て代理貴族の選舉を爲さしむ。此選舉の方法は稍奇なる處あるが故に其手續の概略を茲に述べべし。蘇格蘭の貴族は長きテーブルの周りに座し、ロード、クラーク、レヂスターと稱せらるゝ官吏

貴族の姓名簿を讀み上ぐれば各貴族は之に對して其出席を證明するを要す。之は姓名簿と云ふよりも寧ろ爵位簿と稱すべきものなり。故に一貴族にして數爵位を有する時は數度其名を呼はるゝとあるべし。ロード、クラーク、レヂスターは右の如く姓名簿を讀終りたる後再びこれに就て各貴族の名を順次に讀み上げ各貴族これに應じて起立し己れが投票せんと欲する名を讀み上げさるへからず。而して貴族は數爵位を有し得ると雖も投票は一人一度を限りとす。此手續きの終りに於てロード、クラーク、レヂスターは出席貴族の委託されたる代理投票を集め而して總ての投票を計算したる後最も高點を得たる十六人の姓名を讀み上げ出席貴族の前に於て直に復命書を制し調印を爲ささるへからず。此復命書は中央政府の大法官廳の書記官に宛て送る者にて書記官はこれを上院の書記官に傳送せさるへからず。右述ふる所に由れば蘇格蘭代理貴族は合併王國の貴族の如く特に召集狀を受くるものにあらずして一般の勅諭に由て選舉せられ貴族院に出頭して誓約し着席を爲すものなり。蘇格蘭代理貴族は國會の解散まで其着席及び投票の權利を有する者にて總選舉と共に改選せらるゝものなり。以上述べ

たる選舉の規則に由る時は投票を爲すの權利を有せざるものと雖も或は投票するか如きことなしと云ひ難し。何となれば姓名簿中の爵位を代表するとして選舉會に出席する者は別段其權利を證明するの手續を爲さざればなり。之を以て今上ヅカクトリヤの御宇に至り法令を出たして此選舉法を稍周密ならしむることゝ爲せり。此法令に由る時は第一に千八百年以後嘗て投票に與れることなき爵位は名簿の中より除き去るを要す。而して貴族院が特に指揮するにあらずんば此の如き爵位を代表したる者の投票を受取るを要せず。第二に若し投票權に就て争を生ずる時は出席したる二人以上の貴族の主張に由りロード、クラーク、レヂスターは貴族院書記官に宛て、其事を報告し、貴族院は特權委員をして之か調査を爲さしむべし。第三若し或人或爵位を有し従つて投票の權を有すること明瞭なるに於ては其爵位の權利に由り投票を爲すに自ら之を爲さるへからず。此三條の修正に由りて蘇格蘭貴族投票の權利少しく確實なるに至りたりと雖も而かも彼の二人以上の出席貴族故障を唱へざる時は投票權なきもの投票を爲すも如何ともする能はざるべし。蘇格蘭代理貴族にして若し合併王國の貴族の

爵位を與へらるゝ時は直に其代理貴族たる地位を去らざるべからず。而して其欠を補ふか爲めに特に選舉會を開くを要す。

愛蘭の聯合條例は愛蘭貴族の數將來に於て百人以下に減すべからず。而して其數に達するまでは王室は斷絶したる三家に對し一家の貴族を作るを得べしと定められたり。愛蘭貴族の中二十八人は上院に於て愛蘭貴族全體を代表するものとして選舉せられ而して其選舉されたる代理貴族は生涯國會の貴族たる權利を有するものなり。愛蘭の貴族は總て其代理貴族を選舉するに當り投票を爲すの權利を有し。而して若し愛蘭の新貴族王室より爵位を受くるに於ては英國の大法官は國會の書記官をして愛蘭事務尙書に其權利ある所以を傳へしむるなり。又代理貴族の死せるが爲に補欠選舉を爲すの必要あるに於ては愛蘭貴族中の二人よりして其死去の證明を英國の大法官に爲し、英國の大法官は其證明を受取ると同時に愛蘭の大法官に對し召集狀を發して選舉會を開かしむ。愛蘭代理貴族の選舉に就て責任を有するものは愛蘭事務尙書是れなり。愛蘭事務尙書は大法官の命を受けて愛蘭貴族の投票紙を送り五十二日を経過したる後、全投票紙の寫しを貴族院に送らざるべからず。而して其手續に依り當選したる代理貴族はに大法官より召集狀を受領し、其後の國會毎に又之を受領するの權あるものとす。』次に僧貴族の貴族院に坐席を有する手續を述べし。若し僧正寺院若くは大僧正寺院無住となる時には其寺院の長老より其旨を大法官法廷に通知せざるべからず。此通知を受くると同時に政府は其寺院の僧侶に後住の選舉を爲すべしと命じ、若し十二日以内に選舉を爲さざる時は王室より之を命ずるものとす。後住選舉の事終りたる後、其當選したるものは其寺院の僧侶に向て承諾の旨を報し、且つ王室に向て服従の誓約を爲すを要す。此儀式を終りたる後當選したるところの人は始めてロード、ピシヨップとなるを得るなり。然れどもロード、ピシヨップの選舉は王室の裁可を受くるを要す。即ち僧正選舉の事終ると同時に王室は僧正の場合に於て其州の大僧正に大僧正の場合に於ては其州の僧正四人若くは大僧正一人、僧正二人に對して其璽を鈴せる敕書を發するを要す。此勅書を受取りたる後其州のバイカー、ゼラルと稱するもの總て選舉に關するを調査し、毫も不都合なきを見認め、て扱僧正就職の式を行はしむるなり。此式を畢りて後僧正は始め

しを貴族院に送らざるべからず。而して其手續に依り當選したる代理貴族はに大法官より召集狀を受領し、其後の國會毎に又之を受領するの權あるものとす。』次に僧貴族の貴族院に坐席を有する手續を述べし。若し僧正寺院若くは大僧正寺院無住となる時には其寺院の長老より其旨を大法官法廷に通知せざるべからず。此通知を受くると同時に政府は其寺院の僧侶に後住の選舉を爲すべしと命じ、若し十二日以内に選舉を爲さざる時は王室より之を命ずるものとす。後住選舉の事終りたる後、其當選したるものは其寺院の僧侶に向て承諾の旨を報し、且つ王室に向て服従の誓約を爲すを要す。此儀式を終りたる後當選したるところの人は始めてロード、ピシヨップとなるを得るなり。然れどもロード、ピシヨップの選舉は王室の裁可を受くるを要す。即ち僧正選舉の事終ると同時に王室は僧正の場合に於て其州の大僧正に大僧正の場合に於ては其州の僧正四人若くは大僧正一人、僧正二人に對して其璽を鈴せる敕書を發するを要す。此勅書を受取りたる後其州のバイカー、ゼラルと稱するもの總て選舉に關するを調査し、毫も不都合なきを見認め、て扱僧正就職の式を行はしむるなり。此式を畢りて後僧正は始め

て其宗教上の職務に當るを得べし。然れども實にこれのみにては未だ其寺院に關する俗事に關係するを得ず是を以て僧正は女王に對するホメーラの式を行ひ忠勤の誓約を爲さるべからず。此の如くにして僧正の地位始めて全きに至り寺院の俗務に關係するを得併せて召集狀を受領し國會に出席するを得るなり。僧正の國會に出席するに就ては其出席するは僧侶たる資格を以て出席するか或は又其貴族として所領を有するの資格を以て出席するかと云ふ説につき古來大に議論ありたりと雖も要するに僧侶たる資格に於て出席するものにして其の寺院に附屬する所の所領の爲に出席するにあらざるや必せり。今其所以を茲に詳言せずと雖も其召集狀の字句俗貴族の受領する召集狀と異なる所あるに依りて明瞭なりと云はざるべからず。

貴族院が刑事の審判を爲すの場合に在ては僧貴族は判決を爲すの前に退席するを例とす。之は僧貴族の請願に依りて然かするものにして其權利と稱すべきものにあらず。僧貴族若し其僧正寺院の住職たる職を辭するに於ては貴族院の坐席も同時に失はざるべからず。然れども其位階及び特權は住職を辭するの後に

雖も有するものとす。前にも述べたるが如く英國の國會に出席すべき僧貴族の數は二十六人に限る。而して其中の五人即ちカンタベリー、ヨークの大僧正、倫敦、ダラム、ウインチェストルの僧正は常に坐席を有し、其他は年長の順序に依り召集狀を受くるものとす。

最後に法務貴族の着席及び投票の權利につき一言せざるべからず。抑も英國の貴族院は英、愛、蘇に於ける女皇の法廷に對して最後の控訴法院たる地位にあるものなり。而して貴族院が其法務に干係するに當りては三人の法務貴族必ず出席するを要するとは千八百七十六年の控訴條例に依りて定められたる所なり。法務貴族は三種に分る。其第一は大法官にして、第二は曾て司法部にありて高等の職を奉じたる世襲貴族なり、而して第三は通常法務貴族なり。扱此三種の中に於て特に説明を要するは通常法務貴族のことなり、通常法務貴族なるものは通常貴族院に出席し着席及び投票を爲すものと大に異なりたる性質を有するものと云はざるを得ず。茲に述べたる控訴條例は二人の通常法務貴族を任命すべき權を王室に與へたり。而して通常之に任せらるゝものは二年間高等司法官の地位に

ありたるものか又は十五年間英、愛、蘇三國の中何れの國に於てか代言人たりしものなるを要す。其給料は一年六千磅にして國會の請求に依らすんは職を免せらるゝことなし。且通常法務貴族は其一代限り男爵を授與せられ貴族院に出席すへき召集狀を受領し、他の貴族と同じく着席し及び投票するの權を有するものにして當に法務にのみ關係すへきものにあらす。

貴族院の事に關する説明を終るに臨みて困難を避くるか爲に各種の貴族の貴族院に出席する權利に差等あることを再び總括して此處に述ふへし。貴族院の議員中着席し、及び投票するの權利子孫に傳はるは合衆王國の貴族に限るなり。其他愛蘭の代理貴族は其一代の間此權を有するに止まり、蘇格蘭代理貴族は總選舉の時再撰せられずんは此權利を失ひ、僧貴族は僧正寺院の住職を辭すると共に此權利を失ひ、而して法務貴族は其法務を辭すると共に併せて着席及び投票の權利を失ふものを知るへし。今又終りに臨み一言し置くへきことは英國貴族の等級是れなり。第一等デューク(公爵)と云ふ、此爵位はエドワード三世の其子黒太子をコンウォール公に任じたるを以て始めとす。第二等をマークイース(侯爵)と云ふ、リ

チャルド二世の時より起る。第三アール(伯爵)是れなりアールは遼孫時代より存する處のものなり。第四をウァイカウント(子爵)と云ふ之はヘンリー六世の時始めて起る。第五をバロン(男爵)と云ふ其起原については種々の説ありて其何れか是なるを知らず。

第八章 立法の手續を叙す

國會召集の手續及び國會を組織する各分子の事は已に説明し終れり。即ち以上述べたる處に依りて英國の國會は如何にして成立つものか如何なる原素より組織せらるゝものなるかと云ふことを説明せしを以て次に國會は如何にして立法を爲すものなるかと云ふ問題を究めざるべからず。夫れ英國々會の職務は一にして足らずと雖も其最も重要なものは立法の事業なるべし。國會が行政部を監督し、國務大臣を撰拔する職務の如きは重要ならざるにあらずと雖も國會の權力最も著しく表はるゝは立法の上に於てなるべし、國會が行政部を監督するは嚴重ならざるにあらずとも要するに間接なるを免れず、其立法に於けるの働は之に反して直接なるものなり。

今英國々會に於ける立法の手續を述ぶるに當りて之を三綱目に區別するを便利とす。即ち左の如し

第一 國會の通常事務 公案

第二 會計案

第三 私案

今順を追ひて詳細に説明を試むべし

第一 國會の通常事務 公案

(甲) 國會の日常事務

英國々會の日常事務を説明せんとするには先づ其職務の順序を説明し置かざるべからず、然かせざる時は混雜を來たすの恐れあるべし。而して先づ専ら庶民院の職務順序を述べんに之を其常令に徴するを以て最も簡便とす。

庶民院常令の第九十八條に曰く、本院は毎日左の順序に依り事務を執るべし。

第一、私務、第二、公共の請願、第三、動議の豫告、第四、書類提出の動議、第五、請暇の動議、第六、質議、第七、當日の令云々と

右常令中の第一に私務と稱するは私案の立法に關することとなり、此事の説明は一層重要な公案立法の説明を終りたる後に爲すべし。常令の第二に云ふ所の公共の請願なるものは國會に於て討議中なる政界上の問題、若くは其他公共に關する事件について、又は國會に於て討議中ならざるも其注意を促さんと欲する事件

について或る地方若くは或る一隊の人々より國會に對して請願する處のものを云ふ。此公共の請願は須らく彼の私の請願と區別するを要す。私の請願は私案立法の端緒となるべきものにして私案立法は私の請願を得て始めて着手せらるる處のものなり。第三に云ふ處の動議の豫告なるものに就てはサー、アースキン、メイの説明する處以下の如し。『各議員は問題を提出するの權利を有す、之を動議を爲すと云ふ。然れども議員に對し動議を爲し其説を聞かしめんとするには豫しめ其豫告を院に對して爲すを要し之を令簿若くは豫告紙に記入するを要す』と。動議豫告の順序は大概以下の如くなり。議員若し動議を爲さんと欲する時には先づ其姓名を豫告紙に記さるゝからず書記官は集りたる豫告紙の數を計算し之を箱の中に投し其箱を振りて豫告紙を交せ合したる後箱を開きて一々に豫告紙を出たさるゝからず。而して豫告紙の箱より出づる順序に従ひ議長は其紙中に記したる議員の名を呼び議員は之に應じて直に豫告を爲し箱より出たる番號に従て動議を爲すべき時日を定むるなり。第四の書類提出の動議とは議院に計算書若くは其他の書類を提出せしむるの動議なり。若し此動議に對して

反對説出てさるときは常令を以て定めたる執務の順序に由り之か提出を許す者とす。第五に請暇の動議とは議員が欠席を爲さんとするに當り其許可を得るが爲の動議を乞ふことを云ふ。議員は常に議院に出席すべき義務あるものなり。故に若し欠席を爲さんと欲する時には議院の許可を乞はさるゝからず。而して議院は之を許すことあり又許さるゝことあり。蓋十六世紀若くは十七世紀の交に在ては議員其撰擧區の歡心を失ふことを恐るゝの念薄かりしか爲め隨つて欠席を爲す者少なからざりしか、今日に於ては此弊害大に減少したり。何となれば撰擧人は其職務を怠るの議員を撰擧せざればなり。然れども今日に於ても議員若し甚しく其職務を怠る時は差官をして之を禁錮せしむること或は之れあり。第六に質問と云ふは國會の事務に關し、又は政府の政務に關し内閣の大臣或は議院の事務に關係ある議員に對し質問するを云ふ。若し議員質問を爲さんと欲する時には議論的に質問を爲すべからず單に其要する處の答辯を得る所の目的を以て質問すべし。而して此質問に對する答辯も議員の知らんと欲するの點を答ふるを以て足れりとす。然れども内閣大臣は説明を爲すに當り往々の質問外に

涉るとなきに非ず、又公共に利益の爲に答辯を拒むことを得るなり。第七に當日の令、動議の豫告と云ふを説明せん。當日の令とは議院が或日に於て討議すべしと定めたる問題、若くは豫て豫告を爲し、或日に於て動議すべしと定めある問題を云ふなり。而して一週間の中、月曜水曜木曜金曜等の日は議院が殊に種々の事件を一括して討議すべきが爲に定めたる所の日なり。而して是等の日に於て内閣は豫て政府の提出したる議案にして議院の討議することを許したる問題を先づ當日の令の第一の動議として問題と爲すを得べし。但し水曜日は其限りにあらず、金曜日に於ては供給委員會及び方法委員會の問題を當日の令と爲す。故に動議の豫告は之を火曜日に於て爲すを以て至當とするなり。

(乙) 庶民院に於ける公案

總て議案を國會に提出せんとするには先づ動議の豫告より始めざるべからず、議案は貴族院及び庶民院の何れより議するも妨げなしと雖も、重要な議案は先づ庶民院に於て之を議し、而して貴族院に移すを以て通例と爲すが、故に茲には庶民院を先として叙述すべく、貴族院に於ける議案通過の手續、庶民院と異なる所は後

に注意することゝなすべし。已に前に述べたるが如く、議員若し議案を提出せんと欲するには之が豫告を爲さざるべからず。而して豫告をなすに當ては、簡單に其要旨を説明するを以て足れりとす。豫告終るに及びて庶民院は動議及び賛成者及び同意者に原案を調製し、之を提出すべしと命ぜざるべからず、是に於て議案は直に院に提出せらる。之を提出する議員は院の欄欄は現はれ、議長の其名を呼び、卓前に持ち來たすべしと命ずるを俟て、之を書記官に渡すを要す、書記官は之を受取りて其題名を朗讀す。次に第一讀會を開くべきかと云ふ問題と之を印刷せしむべきかと云ふ二の問題起り。而して第一讀會の式終る時には更に第二讀會を開くべき日を院令を以て定むるなり。以上の如くにして議案は所謂當日の令と稱すべき者となり。而して第二讀會を開くべきの日に至れば、議案の第二讀會を開くべしと云ふ動議起る。蓋し議案大體にいつては議論は多く、此時に於て起る者にして其運命は此時に於て定めらるゝものなり。此場合に際し、議案の反對者は今日より六ヶ月以後に第二讀會を開しべしと動議し、開期内に之を議する能はざらしむるが如き動議を爲すを得べく、又は直接に第二讀會を開くべからずと反

對するともあるべく、或は修正の動議を提出し原案の性質を全く一變せしむるが如きことを勉ることもあるべし。

若し議案にして第二讀會を通過するに於ては之を全院委員會に委託するを以て定例とす。全院委員會を開く前には此院を全院の委員會と爲すべしと云ふ決議を経ざるべからず。議長は此時に於て余は此坐を去るべきかと云ふ疑問を起し、若し可決さるゝ時には議長其坐を去り全院委員會の會長代て議場を整理するなり。全院委員會に於ては議案を逐條に審議せざるべからず、而して全院委員會其日の審議を終る時には庶民院議長再ひ其席に就くなり。此時に際し全院委員會長は議案の審議に關する進歩頗る宜しき旨を述べ、再ひ會長席に就くの機會を與へられんことを請求す。是に於て委員會は或日に再び開會せらるべしと云ふ命令を議院より發するなり。議案委員會の手に在る間は如何なる修正を爲すも妨げなく各條を修正し、若くは削除するも固より委員會の權限内なりと雖も現存する個條にいつて審議を終るまでは新箇條の動議を委員會に於て爲すを得ず。若し議案委員會に以て檢査済となる時は會長は議院に報告し議院は之を檢閱す

べしと命ず。此檢閱の時に際し議院は尙ほ修正の動議を爲すことを得新箇條を附加する動議を爲すを得。而して若し其れ等の動議にして錯雜したる者なるに於ては再び議案を委員會に於て審査せしめ其終局を俟て再び議院に於て檢閱を爲すを要す。議案の檢閱終りたる後第三讀會を開くべしと云ふ動議起る。第三讀會開け議案通過する時は書記官をして議案を貴族院に持參せしめ其同意を求むべしと云ふ動機を爲し、而して庶民院と議案の干係は是に於て終結するものとす。

次に貴族院に於ける議案通過の手續を述ざるべからざるが其前に於て以上述べたる手續の宛てはまらざる二つの場合を注意せざるべからず。第一は宗教貿易及び財政に關する議案なり。庶民院の常令に由るに宗教に關する議案及び宗教に關する法律の變更又は貿易に關する議案及び貿易に關する法律の變更等は先づ全院委員會に於て調査したる後にあらざれば議場に提出するを得ず。而して皇室に關する財務の議案も先づ全院委員會に於て調査するを要す。則ち是等の事に關する議案は總て全院委員會の調査を経其議決を根本として議院に於て議

するものとす。財務に關することは其説明を暫く後に譲り、今例として宗教に關する議案の議決法を茲に擧げん。千八百六十九年に於て愛蘭の國教を廢止する議案を議決する場合の如き先づ全院委員會に於てクラッド、ストーン氏動議を起し、委員會々長は愛蘭の國教を廢止すべき議案を提出すべき許可を院に乞ふべしと論じ其動議全院委員會に於て可決されたるが故に始めて國教廢止の問題院の問題となり、同夜直に院に於て第一讀會を開くととなれり。前に述べたる手續の宛て欲ちさる第二の場合には裁判所及び司法の事に關する議案貿易航海製造等に關する議案の調査を委員會に於て調査せしむるに當り全院委員會を以てせず千八百八十二年に於て始めて設けたる所の二つの常置委員會に於て調査せしむると是なり。此方法は庶民院か十五人の撰舉委員會をして議案を調査せしむる方法と全院委員會をして調査せしむる方法を折衷したるものなり。此調査委員會は六十人以上八十人以下を以て組織せられ其調査及び報告は全院委員の場合と異なることなし。蓋し此方法を設けたる所以は特權の性質の議案を議決するに當り全院委員會に於て無益なる長談議を爲し徒に時間を消費することを避けん

が爲めなり。此新方法果して當を得たると否とは今日に於て未だ明言し能はざる所なり。

(丙) 貴族院に於ける公案

庶民院が公案を議決する手續及び議決したる議案を貴族院に送付するまでの手續は前に之を述べたり。故に此處に於ては貴族院か其議案を如何に處置するかを述べざるべからず。庶民院より送付されたる議案は大概直に貴族院に提出せられ第一讀會を開くを常とす。第一讀會を開きたる後は議案は貴族院の卓上に止まる者なり。而して貴族院開會中なるに關はらず其後十二日を経て第二讀會の開かるべき報知ある時は其議案は其會期間消滅したる者とす。然れども貴族院其議案を消滅せしめず其討議に取掛る時は其手續は別段庶民院に於ける手續と異なることなし。貴族院は殊更に修正を加へずして其議案を通過せしむることあるべし。然る場合には第三讀會の後庶民院に其議案を返付するとなく唯使を以て貴族院は殊更に修正を加へずして其議案に同意したりと申送るを常とす。然れども若し貴族院にして議案を修正する時は第三讀會の後議案を庶民院に返

し、貴族院は修正を加へて議案に同意を表すべし。而して貴族は庶民が其修正の箇條に同意を表すとを望むと申送らざるべからず。

庶民院は貴族院の加へたる修正に同意するも將た同意せざるも固より其隨意なりと雖も同意するとせざるとに拘はらず其理由を述べて貴族院に議案に返付する者とす。貴族院及び庶民院到底議案について同意する能はず、何れも他の修正を、不満足なりとするの場合に於ては尙ほ双方意見の異なる所を調停し之を彼とを一致せしむるの方法二あり。其一は彼の兩院協議會と稱する所の者にして他は不同意なる院に於て委員を設け、其不同意なる理由を枚舉せしめ修正したる議案に之を附して他の院に送る所の方法なり。抑もコンフェレンス即ち兩院協議會は各院の指名したる議員が相會して其不同意なる點を熟議する所の集會なり。此相談の爲め相會する處の議員をマジョリティーと云ふ。マジョリティーの職務は不同意なる院を代表し、他の院のマジョリティーに會し其不同意なる理由を開陳し、他の同意を求むるに在り。而して此兩院協議會と雖も自由協議會と稱する者にあらずんば甲院の委員は乙院の委員に向て不同意なる理由を記載したる書面

を朗讀し、之を渡すに止まり別段問答等を爲すを得ず。然れども自由なる協議會に於ては相互に熟議して一致を計るとに盡力するも妨げなし。此協議會の禮式は甚だ嚴重なる者にして例へば貴族は坐するを得るも庶民は佇立するのみ、庶民は帽を脱せざるべからざるも貴族は辯論を爲す時の外は脱帽するを要せず、只出入の時のみ脱帽する等のことあり。然り而して實際より云ふ時には此コンフェレンスなるものは近代に於て多く用ひられず、千八百三十六年以來兩院が自由協議會を開きたること曾てなく千八百五十一年に於て以來兩院相一致せざる場合に於ては互に使を以て其主意を述べ、兩院の一より特に協議會を開くことを要求するにあらずんば之を開かざるべしと議決したり。

第二 會計案

(甲) 總則

政費の供給及び租税の賦課に關する立法は特に注意するを要する處の點少なからざるが故に今茲に其大要を説明すべし。第一に政費の供給及び租税の賦課に關する處の立法は庶民院の全く管理する處なり、總て供給に關する處の議案は先

づ庶民院より始めざるべからず。而して此議案は貴族の同意を要すと雖も貴族は之に修正を加ふる能はず。第二に政費の供給及び租税の賦課に関する立法は政府よりの要求に由りて始めて着手せらるゝ者なり。第三に是等の立法は總て全院委員會を開きて着手するを要す。

政費供給の事に關する庶民院の特權を調査せんと欲せばリチャルド二世の御宇以前に遡るを要せざるなり。スタップス博士の説に従へば「總て供給は貴族の忠告と同意とに由り庶民の爲すべき處のものなりと確定したるは此時を以て始めとす」と。而してヘンリー四世の時此事に關する多少の紛紜ありたりと雖も却て其れが爲に此權利を確定せらるゝに至りたり。千四百七年に於てヘンリー四世は先づ貴族をして其年度の豫算を議せしめ、而して後庶民に告ぐるに其討議の結果を以てせり。是に於て庶民は其特權を毀損せられたるを王に訴へたる故に王を直に其訴を聽納し自今以後總て供給に關する報告は上下兩院一致したる後庶民院の議長を以て爲すべきと定められたり。然れどもチャールス一世の時迄至るまで政費供給のと庶民院の特に爲すべきものなるを法文を以て見認ら

れたるとなし、然るに千六百廿五年に於て政費を供給する所のものは國會に召集せられたる陛下の庶民なりと明文に掲ぐるととなれり。右の如く庶民は政費を供給する者皆に己れ等のみなるを主張したりしが十七世紀に至りて更に一步を進め貴族院は修正等の手段を以て此事に干渉すべき權利なしと議決したり。即ち千六百七十一年に於て庶民院は庶民が王に與ふる所の總ての供給を何人たり共修正する能はずと議決し。又千六百七十八年に於て陛下に奉ずる所の總ての供給及び補助は庶民の純粹なる贈り物なり、是等の補助供給を承諾する所の原案は先づ庶民院に於て決せざるべからずと議決し、且是等供給の目的條件及び制限等を定むるは庶民の疑ふ可からざる權利にして貴族院は之を修正し變更すべからずと議決したり。此の如く貴族院は會計案を修正する權を失へりと雖も廢棄するの權は之を有せり。而して此廢棄の權は其稀に行ふ處なりしを以て千八百六十年に至る迄此事について曾て問題の起りたるとなし。然るに此年に於て庶民院は其供給を承諾するに當り租税賦課法の改正を爲し、財産印紙税を増加し、紙類の税を廢止するを議決したり。而して貴族院は租税の増加案に同意を表

したりと雖も紙類の税を廢止するについて同意するを欲せず、遂に議案を廢棄したるを以て茲に一問題を生ずるに至りたり。當時庶民は課税のことに關する庶民院の特權を證明する處の議決を爲し、且庶民は貴族が會計案を廢棄する權あるを認むると雖も而も庶民は其廢棄の權を無効ならしむるが如く會計案を作るの權を有せりと議決せり。當時の議決は凡そ三箇條にして第一に補助供給を承諾するの權は庶民にのみ存在する旨を述へ。第二に設令貴族は課税に關する議案を廢棄するの權を有し、且會計案全躰を否決するを得ると雖も而も貴族は從來其權を行ひたること稀なれば庶民は貴族が其權を行ふが爲に其供給を承諾し政費を準備するの權利を傷ふこと少なからずと思考し、貴族が其權を行ふことを好まざる旨を云へり。第三に於ては將來に於て貴族が不必要なる場合に此權を行ふことを妨ぐるが爲め且課税及び供給のことに關して庶民の正當なる權利を守るが爲に庶民は租税賦課の權供給を承諾するの權を一層確守して其事項其方法其時機等を定むる權利を失はざらんことを勉むべしと云へり。

會計案の議決に關し庶民院が殊に權力を有するとは右に述ぶるが如くなるが庶

民院が政府の要求を受くるにあらずんば會計案を議せずと云ふの一事も亦最も緊要の事と云ふべし。凡そ政費に關する請願若くは政府の收入を承諾するの動議等は其コンソリテッド、ファンドより拂ひ出すべきものと時々國會の議決に由り供給すべきものとを問はず政府の要求を受くるにあらずんば國會は其議事を開くとなし。故に庶民院は政府に供給すべき金額を定め之を徵收するの法を定むると雖も政府の要求を俟て定むるものにして自ら進んで之を定むるとなし。政府の責任大臣は庶民院に於て供給の事を發議し、且之を使用する方法までも發議するなり。是に由て之を觀れば政費供給の事に關する政府貴族及び庶民の關係は彼のサー、アースキン、メイの言葉に由て簡單に説明するを得らるべし。メイ曰く「政府は政費を要求す、庶民は之を許諾す、而して貴族は此許諾に同意を爲す、然れども庶民は政府が要求を爲すにあらずんば政費を議決するを爲さず。且其議決したる若くは議決せんとする供給の額に必要なが爲と政府收入の不足を補ふが爲にあらずんば租税を課し若くは之を増加するを爲さず。政府は租税の性質及び其分配のことに關して關係することなし。然れども總て國會に

於ける課税の根原は政府か其憲法上の責任者をして政費を補ふか爲に必要なりとし、庶民院に於て要求せしめたる處による』云々。

會計案の事に關して述べざるべからざる最後の特質は千七百七年三月二十九日に於て庶民院の常令に依り定めたる處是なり。斯く庶民院は全院の委員會に於てするにあらずんば總て會計案關する請願動議若くは原案を審議せざるべく、政府に屬する處の貨幣の處置に關することを議せざるべし』と。而して此事を説明せんとするには庶民院か如何なる方法に由て政費を供給するかを述ふるを要するなり。

(乙) 供給委員會

政府の収入は如何なる道より得らるゝものなるか、政費各部の費用を制限する處の方法は如何なるものなるか等は茲に論ずべき限りにあらず、是等の事は行政部のことを講ずるの場合に宜く述ふべきの事なり。此處に於ては庶民院か如何なる方法に由り政費を政府に供給するか如何にして供給の得らるべき道を定むるか、如何に其爲したる所の供給を適用せしむるか等の問題はなり。夫れ庶民院が

勅語に對して爲すべきの奏議を議決したるの後直に二個の議決を爲すなり。其
一は或日に於て供給委員會を開くべしと云ふにして、其二は或日に於て方法委員會を開くべしと云ふとなり。供給委員會を開くに先だち政府各省の費用に關する各科目の豫算は各省の責任大臣に由り庶民院に提出せらるゝなり。而して豫て定めたる日に於て庶民院は供給委員會を開くものとす。尤も都合に依り後日まで其開會を延會するとあり。千八百二十二年までは供給委員會を開くに先だち議長其席を去るべしと云ふ動議の起るに當て如何なる議員にても其動議に對する修正案を提出するを得たり。蓋此修正案は庶民院か政府の供給を許諾する前に當て弊害を矯正する權利ありと云ふ古來の原則を守るよりして起りたるものなれば必ずしも原動議と關係あるを要せず。故に豫て供給委員會を開くべしと定めあるの夜、議長、今席を去るべしと云ふ動議起りたるに當り、或る議員はドテゲルの海岸に築港を爲すべし、紅海中一島に燈明臺を建築すべしと云ふが如き動議を原案の修正動議として提出するも妨げなきなり。然るに千八百八十二年に於て議事法の改正あり。水曜日及木曜日の當日の令にして供給委員會を開く

ことならしめは議長は別に其座席を去ることに關して議員の意見を問ふことな
く直に座席を去るべしと定められ、之か爲め修正の動議を起すの機會は是れなき
こととなり。庶民院委員會となるに於ては提出せられたる豫算を調査せざる
べからず、責任大臣は其豫算に對して全體の説明を爲し、然る後各課目を別々に審
議して投票を爲すなり、委員會一回終る毎に委員會は其事務の進歩を院に對して
報告し再び委員會を開くの許可を乞はざるべからず。故に委員會を終るに於て
は議長再び其席に着き委員會々長は第一に委員か如何なる議決を爲したるかを
報告し院は其報告は或る豫定したる日に於て爲すべしと命ず、第二に再び開くべ
き許可を乞ひ院は或る豫定したる日に再び供給委員會を開くべしと議決す。委
員會より報告を受くべき時到来に於ては供給の各課目は院に向て報告せられ、而
して院は此各課目を特に定めたる目的に使用する爲め陛下に供給すべしと議決
す。開期の終りに於て總て此等の決議は適用條例の中に合蓄せしむ、適用條例の
事は後に説明すべし。

(丙) 方法委員

供給委員會は政府に許諾すべき金額と、及び何の目的の爲に之を許諾するかを定
むる所のものにして方法委員會は如何にして其金額を募集するかの方法を定む
るものなり。此委員會の爲す所を理解せんと欲せば政府の收入に關する或る事
實を豫め記憶するを要す。抑も國民より徵集する政府收入の多分は毎年庶民が
許諾するものにあらずして毎年改正するを要せざる法律を以て定めあるものな
り。故に租税の多分は國民が特に其議を更ふるにあらずんば年々据置く者にし
て、而して其租税より生ずる所の者はコンソリデータード、ファンドと稱する財本
中に拂ひ入れらるゝなり。故に國會の許諾する總ての供給は二源の一より來る
者なり。即ち毎年引續く所の租税の收入より來るものにあらずんば新に賦課し
たる租税の收入より來るものなり。而して方法委員會なるものは此徵集の方法
に關して決議を爲し之を院に報告するとを司る、委員會は次の會計年度の豫算を
主税尙書(大藏大臣)より受領す、主税尙書は其會計年度の費用とコンソリデーター
ド、ファンドに拂ひ入れらるゝ引續きたる租税の收入とを比較し、其不足を補ふに
新税徵收の方案を以てして之を委員會に提出するなり。供給委員會の職務は之

に依て二種あるとを悟るを得へし。即ち其第一はコンソリデイトッド、フアードより政費を支出することを承諾することにして其二は主税尙書の提出したる新税案を調査し費用と収入と相適はしむるか爲めの方案を議定することは是なり。方法委員會は毎會の終に其決議を院に報告し且方法委員會に於けるか如く委員會の決議は翌日院に於て調査し其採否を決するなり。而して委員會の事務決了せざる日には更に豫定の日に開會すへき手續を院に於て採用する時は之を更に議案の牒裁に調製せしむるなり。而してコンソリデイトッド、フアードより支出を許すことに付ての委員會の決議を院に於て採用するときには其決議を調製して配當條例案を爲すを要す。

(丁) 配當條例案

配當條例案の事を述ふるに當りては大藏省主税省及び會計検査院を始めとして政費を支拂ふに當り國會の意思を貫徹せしむるか爲め機關を説明せざるへからずと雖も、是れは行政部の事を説くに當りて述ふるを以て順序と爲すか故に茲に論ずることを爲さるへし。唯此處に於ては政費と稱するもの即ち政府の収入

を爲す處の金額は皆國會の許諾を得るにあらすんは支拂ふこと能はず。而して政府が毎年収入する處の金額の三分の二は其年議會を通過する配當條例によりて夫々格段の目的に適用せらるゝ者なりと云ふを以て足れりとす。既に前にも述べたるか如く、或る租税は毎年賦課する否とを定むると雖も或る他の租税は毎年其手續を爲すを要せず、夫と同じく或る支拂は毎年國會の許諾を要すると雖も或る他の支拂は毎年許諾を要することなし。例へば國債の利子を支拂ふことの如き法律に由りて其支拂を大藏省の委員に委任しあるか故に毎年の豫算に現はれ供給委員の討議に付せらるゝ必要なし。然れども陸海軍其他各省の費用の如きは配當條例の中に含まるゝ者なるか故に其條例の定むる處に隨てのみ支拂ふことを得べきなり。而して庶民院は一ヶ年の供給を一條例の中に含ましむるか爲め會期の終りに至るまで配當條例を整へす其終に至て始て整ふる者とす。去ながら配當條例の通過する以前或る政費を要する場合固より少なからず。而して若し其支拂を猶豫する者は不便を生ずると少なからざるへきか故に彼のコンソリデイトッド、フアードより或る金額を支出することを許すなり。蓋し此事

は庶民院が供給額と其適用とを定めたる時と配當條例の愈通過する時との間の融通の爲めに外ならざるを以て其支出する金額は庶民院の許諾したる額に超過すへからざるは勿論なり。配當條例貴族院の同意を得たる時は之を庶民院に返し、國會閉會の時庶民院議員貴族院に召さるゝに際して庶民院議長は之を貴族院に持参し、貴族院書記官の手に之を引渡して而して女皇の裁可を乞ふものとす

第三 私案

私案の通過は今日に於て半ば立法の手續にして半ば司法の手續とも稱すべきものなり。私案は先づ請願に由りて始まるものとす。而して此請願を出だすものはプロモーターと稱し、其通過に付て實際利益を享くる處のものなり。私案は一個人のことに關係するあり、一地方のことに關係するあり、一組合のことに關係するあり私案の通過する手續は公案通過の手續と略ぼ同じくして而して其畧は同じきの點は其通過の手續に於て重要な點ならざるにあらずと雖も、然れども私案のことに付て最も注意すべき且重要な點は委員會通過の一段なり。私案に關する委員會は何れも撰拔委員會にして而して此委員會は恰も裁判所の地位に居

り、辯護士は私案のプロモーター又は其反對者の爲に委員會の前に出て、議論を爲すを得べし。私案通過のことを詳細に説明することは憲法の大體を講義するに際して爲すべきことにあらず、此處に於ては此半は立法的にして半は司法的なる議案の性質を示し其通過の大體の手續を説明するに止むべし。

私案は十二月二十一日を以て始めて提出するものなり。即ち此時に於て私案に關する請願を庶民院中なる私案局に出たし、且つ院の常令に隨て私案の寫及び其他説明となるべき書類を出さる可からず。而して私案の通過に反對するものよりも亦私案局に書面を以てプロモーターより出たしたる請願及び書類は院の常令に適はざる旨を論争するを常とす。一月の十八日に至りて請願及び反對の理由書は二人の調査官に由りて調査せらるゝなり。此調査官の一人は貴族院の命ずる所にして他の一人は庶民院議長の命ずる所なり。此調査の時に際し請願を維持するもの出席せざる時は直ちに之を棄却するの順序なりと雖も大概私案通過を欲する者より人を出たして屢に提したる請願は常令に適當するものなることを證明するを常とす。而して此時に際し反對の理由書を出したる者の言も亦

調査官の等しく聞くを要する處なれども調査官は此場合に於て反對の理由書を出したる者をして私案其者のとに付て説を述べしむ可らず。唯請願の常令に適ふや否やに付て説を述べしむるなり。調査官は且此時に於て證據人を調査するとを得。而して調査を終りたる後請願書に裏書を爲し之を私案局に返付する者とす。若し調査官の裏書にして請願は常令に適ふものなりと云ふの主意なるに於ては夫れを以て常令に適ふ者なりと見做すと勿論なれども若し調査官の裏書反對に出る時は調査官は先づ其旨を庶民院に報告し貴族院にも亦請願の常令に適はざる旨を保證せざるへからず。然り而して縦ひ調査官が請願を以て常令に適はざるものと爲すと雖も夫れが爲に私案は棄却されたるものなりと爲すへからず調査官が裏書を爲せる後三日以内に於て庶民院議員の一人より請願を直に庶民院に提出するを得るなり。然る場合には庶民院は十一人の議員を以て組織したる常令委員會なるものに之を調査せしむ常令委員會は常令に拘はらず請願を受理すへきや否を調査するなり。而して縦ひ委員會に於て反對の説行はれ請願を棄却すべしと決議するも夫れが爲めに必ず棄却せらるゝものと云ふを得ず。

何となれば庶民院は委員會の報告如何に係らず之を受理することあればなり。右の手續を経て請願受理せらるゝに於ては私案の第一讀會を開くものとす。而して第二讀會を開くの前に當り再び之を私案局に廻はし私案の牀裁常令に適ふや否やを調査せしめ而して第二讀會を開くものとす。第二讀會に於ては私案の大體に關して討議を爲すと雖も然れども公案の第二讀會に於けるか如く大體の主意を是非するは其目的にあらざして牀裁に於て不都合なることなきや否やを討議するが其目的なるが如し。第二讀會を終りたる後議案は委員會に委託するものとす。若し議案にして鐵道堀割等に關するものならしめは専ら是等のことに關する常置委員會に於て之を調査し若し他のことに關するものなれば別に撰抜委員會を設けて之を調査せしめ而して其牀裁を調べたる後更に四人の議員及び一人の顧問を以て組織する處の委員會に之を托するなり。私案に關する注意は只之れのみならず庶民院の方法委員會々長貴族院の委員會々長は私案の委員會の手に委託さるゝ前に一應之を調査せざるべからず。而して方法委員會々長は庶民院議長の顧問官の補助を受くるを得べし。而して方法委員會々長及び貴

族院委員會々長は庶民院若くは之を調査する委員の會長に對し之に關する事情を報告するを得、又修正の案を呈出するを得、修正の案は其私案に關係ある諸官省よりも亦呈出するを得へし。例へば鐵道の私案に關して商務局より修正説を呈出するか如し。

私案通過に付て最も肝要なる一段は此の委員會通過の一段なり。此委員會は前の調査委員の如く唯臆裁に關する双方の説を聞くに止らずしてプロモーター及び反對者より各辯護士を出たし私案其ものに付て痛快なる議論を爲し、且双方より證據人を出して證言を述べしむる等頗る活潑の争を聞くの地位に在るなり、然しながら私案の反對者は其の説を述べる前に種々の手續を経ざる可らず。例へば私案の第一讀會の十日前に請願を私案局に出だし、且つプロモーターの反對者を出て、説を述べべき謂はれなしと云ふ議論を排駁する準備等則是なり。委員會は私案のプロモーター及び其反對者の爲に出る處の代言人の説を聞き證據人を調査し、而して若し私案の前文委員會の満足するが如く證明せらるゝ時は各箇條に付て更に双方の説を聞く、雖も若し前文にして廢棄さるゝ時は私案は其儘

廢棄となるなり。委員會は私案の調査を終りたる後其結果を院に報告す。而して院が之を通過する以下の手續は公案の場合と異なることなし。但し裁可のみに付て少しく異なる所あれども夫れは裁可の事を述ふるに當て説明するところなすべし。

總て立法のとは各院が其議事を整頓するが爲めに用ふる所の規則に由ると多きが故に、今此章を終るに臨みて其規則に付て一言せざる可らず。議事を整頓するが爲め規則三種あり。第一は常令にして之は永久の規則なり、常令と雖も改正さるゝとなきにあらずと雖も國會の代る毎に必ずしも改む可きものにあらず。第二は會期令なり。是れは其一會期の間有効なる令にして、若し次の會期に於ても有効ならしめんとすれば其會期の始に於て更に議定せざるべからず。第三は不定令及び其他の決議なり。是等は國會の閉會と共に効力を失ふものす。

第九章 國會に於ける王室

一四二

余は英國の庶民院及び貴族院に於て議案の通過する順序を述べたり。而して此議案にして法律とならんとするには女皇の裁可を要すること勿論なり、故に是れより歩を進めて國會に於ける王室の職務を説かざるべからず。之を説明するに當りては唯に王室か議案を裁可する手續を述ふるに止まらず、總て王室と國會との關係を説明せんと欲す。即ち左の如し

第一 王室か國會を組織し及び之を閉ることに就て

第二 開會中王室が其希望若くは説を國會に通知することに就て

第三 國會の議決したる議案を裁可し法律案を法律たらしむることに就て

第一 王室か國會を組織し及び之を閉ることに就て

英國の國會を組織する處のものは王室なり。上下二院は女皇の召集に由りて集會し、女皇の許可に由りて開會し、女皇の欲する間存立するものなり。余は前章に於て國會を召集し開會し、閉會し、及び解散するとの手續を説明したり。故に此處に於ては王室は國會を召集することに就て如何なる義務を有するかと云ふこと

を説明するを以て足れりとす。蓋し此事に關する法律は唯三種あるのみ。而して此三種の法律の規定したる處を觀るに國會の召集及び開會に關する法律上の保證は極めて不完全なることに驚かざるを得ず。國會の召集及び開會に關する第一の法令はエドワード三世の時に由りたり。此法令に由るに國會は毎年一度開會さるべく、必要な場合には數度開會すべしとあり。然れども其後必要な場合にはと云ふ文字全體に係るものと解釋せられ、必要な場合には毎年一度又は數度開會さるべしと讀まれたるが如し。何となれば其後國會の召集せられざりし場合許多ありたればなり。國會召集のことに關する第二の法令はチャールス二世の時に由りたり。長久議院は曾て法令を定めて、曰「若し王にして三年間國會を開かざるとあるに於ては貴族は召集狀を發すべし。而して貴族若し之を開くことを怠る時は撰擧者は自ら集りて庶民院議員を撰出すべし云々」と。然るに千六百六十四年に至りて國會は此法令を廢し陛下の正當なる特權を侵したるものと爲せり。然れどもチャールス二世即位するに及びて更に國會の集會は決して三年以上中止せらる可らずと云ふの法令を發したり。第三の法律はウヰリアム及

次メリの時に出席たり。而して其主意とする所は又國會の解散後三年の内に如何なることあるとも開會せざるべからざることを規定したるに過ぎず。以上述ふる處に依りて見れば國會召集に關する法律中毎年之を召集すべしと明瞭に定めたるものなく三年以上中止することなかるべしと云ふことを定めたるものみに止まれり。且以上の法令は王室若し三年以上國會を開かざる場合に於て別に之を開かしむるの方法を設けず。彼の長久議院は其方法を設けたりと雖も後に至りて終に廢止せられたり。

或は説を爲して曰く『縱ひ法令の毎年國會を開くことを規定するなきも政府に政費を供給するの必要は毎年の開會をして止むを得ざらしむるものなり』と。然れども變に方法委員會のことを説くに當りて論じたるか如く政府の收入中には永久のもの頗る多く縱ひ毎年之の課税を爲さざるも一時の間は差支を生ずるか如きとなかるべし。蓋し惟ふに國會をして毎年集會せしむるの原因は供給の不足にあらず寧ろ供給の適用を議決すること、陸軍條例を議決すること、是なり。若し國會にして供給の適用を爲さずんば豫て法律を以て定めたる支拂の外政府は

如何なる支拂をも爲すこと能はず。例へば國債の利子は拂はるべきも水夫若くは兵士の給料は拂ふことを得ず、退職議長の年金は拂ふを得べきも裁判官の給料は拂ふを得ざるが如きこと是なり。蓋し政府の收入する處は之を支拂ふに充分なりとするも其支拂の三分の二は國會の適用條例を議決するにあらずんば支出するを得ざるなり。然り而して彼の英國の陸軍は毎年國會の議決を待て存立するものなり、平和の時に於て常備軍を具ふるは法律に違へり。而して國會は毎年之を置くの必要ありとし一年限り之を置くの議決をなすなり、且つ陸軍の規律を定むるか如きも毎年國會の議決に依りて有効となる者なり。是に由て之を觀れば英國の法律に於て別に毎年之の國會を規定するものなしと雖も配當條例及び陸軍條例の議決を爲すの必要よりして是非とも毎年之を召集するの必要を生ずるものと云はざるべからず。

第二 國會の開會中王室が其希望若くは説を國會に通知することに就て

君主若し其意を國會に傳へんと欲する時は開會若くは閉會の場合に勅語を以て之を爲すか、然らざれば使を國會に送りて之を爲すを要するなり。何となれば君

主は貴族院に於ける討議を玉座に出御して聴き給ふを得ると雖も討議に關係するとは爲すを得ず。國會の開會若くは閉會の時に際して君主の述ぶる處の勅語は英國と外國との關係、内閣より正に提出すべき議案、貿易の景況、收穫と天氣との關係等を開會の場合に於て述へ閉會の場合に於ては國會の許諾したる供給に附ての謝言、其開期中立法上の成效に付祝辭等を述ふるなり。

貴族院の議會に君主の出席することは中古の時代に於ては屢ありたることなり。然るにチャールズ二世の頃に至りて君主國會に出席して其議事を聴くこと稍稀になれるが爲め或る時チャールズ不意に貴族院に臨みたるときに當り貴族をしてその例外なるに一驚を興せしめたり。其後チャールズ二世は屢貴族院に臨御し千六百七十二年より三年に涉りて八十九回の會議ありたる中に四十三回は王の前に於て會議したりと云ふ。女王アンの崩御の後王若くは女王が貴族院に臨みて其討論を聴くこと絶てなくなりたり。此時以後國會の開會閉會及び解散の場合及び議案を裁可する場合の外王の貴族院に出席したることなし。然り而して英吉利の王が庶民院に臨席したることは極めて希なり庶民院に臨みて其秘密

討議の權利を侵したるものはチャールズ一世の外にあらず。チャールズ一世は千六百四十二年に於て庶民院に臨み政府に抵抗したる議員を捕へんとしたる事實は英國の歴史に詳なり。

右に述るか如くなるを以て英國の君主は平生の場合に於て國會に其意を傳へんとするに於ては使を以てせざるべからず。使を以て君主の意を國會に傳ふるの第一法は貴族院に於ては大法官庶民院に於ては議長に宛て公然君主の意を傳ふるの法にして、其第二は此の如き公然の手續に出てす内閣員若くは宮内官より口頭を以て君主の意を己れの附屬する所の院に傳ふるの法なり。其第三は内閣員が貴族院若くは庶民院に於て討議の際君主の意を傳ふるの法なり。然れども此場合に於ては事實に關することのみを傳ふるを得、院の決議を左右するか如きとを傳ふる能はず。而して事實に關することを傳ふるに當りても院の許可を乞はざるべからざるなり。今例を舉げて院の判断を左右するか如き意を以て君主の意を院に傳ふる能はざることを示さんに、千八百七十六年に於て庶民院の或る議員は討議中に述べて謂へらく「政府の提出したる問題は暗に女王の内意を受けたる

るものなり云々』と。此時に當り大宰相ダズレリは女皇の御爲に此説を排斥せざるべからずとし述べて曰く『予は此説を排斥せんと欲すと雖も先づ其れに就て院の許可を乞はざるべからず。予は女皇の爲に辯明を爲すことを女皇に命せられたりと雖も然れども院の許可なくして君主の名を討議の中に入るべしは院の規則に違背するが故に院は先づ予に發言を許すか否やを定めざるべからず。若し院が發言を望むに於ては予は敢て躊躇することなかるべし云々』と。此の時に於て庶民院の議長は判決して曰く『院の知るか如く院の討議を左右するの目的を以て女皇の名を討議中に用ふるは院の規則に違背すること勿論なりと雖ども若し名譽ある紳士の言にして事實に關することなからしめば院の討議を左右するの目的に出づるにあらざらしめば院の許可を以て女皇の名を用ふるの不當なる理由を見出だす能はざるなり云々』と

第三 國會の議決したる議案を裁可し、法律案を法律たらしむることに就て次に述ぶべきは立法に關する君主の裁可權なり。此裁可權のことに關する歴史を讀み而して君主が往時に在て強大なる立法權を有したることを思ふ時には曾

て君主の裁可を経ざる議案も法律となりしことあるを忘るゝの傾を生ずべし。英國の歴史中には共和政の時代ありしことを忘るゝことなしとせず。其後王政復古したりと雖ども千六百八十八年に貴族及び庶民がセームス二世王位を退きたるに就てこれをウヰリヤム及びメリーに捧ぐべしと議決したることを忘るゝこと、或は之れあらん。且つ千七百八十八年に當りジョージ三世發狂したる場合に於て大法官サーロウは縦ひ王發狂したるもサーロウ自ら王の委任狀を製し之に大璽を鈐してサーロウ自ら王に代りて國會の議決を裁可すべしと論したることさへありたり。是に由て之を見れば往時王權盛にして君主頻りに立法權を蠶食したる時代あると同時に他の極端の場合又屢之ありたるや明なり。然れども余輩は彼のチャールズ二世の第二の國會の議決したるか如く國會の兩院若くは其一院が王なくして立法權を有すると云ふ説は非なりと斷言せざるを得ざるなり

前章に於て説明したるか如く若し議案にして必要なる順序を経て議決せらるゝ時には次に王の裁可を受けざるべからず。此裁可は君主自ら與へらるゝことあり

り、或は委員をして與へしむることあり。若し君主自ら國會に臨む時には己に上下兩院の議決を経たる議案は盡く之を君主に呈し、其裁可若くは拒絕に任せざるべからず。若し委員をして裁可を與へしむる場合には其委任狀に附帶したる目錄中の議案のみを裁可するなり。君主議案を裁可すると共に國會の開會は終結を告ぐるものなりや否やと云ふことに付て曾て疑惑の起りたることあり。千六百年に於て國會は殊更に議決を爲し君主か其議案を裁可するも其れが爲に會期の終れるにあらざると云ふことを議決したりしが今日に於ては此事明瞭なるに至り議案議決さるゝと同時に君主は直に裁可を與へ給ふことゝなれり。近代に於て君主か國會の議決したる議案の裁可せざりし場合殆んどあることなし。此不裁可權はウヰリヤム三世か屢之を用ゐたりしか其以後之を用ゐたること殆んど稀なり。今日に於て王室若し國會に提出せられたる立法案に不同意なる時は其未だ熟せざる時に於て反對を試みざるべからず。即ち其未だ上下二院を通過せざる時に於て之を處置するを要するなり。即ち君主は内閣員か提出せんとする處の議案に同意する能はざる旨を之に告げ、若し内閣大臣其議案を提出

せんとを主張して止まざる時は女皇は其職を免して更に他の政治家をして新内閣を組織せしむるも妨げなし。而して君主は此の如き場合に於ては直に國會に賛成を求むるものと云ふべし。然れども若し國會か前の内閣員に賛成し、新内閣に信用を置かざる時は君主は國會を解散して直に國民に訴ふるの外手段を有せず。而して撰擧區は君主の不同意なる議會に賛成する議員を再び撰出するか如きことあらは君主又如何ともする能はず。此場合に於ては彼のマコーレイが云へる如く『君主が輿論に屈するか、位を退くか、然らざれば人民と戦ふの外手段を有せざるなり』。

第十章 國會の司法權

英國の國會は立法權の外に司法權を有す。即ち其司法權を有することはハイコ
ート、オウ、パトリヤメントと云ふ名稱あるによりても明なりと云ふべし。國會が
司法權を有するに至りたるは専ら歴史上の沿革に由るものなれども其所以を茲
に説明することを爲さるべし。英國の大法官ロード、コーク曾て曰く「貴族は其
院に於て司法權を有し、庶民も其院に於て司法權を有す。而して上下兩院相集り
て又司法權を有す云々」と。蓋コークの説少しく誇大にして如何なる司法權も貴
族及び庶民に屬すると云ふことは實際に於て是なしと雖も、然れども或る種類の
司法權を有することは事實なり。例へば貴族及び庶民は各々其議員に對し司法
權を有し、且其院を侮辱するものある時は之に對して司法權を有するなり。又貴
族及び庶民は其院の組織に關して或る種類の司法權を有し、又其院の議員たらん
とするもの、權利に就て或る種類の司法權を有す。貴族は又貴族院議員が叛逆
若くは重罪の嫌疑あるに當り之を審判するの權利を有し、且合併王國の最高等法
院たるを得るものなり。而して貴族及び庶民相集り有する所の司法權は彼の彈

劾權及び血液汚穢案を議決する權等なり

英國々會の司法權を説くに當りて先づ彈劾のことより説明する所あるへし。貴
族院法廷に於て庶民が彈劾を爲すのことはエトワ、ト三世の時に生まれり。
彈劾なるものは庶民が政府の大臣の行爲を制限せんが爲に設けたる所の種々の
方法の一たるに過ぎず。而して庶民が何の爲に彈劾權を用ひたるかと云ふこと
を知らんと欲せば千六百二十一年以後に起りたる五十四回の彈劾の中に於て十
有九回は彼の有名なる長久議院の最初の三年の間にありたりと云ふの事實に徴
して覺るを得べきなり。近年庶民院が大臣の行爲を制限するの便法を發明し、國
會多數の賛成を得るにあらずんば事務を執る能はざらしめたる以來彈劾なる者
其價値を失ひ殆んど無要に歸せりと云ふへし。故に此百年の間に庶民院が彈劾
權を利用したるは彼のオーレン、ヘスチングスを彈劾したるの場合及びポート、メ
ルピルを彈劾したる場合の外に二もあることなく、此八十年間に庶民院が此權を
利用したることは一度たも之あらず。之に由て觀れば彈劾なるものは殆んど過
去の事實と云ふを得へしと雖ども然れども今茲に其方法に就て説明を爲すは全

く無用のことにあらざるべし。

劾弾の第一の手續は庶民院をして彈劾の決心を成さしむること是なり。即ち庶民院の議員中より誰某を彈劾すべしと動議せざるべからず。而して若し此動議通過するに於ては動議を起したる議員貴族院の法廷に至り合併王國庶民の名を以て被告を彈劾せざるべからず。是に於て庶民院の委員は彈劾の箇條を調査し之を綴りて貴族院に呈するなり。此彈劾箇條書は彈劾を受けたるものにも渡さるべからず、彈劾を受けたるものは之を受領して答辯を出たすを得るなり。若し彈劾を受けたるものは貴族なる時は貴族院の命に由て之を監禁す。また庶民院議員なる時は差官之を監禁し、差官より貴族院の黒笏監鎖に引渡さるべからず。庶民院は此に於てマシーシャードと稱する彈劾委員を設けウエストミンスター、ホールに於て審判を開くなり。審判の場合に於ては貴族裁判官として着席す。而して其主席判事は彈劾を受くる者貴族なる時はロード、ハイ、スチュワードにして庶民なる時はロード、チャンセラードなり。

原被の對審終りたる後彈劾の各箇條に付て有罪若くは無罪の間を各貴族に掛け

各其見込に従て答を爲さる可らず。各貴族答を爲すに當りては先づ其席を離れ右手を其胸に當て帽を脱して余の名譽に於て有罪と信ず、若くは無罪と信すと答へざるべからず。是に於て判決の數を調査し、多數に由りて有罪若くは無罪と決し、其決議を主席判事より院と被告とに告ぐる者とす。若し有罪の擬判多數を占むる時は此擬判を執行すべしや否やを庶民に於て定めざるべからず。貴族は庶民の要求するにあらずんば宣告を爲す權利なきものとす。

若し貴族宣告のことに就て決議するときは其旨を庶民院に通知せざるべからず、而して此時に際し被告は其將に下されんとする所の判決に抵抗し、己れの無罪を證明するを得るなり。被告若し此證明を爲さんと欲する時は庶民院の彈劾委員亦貴族院に出席し、被告も亦其處に召喚せられて而して吟味あり。其終りに及びて庶民院議長は判決を要求し貴族は判決を下すものとす。

彈劾の事を陳べたる後に於て彼の血液汚穢案の事を一言せざるべからずと雖ども血液汚穢案に依て人を罰することは今日既に行はれざることなるが故に悉しく之に就て叙述することを爲さるべし。血液汚穢案に依て人を罰するは司法

上の手續に依らず立法上の手續に依りて人を罰するなり。即ち是れ通常の議案を議するが如き手續を以て庶民院に於て其有罪無罪を決し、若し多數を以て有罪と決せらるゝ時は議案を貴族院に移し、茲に於て又普通の議案を議するが如き手續により有罪無罪の議決を爲し、而して有罪と決するときは初めて罰を科するなり。昔時チャールズ一世と長久議院との争ひ盛なりし時に當り彼のストラッフォード伯は庶民院の爲めに彈劾せられたるも其罪を免れたるを以て庶民院は大に之を遺憾とし、遂に血液汚穢案の手段を用ひストラッフォード伯を死罪に處したり。夫れ長久議院のストラッフォード伯を惡みたるは誠に其故ありと雖も、血液汚穢案の手段に依りて之を罰したるは後世の嘲を免るゝ能はざる處置なりき。蓋政治上の罪人を罰する此立法上の手段を血液汚穢案と稱するは此手續に依りて刑に處せられたる者の血統は永く穢かるゝものと見認めらるゝが故なり。英國々會は如何なることをも爲し能ふ所の議會なるか故に此手段に依りて人を刑に處するも固より其權内なりと雖も、今日の輿論は此方法を非難するが故に再ひ行はるゝか如きとなかるへし。北米合衆國の憲法は此手段に依りて人を刑に處することを禁したり。

貴族院か高等法院として最後の審判權を如何にして有するに至りたるやと云ふの問題は憲法史上の一難問にして容易に解釋し難し。今試みに大要を云へば彼の古代のキニョリヤンヂス法廷か分れて三種の法廷となり。其一は王の利害に關する裁判を爲し、其二は收税上の問題に關する裁判を爲し、其三は人民と人民との間の裁判を爲すこととなりたりと雖も、其他尙ほ王に屬する處の司法權ありて此權は法廷の力弱くして公平なる裁判を爲す能はず。又は法廷の其裁判を誤りたる時に用ひられたるものなり。而して若し罪人の地位極めて貴く通常の法廷に於ては之か裁判を爲す能はざる場合に於ては特に王の司法權を用ひ、或る特別なる方法に依りて審判を爲さるへからず。此等の必要あるか爲に國會に於て裁判を爲さしむるか如きこと起るに至れり。國會の裁判權に就ては其後種々の變遷ありたれども一々茲に説明せず。千八百七十六年控訴に關する法令出で、より此問題漸く確定するに至れるが如し、今日に於て國會特に貴族院か如何なる司法權を有するかと云ふ問題は法廷の組織を論するに當り更に詳述する處あり

るべし。次に請願の権利に關し説明を爲すべし。請願の権利に就ては種々の沿革ありと雖も其確定せらるゝに至りたるは權利法典發布の後なるを以て單に其以後のことのみを茲に説くべし。權利法典に曰く『王に請願するは總て臣民の權利なり、故に請願に就て人を禁錮し、若くは之を刑に處するは不法のものとす』と。而して千六百六十九年庶民院が定めたる請願のことは權利法典のいふ所に比すれば一層明瞭なるが如し、曰く『弊害矯正の目的に向て庶民院に請願を提出するは英國庶民固有の權利にして之を受くるは庶民院の權利なり』。又曰く『請願の性質及び事項に關し、判断を爲して其受理すべきもの、及び受理すべからざるものを定むるは庶民院の疑ふべからざる權利なり云々』と。以上の如き請願を爲すの權利及び之を處置するの權利は明瞭に定まれりと雖も請願の數年を追ふて増加する故に之を處置するの困難は愈々増加するに至りたり。今請願を庶民院に提出する手續の概路を示さん、凡そ請願なるものは議員の手を経て庶民院に提出せらるゝを要す。請願は午前十時に提出するを定めとす。五十年以前迄は請願を提出せんとする夥多の議員匿名投票に依り提出の順序を定め、若し點數多きときは直ちにこれを提出し朗讀するを得ると雖も若し點數少きときは其日に於て之を提出すること能はざるか如きことありしなり。然るに爾來請願の數大に増加し千七百八十九年まで五ヶ年間に於て其數八百八十なりしも、千八百三十一年まで五ヶ年間に於て二万四千四百九十二となり、千八百七十七年まで五ヶ年間に於て九万千八百四十六に増加し、千八百二十六年より同しく三十一年までの間に請願の爲に費したる印刷費用は一万二千磅に上るか如き有様なるを以て庶民院は種々の方法を設けて請願取扱規則の改正を試みたり。千八百三十三年に於て庶民院は新に請願取扱の規則を設け先づ委員を設けて請願の種類分けを爲さしめ、其大主意を書拔かしめ、毎週二回之を議員に報告せしむると爲せり。此種類分け及び要點を書拔くことを行はるゝに至りたるか爲め庶民院は大に其時間を省略するを得ることゝなれり。既に前にも述べたるがごとく請願にして若し軀裁を失するか或は請願の事項當を失すると庶民院に於て考ふるときは之を却下するの權を有すること勿論なり。然らば請願なるものは如何なる軀裁を具ふるを要するか、又其事項は如何なるものならざるべからざるかと云ふに、第一請願なるも

英國憲法 上編 立法部 第十章 國會の司法權

のは書面に認めたるものなるを要し且削除書入れ等なきを要し且單に事情を陳述するに止まらず終りに請願の言葉を載するを要し、庶民院の特権を貴重するの言を含むを要し、王室に不忠義なるか若くは法律に抵抗するの意其中に現はれざるを要す。此等の躰裁具はり、此等の不都合なきに於ては請願は大概却下せらるゝことなきものと云はざるべからず。請願は議員之を提出するに當り直に却下せらるゝものあり。又は之を議院の卓上に置くべしと命じ、撰拔委員の調査を経て而して後之を却下することあり。今日に於て請願の權利漸く擴まりたることを知らんと欲せば過去の時代に於ける請願の却下せられたる者に付て之を見るに如くはなし。例へば彼のケントの請願と稱するものを無禮の請願なりとして庶民院其の請願を提出したる紳士を禁錮したりと雖も、若し彼の請願にして今日提出せらるゝあらば庶民院は決して之を無禮視するが如きことなかるべきなり。庶民院に於て特に委員を設け一個人若くは政府中一省の處置を調査するとは千六百八十九年に始まりたりと云ふ。此時に當り愛蘭に於ける戦争に關してロンドンダレイの知事ランゾー大佐の處置宜しきを得ざるをありとて遂に庶民院の

調査する處となり、庶民院より王室に上奏し、之を英國に召喚して審判すへしと述べたることあり。夫れ庶民院か委員を設けて調査を爲せる結果よりして遂に官吏の辭職を來たす處の場合少なからず。例へば裁判官の如きは國會よりの上奏に由りて其職を辭せざるべからず。而して其上奏を爲すの端緒は一個人の請願議員の動議等に由りて開かるゝこと又是れあり必ずしも委員會の決議にのみ由るにあらざるなり。且此の如き上奏は貴族院よりも爲すと雖も先づ庶民院より始むるを法とす。何となれば若し貴族院より之を始むる時には庶民院に於て同一事件に關し彈劾を爲さんと欲するに當り貴族院は審判を爲すに不適當なる地位となるを以てなり。

庶民院若し請願若くは動議に依り官吏の辭職に關して上奏を爲さんとするの意ある時は委員會として一應の調査を爲さしむるのみならず其官吏の辯護も亦之を聞かざるべからず。而して上奏を爲すへき事實ありと確認する時は上奏の文を議決して之を貴族院に通知するものとす。貴族院若し調査を爲したる後庶民院と同一なる議決を爲すに於ては其旨を庶民院に通知して兩院より各委員を出

だし上奏を爲さしむるなり。

官吏辭職の爲に上奏を爲す所の國會の權利を述ふるに當ては内閣諸大臣と國會との關係も亦述ふるを要す。即ち國會は如何なる方法に由りて内閣大臣を辭職せしむるかを述ふるを要するなり。國會が上奏の手段に由りて一個の大臣の辭職を促す時はそれか爲に内閣全軀の政略を非難することゝ解釋せらるゝことあり。又只に一個人に止まりて全軀の影響を及ぼさゝることあり。然れども通例此の如き場合に於ては内閣が連帶の責任を帯ふるを常とす。而して國會が信用欠乏の投票を爲すの場合に於ては勢ひ内閣全軀の辭職を來たさゝるを得ざるなり。信用欠乏の投票は國會開會の場合に於ける勅語に對しての答として爲すを常とす。則ち千八百四十一年及び五十九年の兩度に於て内閣は其信用欠乏の投票の爲に辭職することゝなれり。去りながら國會が内閣を襲撃する手段は只信用欠乏の投票のみに限らず、内閣の大臣に對し質問を爲すの手段に由り、又は内閣の政策に反對する動議の手段に由り、または内閣の政略を譴責するの手段により、または重要な問題に就て議場に於て内閣を敗走せしむるの手段に由り襲撃を爲すを得へし。然れども是等は法律の範圍外にして専ら憲法上徳義の問題と云はざるべからず。これを要するに國會特に庶民院が内閣を制肘することには彼の毎年國會を召集する習慣と同じく之を法律上のことゝ云ふよりも寧ろ實際上のこと必要上のことと云ふを以て適當なりとす。若し國會にして毎年集會せざる時は陸軍議案を可決するを得ず配當案を議決するを得ずと同じく、若し庶民院の多數斷然内閣に反對する時は内閣は勢ひ其地位を保つを得ざるなり。則ち此の如き場合に於ては王室は法律に背きて國會の議決を俟たず租税を徵收し政府を維持するか、然らずんば内閣大臣を交代せしめざるべからず。或る場合に於ては大臣を辭職せしめず國會を解散し、更に輿論に問ふとあれども輿論も亦内閣に反對し總撰擧の時に當て再び内閣政略に反對するものを出たすときは到底内閣は其地位を保つ能はず、王室は之をして辭職せしめざるを得ざるなり。

すを得へし。然れども是等は法律の範圍外にして専ら憲法上徳義の問題と云はざるべからず。これを要するに國會特に庶民院が内閣を制肘することには彼の毎年國會を召集する習慣と同じく之を法律上のことゝ云ふよりも寧ろ實際上のこと必要上のことと云ふを以て適當なりとす。若し國會にして毎年集會せざる時は陸軍議案を可決するを得ず配當案を議決するを得ずと同じく、若し庶民院の多數斷然内閣に反對する時は内閣は勢ひ其地位を保つを得ざるなり。則ち此の如き場合に於ては王室は法律に背きて國會の議決を俟たず租税を徵收し政府を維持するか、然らずんば内閣大臣を交代せしめざるべからず。或る場合に於ては大臣を辭職せしめず國會を解散し、更に輿論に問ふとあれども輿論も亦内閣に反對し總撰擧の時に當て再び内閣政略に反對するものを出たすときは到底内閣は其地位を保つ能はず、王室は之をして辭職せしめざるを得ざるなり。

來憲法家及び憲法史家に依り異なり頗る混雜するを以て吾人は豫じめ一定の意義を求めざる可らず。博士ダイシイ氏の説に曰く「王室の大權とは行政の處分權なり」と。換言すれば國會の議決したる法律の力に依らずして自由に行ひ得べき所の權力なりと云ふの義なり。「ブレロゲチーフ」即ち「大權」は其昔ノルマン若くはチュードル王朝に於ては最も多く君主に屬せし所なれども、其後民權の擴張と共に大に其範圍を狭小せられ、今日に於ては非常の制限を蒙れり。

抑も王の特權即ち君主行政上の權力は其時代に由り一盛一衰ありて必ずしも一様ならずと雖も、今や其各時代に立入りて細かに研究するは勞多くして効少なき事なりと信ずるを以て専ら現今の有様に就て之を講述せん。現今君主の特權は彼の八十八年の革命を主義を含む所の權利法典及王位繼承法の規定に基くものにして之が詳細を究めんとするには宜しく以下の問題に付て研究すべきなり。

第一 君主は己れの欲する所の大臣を任命し、且つ己れの欲する間其職に在らしむることを得可きや

第二 一般の政略を決定することに就て君主の有する勢力は如何

第三 行政上の事柄に對して君主は如何なる働きを爲すものなりや

第一に君主は大臣任命の特權を有するや否やを知らんと欲せば先づウィリヤム三世以後の此事に關する沿革を究めざる可らず。一千六百八十九年サンダトランドの忠告により、庶民院に於て多數を占むる黨派の首領を以て内閣を組織するととなれる以來、ウィリヤム一代の間は大概政黨内閣の組織を用ひ千七百年に至り保守黨多數となるときは其黨派の首領を以て内閣を組織せしめたり。然れども政黨内閣の基礎は女皇アンの時一層鞏固となれるが如し。當時マルボロ公及びゴドルフインは其元來保守主義を取れるに拘らず、保守黨戰爭に反對し、進歩黨之れに賛成せるが爲め遂に之を強ひて長くホイットク内閣を維持したり。而して其後ゴドルフイン等職を辭し、ハイレイ及びセントジョン等が内閣を組織せる時は進歩黨の諸大臣漸々人望を失ひ、保守黨議會に於て多數を占めたりし後に於てなり。ジョージ一世即位するに及で政權は自然之をして王位を占めしめたる黨派、即ち進歩黨の手に歸し、ジョージ二世に至りて王はカーテレットの如き自己の意に適したる大臣を辭職せしめ、ニューカッスル若くはピットの如き自己の意

に適せざる政治家を擧て大臣となすの止むを得ざるに至れり。ジョージ三世は任免に關する議會の間の勢力を破らんと欲し、彼の王の朋友と稱する一派と政務を協議し以て親政を企てたりしと雖も、其結果却て議會の反抗を來たし、到底其多數の勢力に抗するを得ざるに至れり。然れどもジョージ三世の時に於ては君主の好悪は政治家の運命を左右するに足れり、アオックスの如きは王の疾む所となれるが爲めに屢々政權を掌握するの機會を失へることありと雖も、ジョージ四世の時に至りては大臣任命に關する王の勢力は益々衰へ、ウィリアム四世に至りて益々甚だしきを致せり。女皇ヴィクトリヤは總撰擧の結果若くは下院投票の結果によりて内閣を交迭せしめ、今日に至るまで決して此の方針を違はるとなし。要之大臣は女皇の臣僚なりと雖も、而かも、其職に就くや君主の意に依らず、撰擧會に於て顯はれたる人民の意思若くは分決の場合に表はるゝ處の議會の意思によりて撰任せらるゝものなり。即ち他の場合に於けるが如く此事に關しても英國憲法の理論と實際とは決して符合するものにあらざるなり。

第二に君主は政略の決定に關し如何なる勢力を有するかを見るに、抑も政府の職

分は分れて二となる。其の一は政略、若しくは主義を決定する者にして、其二は之を實行する事なり。史を案するに、君主は往時樞密院會議若くは内閣會議に出席し、其議事に關係したりしなり。左ればチャールズ二世及ウィリアム三世若くはアンの如き内閣會議に於ける重要な分子にして、其意見を採用せしめたるも往々ありしと雖も、ジョージ一世に至りて英語を解せず、爲めに内閣會議に出席するも殆んど無用となり、遂に恒例となりて其後君主の會議に出席せしことあらず。而してジョージ一世が定めたる處の此先例は尤も重大なる影響を後世に及ぼしたるものと云ふ可し。抑も君主が内閣會議に出席せざりしことは其法律上の權利を變更せざりしと雖も、然ども政略の決定に關する其勢力を實際に於て縮少したるや疑なし。大臣は君主の手を経ずして其政略を實行する能はず。君主にして若し必要な書類に關印するを拒むか、或は又必要な裁可を與へざるが如きことあらば、大臣は其爲さんと欲する所を爲す能はざるは勿論なり。然れども大臣は其政略の實行せられざる限りは其の職に止まるを欲せず、而して國會は飽くまでも大臣を賛成し其大臣の定めたる政略の實行を要求す可く、且つ撰擧區は國

會の此要求に賛成を表することあるべし。如斯場合に於ては君主は如何ともすること能はず。左れば豫め内閣會議に出席し政略の決定に關係するは君主の意思を採用するに於て最も必要な事柄なりと云はざる可らず。内閣會議を主宰する君主の勢力と大臣が内閣會議に於て決定したる政略を裁可する君主の勢力との間には大なる差別なからざる可らず。アーンソンの説を爲して曰く「一千七百十四年以後は政略の決定に關する君主と大臣との位置轉倒したる者と云はざる可らず。即ち其以前にありては王若くは女王は大臣の手を経て國會を支配したるも、今や大臣は君主なる一機關を経て國家を支配する者なりと云はざる可らず」と。君主が内閣會議に出席せざるに至りたるより生じたる結果の一は政略の決定に關し其無責任なることを確定せられたる是れなり。往時君主が内閣會議に列席して其討議に預りたる時に於ては内閣大臣は君主を以て必ずしも無責任の者と見做さず、君主も亦無責任なると思惟せざりしなり。左れば千七百一年に於てソーマース侯の如きは君主の命令により條約に大重を負したるが故に其條約に就て責任なしと主張したるとあり。ウイリアム三世は其大臣の意見の定まらざるが

爲めに艦隊の運動に關し自ら責任を負はざる可らずと言へることあり。然るに女皇アンの時より以後政略の決定に關するのみならず、凡て君主と大臣との關係一變し、凡て政務に關することは責任大臣の之に與ることなくして君主によりて決定せられ、又實行せらるゝことなきに至れり。

右に述ぶるが如くなるを以て往時は君主政治上に於て獨立の動作をなせりと雖も、今は全く然るとなし。ヘンリー八世は大臣に協議せずして外國駐在の公使に訓令を與へ、又は外國と談判を開きたるとあり。ウイリアム三世は第一イスペインヤ分配條約の時其大臣をして白紙を送らしめ、其内に佛蘭西との平和條約を自ら決定記入したるとあり。アンの時に至りても君主自ら外國駐在公使に對する訓令を認め、且つ外國の使節を引見したりき。今日に於ても女皇ゾイクトリアは外國との關係に就て凡て重要な往復文章を披見し、之れを披て意見を述ぶるの機會を有せざる可らずと主張し、一千八百五十一年に於てバルマーストン侯此等のことに関し獨斷事を處したる爲めに其職を免せられたるとあり。然れどもゾイクトリア三世以後今日に至るまで君主が外國の使節を引見する場合に於ては外務大臣

必ず其席に立會はざる可らざるとなり、外國の君主より送りたる書簡は外務大臣若くは總理大臣に一覽せしめざる可らざることゝなれり。然り而して君主が其大權内のとに付て行爲の自由を失へるは、必しも外交のとに限らず内地のとに關しても亦然り。マヨリーマ四世は愛蘭に於て死罪の宣告を受けたるものを其大權によりて特赦せんと欲し、獨斷を以て愛蘭總督に命令を下したるとあり。然るにサーロバート、ピールは甚たしく此行爲に反對したり。而して其理由とする所は特赦の大權を此場合に應用するの不政略なりとすると責任大臣の手を経すして大權を行はんとしたるとにありしなり。

以上は君主が實際の政務に關し無責任なることを述べたるものにして、假令政府の政略當を失するも、外國との關係破裂するが如きとあるも、特赦の大權を行ふに當りて適當を失するとあるも、何人も責を君主に歸すると能はざるとを示したるものなり。而して君主の徳義的即ち實際的無責任と法律上の無責任とは、其間に差別なくんばあらず。所謂法律上の無責任とは政略の決定に關して無責任なるのみならず、君主が其行爲に就て特に無責任なるを指せるものなり。即ち此法

律上無責任は王は法律の上にあると云ふにあらずして、法律は王が其規定を犯すことある可らざるを假定するの意味なり。左れば其結果として理論と實際との甚しき懸隔を生ず。抑も主君は國家の重要な事件に關係せざるとなし。即ち國會を開閉し、召集し、解散し、行政司法及宗教上の官吏を任命し、宣戰講和を決し、契約を訂結し、榮爵を授與し、政費の使用を許可する等其爲す可きの職務一にして足らず。然るに君主は是等の職掌に關して法律上無責任とすれば理論上其結果は專制政治となる可く、然かも事實上は君主の權力の上に嚴重なる制限を置くことゝなるなり。何となれば君主にして無責任なる時は何人か責を負はざるべからず。其結果として之れが責を負ふ者は地位を失ひ、權力を失はざる可らず。如斯君主の無責任と大臣の責任と連關するが爲めに其獨立の行爲を制限するの結果を生ずるなり。今左に其結果を詳説せん。

第一 君主の無責任なること明かになれると共に、大臣責任を帯びざる可らず。

故に合法なるや否や疑はしき事に關しては、大臣たるもの如何に君主の命令と雖も、容易に服従せざるとなれり。即ち唯命之れ従ふと云ふは

君主無責任と兩立せざるなり。

第二 大臣所置を誤りたる場合に於て、君主の命令によりて之を行へりと云ふの理由は其責を解除すると能はず。大臣若し民事上若しくは刑事上の訴を受けたる場合に君主の命令によりて之れを行へりと云ふも、又は其地位大臣なりと云ふが爲めに、法庭の裁判を免るゝと能はず。抑も罪惡は他人の請求によりて行へりと云ふの理由を以て刑罰を免るゝ能はざるは勿論なり。是と同じく下院の彈劾を受けたる場合に、貴族院の法庭に於て王の命令を引用して其罪を免るゝと能はず。又君主が之を特赦するの意を表明するも亦其罪を免るゝと能はざるなり。

以上述ふる所によりて之を見れば、君主の大權實行に關しては理論と實際と著しき相違あるを見出すに難からず。即ち理論に於ては君主は其大臣を撰任すも雖も實際は選舉區民之を撰ぶなり。理論に於ては凡て行政の重要なる事件は君主の行ふ所なりと雖も、實際は大臣の手を経て之を行はざる可らず。而して之を行ふの責任、其結果より生ずる責任は大臣之を負ふが故に、其責任を負はしむるに

足るの方法によりて行はざるべからざるなり。

君主の權力大臣の手に移れること以上述べたるが如し。然れども君主必ずしも全然無勢力なるにはあらず。英國の王及び女王は機械に非ずして人類なる以上は、其在位の間屢、政治上の實務に通ずるの機會に遭遇し、經驗に因て得たる智識は遠く大臣に勝ることあり。左れば君主は政治上、殊に外交上の事に關して諸大臣の報告を受け、是れに對して意見を述ぶること往々にして之れあり。而して君主の意見は一旦是れを述ぶるに及びては、嘗に大臣を服するの力あるのみならず、其經驗上得たる智識に因り實際頗る價值あることあり。抑も責任内閣の下に於ては大臣の去就常に一定せず、一度施政の措置宜しきを得ざる時は忽ちにして其地位を失ふを以て、外交の如き慣例古習を重んずるの政務に在ては、常に不動の地位に在りて諸般の經驗に富める君主に一籌を輸すること往々之れなきに非ず。故に君主にして凡庸に非ざる限りは、大臣を教へて其誤を更めしむること、實に之れあるなり。

夫れ唯だ然り。故を以て英國の君主は恣に政を施すを得ず、恣に大臣を任免する

を得ずと雖も、亦憲法上頗る肝要なる一機關にして、君主の手を経るに非んば大臣何事をも爲し能はざるのみならず、往々政治上非凡の經驗を有する顧問として必要欠くべからざるものとす。君主の事に臨んで立つるの説は大臣之れを謹聽せざるべからざるのみならず、之に従ふを以て却て國利となすの場合なしとせざるなり。況や君主は政治以外に於て或は道德の中心となり、或は社交の中心となり、換言すればパンホットの所謂社會の威嚴部として利益を國家に及ぼすこと頗る多大なるをや。左れば君主に實權なきの故を以て是れを無用の長物視するは、未だ英國憲法の神髓を知らず、英國社會の實相を知らざる者の言と云はざるべからず。

第二章 内閣

余は前章に於て君主の地位及び其特權を説けり。今や進んで、行政部の中心たる内閣の事を説明し、次で行政各部の事に説き及ぼすべし。而して内閣の事を説明せんと欲せば順序として先づ所謂立憲政下に於ける行政部に就きて少しく説明する所なかるべからず。

立憲政治を採用せる邦土世界に少しとせず、而して英國獨り其美を擅にし、其制度遠く他邦に卓越する所以の者は一に大臣責任の大主義秩然として紊れず、整然として亂れざるに因らざれば非るなり。仰も大臣責任の大主義が英國に於て確乎動かざるに至りたるは、實に一千六百八十八年の革命以降にあり。其以前に於ては、凡百の政權一に君主の掌中に存し、其大臣の如きも亦擅に之を任免せり。左れば國會の如きは大臣の任免に關して毫も容喙することを得ず、又行政部の監督權をも全く有せざりしなり。國會の爲し得る所は唯だ既に爲されたる君主の非行を諫争し、或は時として君主を誤らしめたる大臣を罰するに過ぎずして之を未發に防拒するの權は毫末之を有せざりしなり。然れども英國人民の遠謀、深略ある

能く彼の二大革命の經驗を利用し、遂に君主の威嚴を損せずして其權力を抑制するの微妙なる方策を發見し、能く其自由を保つを得たり。則ち英國君民間に於ける憲法上の争は左の三大主義を以て其局を結べるなり。

- (一) 君主無責任なり。
 - (二) 君主の特權を實施するに當りては大臣國會に對して其責任を負はざるべからず。
 - (三) 君主特權の行用に關し國會は常に之を監督し、大臣を詰責し、其君主に捧げたる意見の得失を查察して之を是非するを得べし。蓋し國會の之を爲すは常に其權利なるのみならず又國家に對する義務なり。
- 此三大主義一度定てより左の三種の義務亦隨て生ずるに至れり。
- (一) 君主の國會議員多數の信用を得たる者を擧げて大臣となし其國會の信任を失はざる間のみ之に政務を委託するの義務あり。
 - (二) 大臣は其政畧を國會に明示し其裁斷を請ひ、其監督を請けざるべからず。若し政畧の大體に就き國會と意見を異にするある時は速に其職を辭す

べきの義務あり。

- (三) 國會は君主無責任の大主義を確認し、大臣の責任を強迫し行政事務を妨碍せず、以て行政々略を監察するの義務あり。

英國の行政部は實に右の如き主義に因て成立せるなり。然れども其他の如く圓滿完美の域に達せるは決して一朝一夕の出來事に非ず。多年君民相争へるの結果漸く此域に達したるに外ならざるなり。然りと雖も今歴史に溯て詳細に其顛末を攻究するは余の目的とする處に非ず。左れば茲には諸君にして左の事實を知らるれば乃ち足れり。曰く、古へは君主自ら其特權を以て凡百の政務を執行したると、曰く今日政務執行の任に當る者は庶民院に於て多數を占むるの黨派に屬し、上下兩院中に座席を有し、且つ國會に責任を有する大臣なること、曰く大臣責任の大主義は今日確然實行せられ、國會の監督は頗る完全に實施せられ、君主は大臣の輔弼に依らずして諸般の政務を執行すること能はざるに至れること即ち是れなり。

大臣責任の一事が立憲治下に於ける行政の大主義たること實に以上述べたるが

如し。而して此等の大臣が集りて政事を議するの場所を稱して内閣即ちカピエツトとは云ふなり。

今や内閣の組織、権能及び其責任等を論ずるに先ち、聊か其沿革を述ぶるの必要あり。何となれば内閣の由來及び其沿革を攻究するは其性質を攻究するの好材料なればなり。

英國憲法を研究するの士にして、何人も先づ第一に奇異の感を起すべきは、其内閣の性質なるべし。何となれば英國政府の最上機關たる内閣なるものは、法律上成立すべきものに非ればなり。内閣大臣の君主輔弼の大任に當るは其内閣大臣の資格を以てせずして、ブリッヰ、カウンシヨル即ち樞密院の議官たるの資格を以てするの奇異なる慣例存すればなり。而して此奇異なる結果を生ずるに至りたる所以の沿革は、マコーレー卿の言簡潔にして能く盡せるを以て、左に之を掲げん。

『英國史中内閣の起原及び其現今有せる權力の發達に關する歴史の如く奇異なるものは之れ非ざるべし。往古より英國君主は樞密院議官の輔弼する處にして、其重要なる職權の章程等は法律を以て明かに之を定めたり。樞密院

議官は數世紀間國家の大事を評定し、政務を補佐し來れりと雖も、漸次其性質を變ずるに至れり。即ち政務に通曉せざる者も、國家に勳勞功績あれば、名譽の地位として此官に任せられたるが爲に議官の數漸く増加し、終には秘密重要の事を議するに適せざるに至れり。此に於てか君主は己むを得ず重要な場合に於ては院中逸倫、絶群の者を撰拔し、之を議院中の内室に召集し、秘密に國政を議するに至れり。是れ即ち『内閣』の稱起りたる原因に外ならず。蓋し此制度の是非得失は、ペーコン氏早く既に其慧敏なる才識を以て論辨したり。然れども其一般人民の注意を攪起したるは王政復古の後にあり。當時守舊の政治家は内密會議を以て憲法に違反し、且つ危険多きものとして非難の聲を絶たざりき。左れど會議は漸々樞要の地位を占むるに至りき。主要なる行政權は終に此會議の有に歸し、我國政治上必要欠くべからざるの要具となり。而して茲に最も奇異なるは英國の法律其會議の成立を認めず、此會議を組織せる貴族紳士の姓名も公然布告することなく、其決議等も記録する所なく、國會の決議録も絶へて此事に及ばざること是れなり』云々。

以上マコーレー卿の説ける處は、英國の内閣が其樞密院より分立せる沿革に外ならず。而して余輩は今や其以前に溯つて、少しく稽ふる處あらん。願ふに英國のバリアメント即ち國會とカベチット即ち内閣とは、元と同根より發生したるものに外ならず。換言すれば英國の内閣は今日國會の出店の如き性質を帯ぶるものなるが、其始めて起りたる時に於ても亦國會の出店として現れたるに外ならず。往古ノルマン時代に在りては國會は大會議と稱せらる。大會議は君主の諮詢に應ずる所なりと雖も、時を定めて會合するものにして常に會合しつゝあるものに非ず。左れば大會議開會の時に至らざれば君主は之に諮問するの便を欠き、大會議亦君主の行爲を制肘するの便を欠く。茲に於て大會議中より數名の議員を選び、大會議開會の時に非る時に於ては之をして代て政務を協賛せしむることとせり。是れ即ち通常會議若くは永久會議と稱するものにして實に英國内閣の始祖なり。其后幾多の星霜を経るに隨ひ通常會議の議員漸次其數を増し、隨て事物の決定往々不便を感ずるに至りたるを以て更に卓越の士を撰拔して事を議せしむることとせり。メリザイ、カウシル即ち樞密會議之

れなり。樞密會議はチュールドル及びスチユアルト王統の朝に於て最も隆盛を極め、百般政治の中心たり。而して其盛なるに及んでや、通常會議は則ち有名無實のものとなり、竟には無名無實となりて消滅せり。斯くて後樞密會議の權力は愈々益々隆盛を極めたりと雖も、漸くにして樞密議官なるもの、數を増し、恰も曩に通常會議の陥りたると同様の不便に陥りたるを以て、茲に於てか樞密議官中の卓拔者を選んで其奥座敷即ち内閣カベチットに召集し、重要なる政務を協賛せしめ、遂に今日の内閣の端緒を爲せること曩にマコーレー卿の言を籍て説明したるが如し。蓋し樞密會議の變じて内閣會議とならんとしたるの時、時は即ちチャールズ二世の頃にして、當時世人は王が正式の樞密會議に諮らず、特に其内の少數者に協賛するを非難し、其協賛に干かる處の少數政治家を稱してカバルと呼べりカバルとは謀者の謂にして且つ王の協賛に參與せる五人の政治家の姓名の頭文字を集むるときは自ら此文字を爲すが故に爾く呼べるなり。斯くの如く輿論は内閣制度を非難して己まざりしと雖も、自然の勢は到底之を抗拒する能はずして、樞密會議は漸次其勢力を失墜し、内閣之に代るに至れり。但し樞密會議は今日と雖も尙ほ存在し、通常會議の如く名實共に消滅するに至らざりき。

英國の内閣は實に以上の如き變遷を経て發達したるなり。然れども是れ蓋し無責任の内閣にして、今の所謂責任内閣に非ず。其更に進んで責任内閣、政黨内閣となれる所以の沿革は尙ほ別に考究するを要す。

抑も内閣の制度始めて起りたる當初に於ては未だ大臣責任主義の實行を見るに至らず、又同主義同黨派の政治家を以て之を組織するの慣例亦未だ生ぜざりしなり。左れば一千六百八十八年名譽革命終りて後、ウィリアム三世始めて其内閣を組織するや、ホイック(進歩黨)及びトリー(保守黨)兩黨の有力なる政治家を以て内閣を組織せしめたり。然るに此二黨派は元來水炭相容れざるの主義を有せるを以て議論往々一致せず、其政略亦合期せずして、内閣大臣は閣議に際して互に辯難攻撃をのみ事とし、甚しきに至ては屢々誹謗罵詈を逞ふするの奇觀を呈するに至れり。茲に於てカウリアム三世は其顧問たるサンダルランド侯の意見を容れ、竟に斷然ホイック黨のみを以て内閣を組織するに至れり。是れ即ち英國に於ける最初の政黨内閣なり。其後女王アンの朝に至り再び兩黨聯立の内閣を組織したることありしも、幾もなくハノバル王統のヨオルヂ一世に至りて又政黨内閣を見るに至れり。

至れり。蓋しヨオルヂ一世は獨乙より迎へられて英王の位に即きたるを以て、能く此國の事情に通ぜず、加之英語を解せずして日常の談話拉丁語を以てする等の不便に因り、勢ひ政を自らすること稀れなるに至れり。茲に於て其權力と責任とは漸次内閣大臣の手に移り、遂に大臣責任の大主義を實際に見るに至りしなり。又責任を連帶する慣例の如きも一千七百八十二年に至るまでは之を實際に見ること能はざりしなり。乃ち其以前に於ては假令内閣長にして職を辭するか如きことあるも、其同僚の進退には毫末の關係を及ぼすことなかりき。而して下院の議決其効を奏して内閣員全軀の更迭始めて行はるゝを見るに至りしは、即ち一千七百八十二年ノルス卿職を辭しロッキンガム卿代つて新内閣を組織したるの時にあり。是れより以後若し内閣長にして下院の意嚮に反對して掛冠するときには内閣員全軀其進退を共にすること此國の慣例となれり。即ち内閣員は内閣長の政治上の働作に對し連帶の責任を有し、内閣長に對する國會の信任欠亡は又内閣全軀に對する信任欠亡と解せらるゝに至れり。

又大革命以後殆ど百年間は内閣員現時の如く協同謀議に由て政務を處決するが

如きこと絶へてなく、互に特殊の部局に在りて獨立の姿をなし、君主上にありて之を總督するに過ぎざりき。抑も當時斯くの如く内閣の協同一致せざりし所以のものは即ち内閣長の一定せざりしに原因せずんば非ず。勿論憲法上より論ずるときは、内閣員は樞密院の議官として皆同等の權力を有するものにして理論上内閣長なるものを認むる能はざるなり。左れば大革命の後殆ど五十年の頃サト、ハート、ヴァルポール敏捷善く政務を處決するや、上院の議員等はヴァルポール一人政務を掌握するの故を以て、君主に其免職を訴へ出でしことあり。此勳議は終に廢案に歸せりと雖も其爭議の顛末は上院の記録に記載せらるることとなり。其文に曰く

「大宰相なる官職は英國憲法の認めざる處なり。斯る官を置くは一國施政の自由を沮格するものと云はざるべからず。今ロバート、ヴァルポール多年政權を擅にし、恰かも宰相の地位を占有せるが如き觀あり。余輩は國王陛下に奏請して此危險なる大臣を免職することの陛下に對し、又國家に對し必要な義務たることを信ず」と云々と。

此の如き紛議の起りたるとありしにも係らず、英國人民は次第に大宰相の必要を曉り、内閣に長を置くの習慣漸く起り、其後ウィリアム、ピット出で、勢力を得るに至り、内閣長即ち大宰相の地位は愈々益々鞏固となるに至れり。

英國内閣の發達は實に以上述べたる所の如し。而して余は今や以上の事實を一括して之を説明せん。

- (一) 内閣は當初其形不規則なる一小會議に過ぎざりしものにして、國王は樞密院の中より隨意に之を撰定し、以て其諮詢に充てたりしが、其王に忠言を呈するや私を以てするものにして、公式に依る者に非ず。又樞密院の承諾を経るに非れば何等の政畧をも奉行するを得ず。且つ當時は尙ほ未だ内閣即ちカヒネットの名を以て稱せらるゝに至らざりき。是れ即ちチャールズ一世即位前に於ける内閣の實狀なり。

- (二) 之に次で第二期來る。此時代に於て始めて内閣の稱を得たりしが、未だ公然認定せられたる面目を供ふるに至らず。即ち君主の諮詢に具ふる唯一の府たる樞密院の實際上若くは法律上の地位を未だ以て永久的に奪ふまでに

至らざりしなり(これチャールズ一世及び二世の朝なり、但しチャールズ二世は始め内閣に依て政を行ひ、晩年再び樞密院を構成し、之に依て政を行へり)。

(三) ウィリアム三世即位の後始めて今日の内閣に近き組織を有せる内閣を見るに至れり。此時代の内閣は實際の上に於て國家の最高行政機關となり、最高議政會となれり。然れども當時尙ほ他の猜忌を免るゝ能はざりき。左れば内閣大臣を國會に列席せしめ、以て大臣責任の大主義を充分實現せしめたるは、漸を積み、久しきを経たるの功にして一朝一夕の故に非るなり。

(四) 十八世紀の末に至りて内閣漸く現時の如き軀裁を具ふるに至れり。而して其憲法上の定説は現時に至るまで變る所なきなり。曰く、(イ)内閣は國會の議員を以て組織せざるべからず。(ロ)政治上同一の意見を懷き庶民院に於て多數を制する政黨より之を撰拔せざるべからず。(ハ)連帶責任を以て政を行ひ國會の詰難辯し難きの時に於ては總辭職を行ひ、以て連帶責任の實を明にすべし。(ニ)閣員合議の政略を施行すること、(ホ)一人の首相を推戴し皆之に服従すべきこと即ち之なり。

英國に於ける責任内閣は右の如き順序を以て發達したり。茲に於てか更に歩を進めて英國の内閣は如何にして組織せらるゝや、閣員は如何なる場合に辭職を爲すや及び内閣の性質等に就きて説明を下さるべからず。

先づ内閣の組織より説かん。凡そ舊内閣の大臣其職を辭するに當ては君主は議院中に多數を制せる黨派の首領一人或る場合に於ては二人を宮中に召し、是れに新内閣組織のことを委任せらる。而して君主の此事に干渉する權力は實に此に止まれり。君主は内閣の首相となるべき政治家一人のみを任定し、首相は君主の認可を経て其同僚を撰任するの權を有するは近代の習慣なり。乃ち君主より内閣組織の委任を受けたる政治家は其旨を領し其黨派の重立たる諸政治家と協議して行政各部の主任大臣を定め更に君主に復命するを常とす。若し又協議の結果黨派内に不折合を生ずるか、或は到底議會に於て長く多數を制するの見込みなき時に於ては乃ち君主に見えて新内閣組織の業を遂ぐる能はざる旨を奏問せざるべからず。此場合に於ては君主は再び前内閣員をして職に復せしむるか、或は又他の政治家をして内閣を組織せしむるか、又己を得ざる場合に於ては一時聯立

内閣を組織せしむることあり。若し首相の撰抜したる内閣員中君主の意に協はざるものあるときは君主其任命を拒むことあるべし。而して此場合に於て首相は君主の意に従ふことあり、或は又内閣組織の任を辭すること之れなきに非ず。内閣組織の手續は即ち以上述べたる所の如し。而して其職を辭するの場合一言以て之を述べば國會殊に庶民院に於て多數の味方を失へるの時に外ならず。然れども内閣は其國會に提出したる議案の否決せらるゝ毎に必ず辭職するものに非ず。内閣の辭職を來すべき場合は其抱持する大主義に基きて編成したる議案の否決せらるゝか或は豫算案の否決若くは甚しく修正せられたる場合に限るべし。夫れ唯だ斯の如し。故に内閣が其進退を決せんとする問題を國會に提出するに當りては豫め先づ其進退を賭したる問題なることを明言するを常とす。而して反對黨は代つて内閣を組織するの準備あるに非んば慢りに之を否決せざるなり。

以上述べたるが如くなるを以て内閣の更迭頻繁なりと云ふの理由を以て政黨内閣を非難するの當を得ざること自ら明なるべし。若し内閣にして其提出せる議案

否決せらるゝ毎に辭職するに於ては其更迭必ず頻繁なるべしと雖も、事實然らずして更迭を惹起すへき問題に限りある以上は必ずしも頻繁なるべき憂なく。且つ重要な問題にして否決せられたる時に於ても、内閣は必ずしも直に辭職するを要せず。假令國會の多數は内閣に反對するも國民の多數或は賛成すべしと云ふ見込みある場合には、君主に上奏して議會を解散し、以て是非を國民に訴ふるを得るなり。而して若し總選舉の結果内閣に賛成する多數の議員を得るに於ては内閣其職を辭するの必要なく、反之總選舉の結果反對黨多數なるときに於ては其職を辭せざるべからず。英國の内閣は或は十數年の久しき其位を保つあり、或は十數月にして職を辭するあり。然れども國會の信用を失ひ、加之國民の信用を失へること明瞭なる場合に於て辭職するものなるが故に、之を以て漫りに更迭頻繁なりと云ふは當を得たりと云ふべからず。

内閣大臣の議會に對する責任は連帶なることあり、又單獨なることあり。而して其何れの場合に於て連帶の責任を負はしめ、何れの場合に於て單獨の責任を負はしむべきや、是れ須らく考究を要すべき問題なり。抑も連帶責任の政黨政治に伴